

官報

号外
国会会議録

令和八年四月二十四日

○第二百一十一回 参議院会議録第十号

令和八年四月二十四日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十号

令和八年四月二十四日

午前十時開議

第一 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、永年在職議員表彰の件
以下 議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。この際、永年在職議員表彰の件についてお諮りいたします。

議員宮沢洋一君、松山政司君、小池晃君及び有村治子君は、国会議員として在職すること二十五年に達せられました。

つきましては、院議をもって四君の永年の功勞を表彰することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。四君に対する表彰文を朗読いたします。

〔宮沢洋一君起立〕

議員宮沢洋一君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

〔拍手〕

〔松山政司君起立〕

議員松山政司君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

〔拍手〕

〔小池晃君起立〕

議員小池晃君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

〔拍手〕

〔有村治子君起立〕

議員有村治子君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

〔拍手〕

○議長(関口昌一君) 水岡俊一君から発言を求められました。発言を許します。水岡俊一君。

〔水岡俊一君登壇、拍手〕

○水岡俊一君 参議院議員一同を代表して、ただいま永年在職によつて表彰されました宮沢洋一先生、松山政司先生、小池晃先生並びに有村治子先生に対しまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

宮沢先生は、平成十二年に衆議院で初当選をされて以来、九年二か月にわたり衆議院議員として御活躍の後、平成二十二年に参議院議員に転じ、この度、国会議員として在職二十五年を迎えられました。

この間、宮沢先生は、資源エネルギー・持続可能な社会に関する調査会長等の重責を果たされ、また、経済産業大臣等として国政の中枢に参画され、同時に、自由民主党税制調査会会長等の要職を歴任され、現在は、情報監視審査会会長の重責を担われておられます。

松山先生は、平成十三年に初当選をされて以来、参議院議員として御活躍をされ、この度、国

会議員として在職二十五年を迎えられました。

この間、松山先生は、議院運営委員長等の重責を果たされ、また、内閣府特命担当大臣等として国政の中枢に参画され、現在は、自由民主党・無所属の会議員会長、自由民主党参議院議員会長の重責を担われておられます。

小池先生は、平成十年に初当選をされて以来、参議院議員として御活躍をされ、この度、国会議員として在職二十五年を迎えられました。

この間、小池先生は、党において日本共産党参議院議員団長を始めとする要職を歴任され、現在は、日本共産党書記局長の重責を担われておられます。

有村先生は、平成十三年に初当選をされて以来、参議院議員として御活躍をされ、この度、国会議員として在職二十五年を迎えられました。

この間、有村先生は、情報監視審査会会長等の重責を果たされ、また、内閣府特命担当大臣等として国政の中枢に参画をされ、現在は、自由民主党総務会長の重責を担われておられます。

このように、先生方は、卓越した見識と豊富な経験に基づき、我が国の議会政治発展のため多大な貢献をされてきました。

ここに、我々議員一同は、先生方の二十五年間の御功績に対しまして深い敬意を表しますとともに、本日、榮えある表彰を受けられましたことに對し、心からお祝い申し上げます。

現在、我が国を取り巻く環境は誠に厳しく、克服すべき課題が山積しております。そのような中、国民の負託を受けた国会の責務は重く、参議院が果たすべき役割は大きなものであります。

先生方におかれましては、今後とも健康に御留意され、国民のため、参議院のため、そして我が国議会制民主主義の発展のため、なお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。お祝いの言葉といたします。

誠にめでとございました。(拍手)

○議長(関口昌一君) 宮沢洋一君、松山政司君、小池晃君及び有村治子君から、それぞれ発言を求められました。順次発言を許します。宮沢洋一君。

(宮沢洋一君登壇、拍手)

○宮沢洋一君 ただいま、院議をもちまして在職二十五年の永年在職表彰を賜り、誠に光栄に存じます。ありがとうございます。

また、関口議長、さらに、御祝辞をいただきました水岡俊一先生、ありがとうございます。そして、同時に表彰されます松山政司先生、小池晃先生、有村治子先生、おめでとうございます。思い返してみますと、私が政治の道に、政治の世界に入るきっかけとなったのは、一九九一年秋、私が駐在していたニューヨークに掛かっていた一本の電話でした。早朝に鳴るベルの音、何か不幸でも起こったのかと不安を感じながら取った電話の声は、伯父の宮澤喜一でした。もうすぐ総理大臣になりそうなので、日本に帰ってきて手伝ってくれないかというものでした。

その後、総理大臣秘書官として、PKO国会を経験し、政治改革の議論に翻弄され、最後は自民党内が分裂し、内閣不信任案が可決されました。直後の総選挙では候補者の代わりに選挙区を回り、結局、大蔵省には戻らず、伯父の秘書として活動することになりました。

二〇〇〇年の総選挙で当時の広島七区で初当選し、国会議員としての活動が始まりました。振り返ってみますと、数々の重要政策の策定に関わることができ、充実した政治人生を送ってきたなと思っております。

小泉内閣の最重要政策であった郵政民営化のときは、まだ当選二回でしたが、与謝野政調会長の下で事務局長を務め、大変苦勞をいたしました。

福田内閣のときは、公務員制度改革基本法の成立に尽力いたしました。当時の大臣が独走ぎみに出してしまった政府案を、当時民主党の参議院議

員松井孝治現京都市長と協議して、大幅に修正して成立させることができました。

東日本大震災のときには、野党でしたが、責任者として自民党の復興基本法案をまとめ、与党との協議を経て、およそ九割近くは実現することができました。

社会保障と税の一体改革においても、自民党の代表として税制の方の協議に参加し、いわゆる三党協議をまとめることができました。

一方で、ここ十五年ほどは自民党の税制調査会が主な活動の場でありました。税調の会長も、二回にわたり計八年務めました。現在の税制には日本の戦後が詰まっていると言っても過言ではないと思っております。増築、改築を重ねた家のようなもので、決して格好よくはありません。しかし、なかなかうまくできていると思っております。よく税の三原則は公平、中立、簡素と言われていますが、制度は公平にしようとするほど簡素ではなくなり、中立にしようと思うと政策税制はなくなりません。その中でいいあんばいを見付けるのが税調の仕事だと考えております。

十年ほど前に経済産業大臣を務めました。パリ議定書が採択される直前で、エネルギーミックスを決めるなど、大変忙しい時期でした。大震災後最初となる川内原発の再稼働にも立ち会うことができました。

大臣に就任した最初の日に経産省の幹部に幾つかの指示をしました。そのうちの一つは、私の在任中に、当時実際の半分も出ていなかった超過勤務手当を満額支給しようというものでした。出勤の管理をしつかり行い、残業命令も制度化しなければ実現できない難しい問題でしたが、当時の秘書課長の飯田さん、今、総理大臣秘書官をしていらつしやいますが、頑張ってくれて、在任中に何とか実現することができました。今、この経産省方式が全省庁で実現されているとのこと、大変うれしく思っております。

最後に、二十五年以上にわたって私を支えてくださった地元広島県の後援会の皆様、東京を中心とする応援団、友人の皆様、私の疑問に真摯に向き合ってくれた官僚の皆様、そして、酔っ払って帰ってくる私に辟易としながらも支え続けてくれた妻、家族、さらに歴代の事務所のスタッフに、心から感謝を表し、私の永年在職表彰に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 松山政司君。

(松山政司君登壇、拍手)

○松山政司君 ただいま、院議をもちまして在職二十五年の永年在職議員として表彰を賜りましたこと、大変光栄に存じ、心から御礼を申し上げます。

また、水岡俊一会長より丁寧な御祝辞をいただきまして、誠にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。そして、共に二十五年を迎えます宮沢洋一先生、有村治子先生、小池晃先生、誠にありがとうございます。これからもうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、私が政治というものを身近に感じてきましたのは、福岡県議会議員として、生まれ故郷の築上郡、福岡県築上郡において地域の発展に尽力をし、また、県の農政連委員長を長年務め、農業政策に大変力を入れていた父松山譲の後姿でありました。

十四年前に父は他界をいたしましたけれども、高度経済成長期が終わりまして、我が国が大きな変化に揺れ動いていたときに県議会議員となった父は、時間があればこの農村部を、いつも地域の声に寄り添いながら、また様々な要望に応えながら、時には難しい局面にも悩まされておりました。

しかし、温厚で、家の中でも愚痴一つ言わずに、私が申し上げるのは恐縮ですが、何よりも思いやりの心を持って、休む間もなく、常に

多くの郷里の方々に触れ合い政治に取り組んでいる、そんな父を長年見てまいりました。そして、そういう父の信念は、無言のうちに私の心の中に浸透し、刻み込まれていったように思います。

その後、私が二十七歳のときに、ある方の紹介で福岡市をエリアとする福岡青年会議所に入会することになりました。それから十三年間、中小企業の経営に携わる傍ら、合間を縫って地域の子供たちの育成事業や町づくり運動に邁進してまいりました。

一九九五年には、全国の青年会議所で構成されるこの日本青年会議所の国際協力活動を担う国境なき奉仕団という特別委員会の責任者を拝命しました。

その前年の十二月には、当時、アフリカで民族間の争いによって大虐殺が行われましたルワンダ難民の救援活動を実施すべく、UNHCRなどと連携して既に現地への調査も終えていたところ、年明け一月十七日に阪神・淡路大震災が発生いたしました。急遽、私は日本青年会議所の会頭から現地の責任者を命ぜられまして、最初は寝袋を持って被災地に入りまして、約二か月間にわたって、全国から毎日駆け付けてくれる数百人もの多くの仲間とともに、瓦れきの除去や膨大な救援物資の仕分、あるいは避難所への配送など、行政の手が行き届かないところを必死の思いで取り組んでまいりました。

実はこのとき、この日本青年会議所のトップであります会頭の一人息子であった最愛の御子息がこの震災で亡くなられていたのであります。悲しみのどん底にいらながらも、涙をこらえ、作業服を着て、我々とともに復旧活動に取り組んでくれたそのリーダーの後姿に私は奮い立たされました。そして、まさにその姿に背中を押され、翌年には福岡青年会議所の理事長を務め、その三年後に日本青年会議所の会頭を務めることになりました。まさにこの一九九五年の経験と出会いは、そ

これまで自分が頑張ってこれた大きな転機でもありませんでした。

そして、日本JICの会頭として、当時の小淵総理や閣僚の方々と地域の活性化や地方分権、教育問題や国際交流など様々な分野で意見を交わす機会をいただき、政府主導の会議などにも参加をさせていただきました。こうした活動を目の当たりにして、日本の平和と繁栄に向けて様々な分野でこの国を動かしている政治の重要性、重さというものを改めて痛感し、政治への関心もこれまで以上に高まってまいりました。

そして、二年後の二〇〇一年の参議院議員選挙。これまで培った様々な経験を生かして、この国の政治で世の中のために、この国のために、世代としての責任と使命というテーマを生意気にも掲げまして、とことん頑張ってみようと、そういう強い思いで立候補の決意をいたしました。

当時の森総裁から我が党の公認をいただきましたけれども、保守分裂の厳しい戦いになりました。しかし、同郷の麻生太郎先生や古賀誠先生を始め、先輩方の力強い御支援をいただきまして、また、父の同僚、後輩県議の方々にも助けられ、当選を果たすことができました。

初当選して最初の委員会は、父が力を入れていました国の基である農業政策を所管する農林水産委員会に所属をし、私の政治活動がスタートいたしました。

政府におきましては、経済産業大臣政務官、外務副大臣、そして安倍総理の重点政策でありました一億総活躍担当大臣並びに科学技術や宇宙政策のほか、特に力を入れてきた少子化対策担当大臣として活動させていただきました。

また、先輩方には、国対や幹事長室、また議運におきまして、難しい国会運営というものを御指導いただいたてまいりました。同期の先生方にも大変恵まれました。議長の間口昌一先生始め、伊達

忠一先生や、今は亡き吉田博美元幹事長にも、弟のように大変温かい御指導をいただけてまいりました。今日まで多くの御教示をいただきました衆参両院の諸先輩並びに同僚諸氏に、この場をお借りして心からの感謝と御礼を申し上げます。

今後も、党の議員会長として大切にしていきたい融和と結束、これを重んじて、日本列島を強く豊かにするために全力で頑張らせていただきたいと決意を新たにいたしております。引き続き、先生方には何とぞ御指導賜りますようしくお願いを申し上げます。

結びに当たりまして、今日まで御支援いただいたまいりました地元後援会、支援者の皆様方、事務所のスタッフ、党の職員の皆さん、私を育ててくれた亡き父、今月九十三歳を迎えた母、そして、最も身近で、今日まで苦楽を共にし、温かく支え続けてくれた親愛なる妻と四人の子供たちを始め、子供、家族、親族に心から感謝の誠をささげたいと思います。

本日は誠にありがとうございます。(拍手)
○議長(関口昌一君) 小池晃君。

(小池晃君登壇、拍手)
○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

お許しをいただきまして、一言お礼を申し上げます。

ただいま、院議をもって在職二十五年表彰を受けました。この議決をしていただいた議員各位の皆様、さらに、水岡俊一立憲民主党議員会長より温かい御祝辞をいただきました。心からお礼を申し上げます。同時に表彰された宮沢洋一、松山政司、有村治子議員にもお祝いを申し上げます。

特に、日本共産党への御支援をいただき、私を国会に送り出してくださった国民の皆様には深い感謝を申し上げます。そして、私の二十五年の国会活動を支えてくれた秘書を始めとする日本共産党国会议員団事務局や党本部職員の皆さんと家族

に、心から感謝をいたします。

私は、第一線の医療現場で臨床医として働いておりましたが、一九九八年の参議院選挙に際して、共産党本部からの要請を受けて比例代表選挙に出馬をし、初当選を果たしました。それ以来、命を守る政治を原点に走り続けてまいりました。

初めての国会は、金融国会でした。その後も、年金制度改革法案、医療保険制度改革法案、特定秘密保護法案、そして集団的自衛権の行使に道を開いた十年前の安保法制など、時には本会議の壇上で、時には委員会の席上で、首相を始めとする政府の皆さんと激しく論戦を交わしてきたことを思い起こしております。

もちろん、対決ばかりの二十五年ではありませんでした。国民のために一歩でも政治を前に動かそうと、党派を超えて取り組んできたことも多々ございました。

二〇〇六年に自殺対策基本法を実現したことは忘れ難い経験でした。年間の自殺者が三万人を超えている、この事態を何とかしなければならないと、自民党の尾辻秀久議員、当時民主党の故山本孝史議員らとともに、厚生労働委員会で自殺対策の推進を求める決議を実現し、五年後の立法につながったことが、国と地方の行政を動かし、今も大きな力を発揮しております。

委員会で厳しく対決したある大臣から、委員会室を出た後で声を掛けられたことがありました。今は亡くなられた方ですが、こうおっしゃった。小池さん、あなたとは政治的な立場は違うけれども、あなたの質問は現場の実態を踏まえたものだから、いつも耳を傾けていますよ。そのときは、これが私の役割だと思いました。国民がどんな状況に置かれているか、今の政治にどのような期待や、あるいは怒りを持っているのか。それを国会の場で、ぶれずにひるまず正面から提起していくことと思ひ定めて、今日までやってまいりました。

今、世界では、平和の秩序が無残に破壊され、ウクライナで、パレスチナで、そしてイランでも、戦火の下で命を落としている多くの人々がいます。国際法も国連憲章も踏みこじっているような米国に追随し、大軍拡に突き進む、そんな政治でいいのか。日本の役割も問われております。

政治は一体何のためにあるのか。私は、政治とは、戦争と貧困をなくすためにあると思っております。それが私の信念です。そして、その希望の道を指し示しているのが日本国憲法であります。

日本国憲法は、その前文で「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と平和的生存権をうたい、憲法九条で戦争を放棄し、戦力を持たないという徹底した平和の条項を持っています。

私は、戦前から反戦平和を一筋に貫いてきた日本共産党の一員として、そして、日本国憲法を尊重し擁護する義務を有する国会议員として、命懸けの外交努力で、絶対に戦争をしない、させないために力を尽くすことをお誓いいたします。

結びに、国民から選ばれた国権の最高機関の一員として、政治の主権者である国民に奉仕する重要な責任を担い、引き続き全力を挙げる決意を表明して、謝辞といたします。

ありがとうございます。(拍手)
○議長(関口昌一君) 有村治子君。

(有村治子君登壇、拍手)

○有村治子君 自由民主党の有村治子です。

本日、参議院の院議をもって永年在職議員表彰を賜り、大変光栄に存じます。

関口昌一議長の下、先ほど温かい御祝辞をくださいました水岡俊一立憲民主・無所属議員会長を始め、皆様の温かい友情と御厚情に感謝を申し上げます。時を同じくして表彰されました、初当選同期の松山政司参議院自民党会長、宮沢洋一先生、小池晃先生、誠におめでとうございます。

有村君、自由民主党の議会人になった以上は、自民党を支持してくださる方々はもちろんのこと、野党を支持され我が方に厳しく牙を向けられる人々も、無党派の皆さんも、まだ投票権を持たない赤ちゃんも含めて、一億二千万余の日本国民みんなに仕える矜持を持つて事に当たろうじゃないか。これが自民党の誇りであり、使命だよ。平成十三年初当選のときに、後に衆議院議長となられる大島理森先生からいただいた言葉です。

この心構えによって、たとえ主義主張が対立することがあっても、敬意を持つて人と接することの重要性を教えていただきました。大臣時代、野党からの厳しい論戦に窮しましたが、この方もまた、私がお仕えすべき大事な日本国民なんだと思うと、不思議と冷静さを保てる場合もありました。

三十歳で初めて参議院選挙に立候補した私にとりまして、残酷区と言われる全国区、四十七都道府県全てを選挙区とし、自らの名前を書いていただかなければならない選挙の破壊力はすさまじいものがあり、とてつもない重圧でした。しかし、あの苦しい選挙で当選を果たし、民意を背負って議場に臨むがゆえに、国会質問において、総理大臣を始めとする閣僚の見解をただし、重要な答弁を引き出し、議事録に残し、共に政策を深化できる権限が与えられます。

全国区選出の議会人は、日本全体にとって良いことを提案し、具体化していかなければ存在意義がありません。ゆえに、国政を実際に動かす国会質問を意識してまいりました。

戦中戦後も厳しい道のりをたどった沖縄に思いをはせ、国民的悲願を実現した沖縄本土復帰の歴史を日本全域で記憶にとどめるため、沖縄復帰五十周年記念式典を政府主催で開催することをまさにこの参議院本会議場で提案をし、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで式典が実現をしたこと、また、我が国の島の数が六千八百五十二と公表され

ていたものの、実は日本には一万四千二百二十五もの島々があること、北方領土についての教科書記述の是正、ばらばらだった歯舞諸島と歯舞群島の地名が一本化して、全ての地図表記が歯舞群島に更新されたことなど、いずれも国会質問によって国政が着実に前に進み得ることを目の当たりにし、やりがいを感じてまいりました。

しっかりとした国家観と地に足の着いた生活感を併せ持つて、命の重みと地域や家族のきずな、国家の尊厳を守ることを初当選以来行動指針にしてきた私は、明確な国家観と堅実な生活感の双方を大事にしています。

私は、現職中に出生した戦後四人目の女性議員となりましたが、本日、正直に申し上げることが許されるのであれば、当落線上の選挙を抱える議会人として、子供を授かること、妊娠を継続すること、睡眠と体力が削られる夜中の授乳や子育てをしながら全国を歩く仕事は、常にジェットコースターのようでした。でも、だからこそ、マタニティマークを全国に広げるなど、命を育む親としての経験や視点を国政に生かしていくことも私の大事な価値観であり続けます。

十二年前、安倍内閣で初代女性活躍担当大臣を拝命し、女性活躍推進法が成立しました。伊藤博文公が初代内閣総理大臣に就任された明治十八年、一八八五年から百四十年の年月がたち、ちょうど半前に初めて女性の内閣総理大臣が誕生するという我が国の新たな歴史に立ち会えたことは幸いであり、現在、高市早苗総理・総裁の下、自民党総務会長の任を拝命しております。

歴史が大きく動くとき、その道は平たんではありません。誠に残念ながら、今まさに戦争や紛争が継続されている国際情勢、地殻変動が起こっているかのような内外情勢にあって、国政には、過去の延長線上にはない複眼的思考と深い洞察力、主体性と決断力が求められていると感じます。人や組織、国家の栄枯盛衰に思いをはせると

き、ともすると私たちは晴れの祭りの日に幸せを感じがちでございますが、実は、日々の何げない、何もない日常こそがかけがえのない慈しむべき幸せそのものだと思えるようになりました。このかけがえのない穏やかな国民生活が永続的に、一日でも長く続くよう最善の努力をすることが国家国民に仕える議会人の務めだと自らに言い聞かせます。

結びに、私と出合い、御縁を紡いでいただいで、一緒に活動し、議場で発言権を持つために私を育て、御支援くださったっている全国の同志の皆様に深甚なる御礼を申し上げます。

また、この四半世紀、苦楽を共にし、私の政治活動を支えてくれた秘書陣と、その御家族の御理解にも、感謝の思いを伝えます。

車椅子にお世話になりつつ、夫婦でふるさと滋賀から今朝東京に来てくれた、今回が恐らくは結ぶの機会となることでありましよう九十二歳の父と母。私を産み育ててくださいまして、ありがとうございます。

全国各地に身を置いてきた二十五年間、留守の日々を守ってくれた会社員の主人と二人の子供にも、この場を借りて言葉を紡ぎます。縁あって家族となり、戦友でいてくれて、どうもありがとうございます。

自由民主党同志の皆様、党派を超えて共に取り組んできた与野党同僚議員の皆様、各位がそれぞれ背負い、代弁しておられる全国の主権者の皆様、本日の節目を見守っていただきましたことに心を込めて御礼を申し上げます。

有村さん、あなたが国会にいてくれて本当に良かった、この言葉を最高の励みとして、今後も日本を慈しみ、誇りに思い、歩を進めたいと存じます。本日は誠にありがとうございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 日程第一 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員長松下新平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松下新平君登壇、拍手〕

○松下新平君 ただいま議題となりました法律案につきまして、デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公共の安全を確保しつつ、人工衛星の打ち上げ等に関する多様な需要に対応するため、ロケットの打ち上げに着眼した規制体系に変更する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、我が国のロケット打ち上げの現状と課題、打ち上げ手続等の簡素化と審査体制の強化、今後の宇宙政策の方向性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の大門委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長伊藤孝江君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔伊藤孝江君登壇、拍手〕

○伊藤孝江君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を百二十六人減少しようとするものであります。

委員会におきましては、審理期間や事件動向等を踏まえた体制整備の在り方、家庭裁判所の充実強化の必要性、離婚後共同親権制度導入による裁判所への影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本

共産党を代表して仁比委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 日程第三 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長宮本周司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔宮本周司君登壇、拍手〕

○宮本周司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、地域の人口の減少等の社会経済情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤の強化を図るため、国の資本参加の申請期限を廃止し、国が資金を交付する制度の申請期限を延長するとともに、大規模な災害等の事態における資本参加の特例の創設、共同で利用する情報処理システムの設計又は開発を実施する金融機関等に対して国が資金を交付する制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地域金融機関の現状に対する政府の認識と今般の改正の意義、システム共同化の支援に係る資金交付制度を創設する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 日程第四 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長里見隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔里見隆治君登壇、拍手〕

○里見隆治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一般旅券の発給等に係る国分の手数料について具体的な額を政令で定めること、また、その際に、徴収する手数料の総額で、旅券の発給に必要な費用を賄えるよう手数料の額を定めること、受領されずに失効した一般旅券について、失効してから五年以内に新たな旅券の申請があった場合の手数料を、当該申請に係る手数料の二倍の額とすること、有効期間五年の一般旅券の発給対象を十八歳未満のみとすること、公用旅券発給の際に戸籍謄本の提出を求める要件を改めること等について規定するものであります。

委員会におきましては、一般旅券の手数料見直しの背景、海外在留邦人の安全、安心の確保、未交付失効旅券に係る追加徴収制度の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十三
賛成 二百四十三
反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 日程第五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。総務委員長吉川沙織君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君 ただいま議題となりました株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会にお

る審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の我が国経済をめぐる状況に鑑み、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じた当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を引き続き図るため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限を十年間延長し、令和十八年三月三十一日から令和二十八年三月三十一日に改めようとするものであります。

委員会におきましては、ICT分野等の海外展開に向けた機構の役割、機構の設置期限とガバナンスの在り方、機構のこれまでの支援実績と今後の方針等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十三
賛成 二百二十八
反対 十五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 日程第六 農林中央金庫法の一部を改正する法律案

日程第七 農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤木眞也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤木眞也君登壇、拍手〕

○藤木眞也君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農林中央金庫法の一部を改正する法律案は、農林中央金庫による農林水産業者への円滑な出資及び融資を促進するため、農林中央金庫が目的達成のために営むものとされている業務として会員組織の構成員への資金の貸付け等の追加、地域の農林水産業の発展に資する取組を行う会社への出資に係る認可手続の緩和等の措置を講じようとするものです。

次に、農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案は、農業分野の資金需要が拡大している状況に鑑み、長期かつ低利の資金の融通を円滑にするため、農業近代化資金について、貸付金合計額の最高限度額の引上げ等の措置を講じようとするものです。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、農林中央金庫のガバナンス強化に向けた外部理事登用の意義、農業関連向け出融資の強化、農業近代化資金の運用方針等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩淵委員より農林中央金庫法改正案に反対、農業近代化資金融通法改正案に賛成

する旨の意見が述べられました。

順次採決の結果、農林中央金庫法改正案は多数をもって、農業近代化資金融通法改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

まず、農林中央金庫法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十三
賛成 二百三十
反対 十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 次に、農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十二
賛成 二百三十七
反対 五
よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時一分散会

出席者は左のとおり。

議長 関口 昌一君
副議長 福山 哲郎君

議員
中田 優子君 宮出 千慧君
平戸 航太君 櫻井 祥子君
後藤 翔太君 小林さやか君
安達 悠司君 塩入 清香君
庭田 幸恵君 杉本 純子君
初鹿野裕樹君 竹詰 仁君
堂込麻紀子君 大津 力君
岩本 麻奈君 山中 泉君
浜口 誠君 松田 学君
安藤 裕君 梅村みずほ君
磯崎 哲史君 神谷 宗幣君
上田 清司君 奥村 祥大君
白川 容子君 かごしま彰宏君
岩渕 友君 大門実紀史君
牛田 茉友君 水野 孝一君
山添 拓君 江原くみ子君
原田 秀一君 山田 吉彦君
伊藤 辰夫君 仁比 聡平君
岡崎 太君 田村 まみ君
芳賀 道也君 小池 晃君

石 平君 足立 康史君
後藤 斎君 金子 道仁君
松野 明美君 浜野 喜史君
伊藤 孝恵君 青島 健太君
中条きよし君 舟山 康江君
榛葉賀津也君 川合 孝典君
嘉田由紀子君 高木かおり君
串田 誠一君 片山 大介君
石井 苗子君 柴田 巧君
松沢 成文君 浅田 均君
猪瀬 直樹君 上野はたる君
若林 洋平君 新実 彰平君
山本 啓介君 ながえ孝子君
佐々木りえ君 永井 学君
友納 理緒君 石井めぐみ君
福山 守君 脇 雅昭君
古庄 玄知君 長谷川英晴君
藤井 一博君 星 北斗君
小林 一大君 加藤 明良君
生稲 晃子君 赤松 健君
宮本 周司君 阿達 雅志君
山田 宏君 井上 義行君
滝波 宏文君 上月 良祐君
北村 経夫君 三原じゅん子君
堀井 巖君 舞立 昇治君
山下 雄平君 古賀友一郎君
松村 祥史君 酒井 庸行君
高橋 克法君 山谷えり子君
佐藤 啓君 野村 哲郎君
宮沢 洋一君 小野田紀美君
片山さつき君 北村 晴男君
北村 晴男君 齊藤健一郎君
神谷 政幸君 越智 俊之君
宮本 和宏君 山本佐知子君

いんどう周作君 寺田 静君
本田 顕子君 朝日健太郎君
今井絵理子君 石田 昌宏君
藤川 政人君 江島 潔君
青木 一彦君 石井 浩郎君
山本 順三君 石井 準一君
末松 信介君 高良 沙哉君
伊波 洋一君 高橋はるみ君
郡山りよう君 西田 英範君
見坂 茂範君 鈴木 大地君
岩本 剛人君 船橋 利実君
自見はなこ君 松川 るい君
大家 敏志君 森 まさこ君
猪口 邦子君 福岡 資麿君
西田 昌司君 櫻井 充君
木村 義雄君 吉川 沙織君
ラサール石井君 福島みずほ君
伊勢崎賢治君 小島とも子君
横沢 高徳君 三上 えり君

かまやち敏君 白井 正一君
加田 裕之君 進藤金日子君
こやり隆史君 馬場 成志君
長谷川 岳君 渡辺 猛之君
磯崎 仁彦君 中西 祐介君
岡田 直樹君 松山 政司君
有村 治子君 安野 貴博君
尾辻 朋実君 清水 真人君
出川 桃子君 泉 房穂君
小林孝一郎君 高木 真理君
小川 克巳君 山田 太郎君
藤木 眞也君 打越さく良君
上野 通子君 古川 俊治君
松下 新平君 浅尾慶一郎君
吉田 忠智君 橋本 聖子君
鈴木 宗男君 中曽根弘文君
奥田ふみよ君 山内佳菜子君
福士 珠美君 大島九州男君
村田 享子君 古賀 千景君

柴 慎一君 鬼木 誠君
羽田 次郎君 塩村あやか君
田島麻衣子君 岸 真紀子君
石垣のりこ君 熊谷 裕人君
木戸口英司君 古賀 之士君
杉尾 秀哉君 小沢 雅仁君
石橋 通宏君 勝部 賢志君
森本 真治君 小西 洋之君
徳永 エリ君 斎藤 嘉隆君
水岡 俊一君 田名部匡代君
広田 一君 牧山ひろえ君
森 ゆうこ君 青木 愛君
蓮 舩君 辻元 清美君
長浜 博行君 川村 雄大君
佐々木雅文君 司 隆史君
下野 六太君 窪田 哲也君
原田大二郎君 伊藤 孝江君
宮崎 勝君 竹内 真二君
里見 隆治君 三浦 信祐君
杉 久武君 横山 信一君
上田 勇君 秋野 公造君
高橋 光男君 平木 大作君
竹谷とし子君 石川 博崇君
谷合 正明君 西田 実仁君
天島 大輔君 木村 英子君

国務大臣

総務大臣 林 芳正君
法務大臣 平口 洋君
外務大臣 茂木 敏充君
農林水産大臣 鈴木 憲和君
国務大臣(内閣府特命担当大臣(金融)) 片山さつき君
国務大臣(内閣府特命担当大臣(宇宙政策)) 小野田紀美君

議長の報告事項 去る十七日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 厚生労働委員 秋野 公造君 補欠 原田大二郎君 環境委員 原田大二郎君 補欠 秋野 公造君 同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改 正する法律案 自動車運転により人を死傷させる行為等の処 罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正す る法律案 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部 を改正する法律案 同日議員から次の質問主意書が提出された。 自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱と政 治的中立性等に関する質問主意書(石垣のりこ 君提出)(第三五号) 高額療養費制度の見直しが患者の意向に沿うも のであるという総理答弁と破滅的医療支出との 関係に関する質問主意書(石垣のりこ君提出) (第三六号) 警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着 用義務に係る規律の不均衡に関する質問主意書 (石垣のりこ君提出)(第三七号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員塩村あやか君提出生殖補助医療に係 る保険適用の回数制限緩和に関する質問に対す る答弁書(第二九号) 参議院議員石垣のりこ君提出原子力発電所の再 稼働及び使用済核燃料の管理に関する質問に対 する答弁書(第三〇号)		参議院議員石垣のりこ君提出原子力事業者にお ける内部通報制度及び公益通報者保護制度に関 する質問に対する答弁書(第三二号) 参議院議員石垣のりこ君提出浜岡原子力発電所 における基準地震動策定に係る不適切事案に関 する質問に対する答弁書(第三二号) 同日内閣から、無差別大量殺人行為を行った団体 の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく令 和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間 における同法の施行状況の報告を受領した。 同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止 法第三十六条の規定に基づく令和七年団体規制状 況の年次報告を受領した。 去る二十日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 有村 治子君 補欠 生稲 晃子君 山崎 正昭君 見坂 茂範君 外交防衛委員 生稲 晃子君 補欠 有村 治子君 農林水産委員 生稲 晃子君 補欠 有村 治子君 経済産業委員 徳永 エリ君 補欠 吉田 忠智君 森本 真治君 三上 えり君 国土交通委員 見坂 茂範君 補欠 山崎 正昭君 吉田 忠智君 徳永 エリ君 環境委員 三上 えり君 補欠 森本 真治君		同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。 全ての国民が安心して医療を受けられる環境の 整備を図るための高額療養費等の制度の在り方 に係る措置に関する法律案(濱地雅一君外三名 提出)(衆第七号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員 会に付託した。 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法 の一部を改正する法律案(閣法第三二号) 総務委員会に付託 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣 法第一九号) 法務委員会に付託 旅券法の一部を改正する法律案(閣法第二二号) 外交防衛委員会に付託 金融機能の強化のための特別措置に関する法律 等の一部を改正する法律案(閣法第七号) 財政金融委員会に付託 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法 第二八号) 農業近代化資金金融通法の一部を改正する法律案 (閣法第二九号) 農林水産委員会に付託 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 地方自治の本旨と地方公務員の兼業特例の関係 に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第三 四号) 去る二十一日議長において、次のとおり常任委員 の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 生稲 晃子君 補欠 有村 治子君 見坂 茂範君 山崎 正昭君 外交防衛委員 有村 治子君 補欠 生稲 晃子君		農林水産委員 吉田 忠智君 補欠 徳永 エリ君 経済産業委員 三上 えり君 補欠 森本 真治君 国土交通委員 山崎 正昭君 補欠 見坂 茂範君 徳永 エリ君 吉田 忠智君 環境委員 森本 真治君 補欠 三上 えり君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任 を許可し、その補欠を指名した。 資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会 委員 出川 桃子君 補欠 朝日健太郎君 西田 英範君 小林孝一郎君 東野 秀樹君 生稲 晃子君 宮本 和宏君 白井 正一君 同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 補欠 福山 守君 藤井 一博君 足立 康史君 牛田 茉友君 同日委員会において選任した理事は次のとおりで ある。 農林水産委員会 理事 東野 秀樹君(東野秀樹君の補欠) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員高良沙哉君提出日本国印章損壊罪の 制定に関する質問に対する答弁書(第三三三号)	
---	--	--	--	---	--	--	--

一昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 中西 祐介君 補欠 加田 裕之君

法務委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 宮本 和宏君

文教科学委員

辞任 宮本 和宏君 補欠 山崎 正昭君

経済産業委員

辞任 加田 裕之君 補欠 中西 祐介君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員

辞任 出川 桃子君 補欠 自見はなこ君

西田 英範君 今井絵理子君

若井 敦子君 長谷川英晴君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会委員

辞任 朝日健太郎君 補欠 出川 桃子君

生稲 晃子君 東野 秀樹君

白井 正一君 宮本 和宏君

小林孝一郎君 西田 英範君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 藤井 一博君 補欠 福田 守君

牛田 栄友君 足立 康史君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱と政治的中立性等に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第三五号)

高額療養費制度の見直しが患者の意向に沿うものであるという総理答弁と破滅的医療支出との関係に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第三六号)

警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用義務に係る規律の不均衡に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第三七号)

昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員 辞任 加田 裕之君 補欠 中西 祐介君

法務委員 辞任 宮本 和宏君 補欠 山崎 正昭君

外交防衛委員 辞任 小野田紀美君 補欠 かまやち敏君

文教科学委員 辞任 山崎 正昭君 補欠 宮本 和宏君

厚生労働委員 辞任 かまやち敏君 補欠 小野田紀美君

原田大二郎君 秋野 公造君

経済産業委員

辞任 中西 祐介君 補欠 加田 裕之君

環境委員

辞任 秋野 公造君 補欠 原田大二郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員

辞任 浜口 誠君 補欠 水野 孝一君

秋野 公造君 川村 雄大君

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員

辞任 今井絵理子君 補欠 西田 英範君

自見はなこ君 出川 桃子君

長谷川英晴君 若井 敦子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会委員

辞任 古賀 之士君 補欠 郡山りよう君

同日衆議院から次の議案が提出された。

食育基本法の一部を改正する法律案(衆第八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

国家情報会議設置法案(閣法第二四号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

食育基本法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第八号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外二名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報告書

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)審査報告書

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)審査報告書

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)審査報告書

農業近代化資金金融通法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)審査報告書

審査報告書

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年四月二十二日

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員長 松下 新平

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における宇宙の開発及び利用をめぐる状況に鑑み、公共の安全を確保しつつ、人工衛星の打上げ等に関する多様な需要に対応するため、人工衛星等の打上げに係る許可制度を拡充し、人工衛星の搭載又は分離を伴わないものを含め宇宙ロケットの打上げを許可の対象とするともに、ロケット落下等損害の賠償に関する制度の対象となる者として人工衛星の打上げ用ロケット以外の宇宙ロケットの打上げを行う者を追加する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律

(人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部改正)

第一条 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律

目次中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定」を「宇宙ロケットの設計の確認」に、「第四節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例(第十九条)」を「第四節 搭載前人工衛星等の適合認定(第十八条第五節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例(第十九条)」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「人工衛星落下等損害」を「人工衛星等落下等損害」に改める。

第一条中「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理」を「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理」に、「並びに」を「並びに宇宙ロケット又は」に改める。

第二条第一号中「第二十二條第二号」を「第四条第二項第五号へ及び第六條第四号ロ」に改め、同条第十一号中「人工衛星落下等損害」を「人工衛星等落下等損害」に、「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「人工衛星の落下」を「人工衛星等の落下」に改め、同号ただし書中「当該人工衛星の管理」を「当該人工衛星等が特定人工衛星である場合にあつて

は、特定人工衛星の管理」に、「その他の当該人工衛星の管理」を「その他の当該特定人工衛星の管理」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「人工衛星等の落下」を「発射された後の宇宙ロケットの落下」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第八号中「人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後の全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケット」を「発射された後の宇宙ロケット」(これに搭載された人工衛星等(当該宇宙ロケットから正常に分離されたものを除く。))を含む。次号において同じ。に改め、同号ただし書中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「人工衛星管理設備」を「特定人工衛星管理設備」に、「人工衛星」を「特定人工衛星」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号中「人工衛星管理設備」を「特定人工衛星管理設備」に、「人工衛星」を「特定人工衛星」に、「第六條第二号」を「第六條第三号」に、「人工衛星の」を「特定人工衛星の」に、「把握し」を「その位置、姿勢及び状態を把握し」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これ」を「宇宙ロケット」に、「一定」を「これを地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置することを行い、これと併せて宇宙ロケットに人工衛星等を搭載した上で一定」に、「当該人工衛星」を「当該

人工衛星等」に、「ことをいう」を「場合にあつては、当該分離する行為を含むものとする」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 特定人工衛星 人工衛星のうち、その位置、姿勢及び状態を制御することができるものをいう。

八 搭載前人工衛星等 人工衛星等(特定人工衛星を除く。)であつて、宇宙ロケットに搭載する前のものをいう。

第二条第四号中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「その打上げ用ロケット」を「人工衛星以外の宇宙ロケットに搭載する人工の物体であつて、地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置するもの」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「地球を」を「宇宙ロケットに搭載する人工の物体であつて、地球を」に、「人工の物体」を「もの」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 宇宙ロケット 地球から発射するロケットであつて、発射した場合に地球を回る軌道若しくはその外又は地球以外の天体に達する推力を有するものをいう。

第三条中「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理」を「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理」に改める。

第二章の章名及び同章第一節の節名中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。

第四条第一項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 宇宙ロケットの打上げの目的

第四条第二項第四号を削り、同項第三号中「第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設にあつては、その適合認定番号」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。	三 宇宙ロケットの設計 第四条第二項第五号を次のように改める。 五 宇宙ロケットに人工衛星等を搭載するかどうかの別及び宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあつては、次に掲げる事項	イ 人工衛星等の数 ロ それぞれの人工衛星等の種別（特定人工衛星又は特定人工衛星以外の人工衛星等のいずれであるかの別をいう。） ハ それぞれの人工衛星等に係る次に掲げる者の氏名又は名称及び住所 (1) 当該人工衛星等がその搭載について委託を受けたものである場合にあつては、当該委託に係る契約の相手方 (2) 当該人工衛星等が特定人工衛星である場合にあつては、特定人工衛星の管理を行う者 二 それぞれの人工衛星等の投入先又は配置先 ホ それぞれの人工衛星等（国の人工衛星等を除く。）の利用の目的及び方法 ヘ それぞれの人工衛星等（国及び締約国外国政府（宇宙空間探査等条約の締約国である外国の政府をいう。第五項及び第六条第四号口において同じ。）の人工衛星等を除く。）の構造 第四条第二項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。 六 次に掲げる事項を定めた計画（以下「ロケット打上げ計画」という。）	イ 宇宙ロケットの打上げを予定する時期 ロ 宇宙ロケットの飛行経路 ハ 打上げ施設と宇宙ロケットとの間で信号を送受信する方法その他の打上げ施設の使用の方法 ニ 宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあつては、その据付けの位置、宇宙ロケットとの連結の方法その他の搭載の方法 ホ 次に掲げる事項その他宇宙ロケットの打上げの方法 (1) 宇宙ロケットが予定された飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合における当該宇宙ロケットの破壊その他の飛行を中断する措置（以下「飛行中断措置」という。） (2) 宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法（飛行中断措置を除く。） (3) 宇宙ロケットに搭載した人工衛星等を分離するかどうかの別並びに人工衛星等を分離する場合にあつては、分離の際の宇宙ロケットの速度及び高度の設定、分離の際に他の物体との離隔距離を確保する方法その他の分離の方法 第四条に次の三項を加える。 3 前項の申請書に宇宙ロケットについて第十条第一項の確認に係る設計確認番号を記載するときは、前項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項を記載することを要しない。 4 第二項の申請書に打上げ施設について第十条第一項の適合認定に係る適合認定番号を記載するときは、第二項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる事項を記載することを要しない。	5 第二項の申請書に宇宙ロケットに搭載する人工衛星等の全部又は一部について第十八条の二第一項の適合認定に係る適合認定番号を記載し、又は第二十条第一項の許可を受けたことを証する書面若しくは締約国外国政府が監督することを証する書面を添付するときは、第二項の規定にかかわらず、その記載又は添付に係る人工衛星等については同項第五号へに掲げる事項を記載することを要しない。 第五条第一号中「以下」を「以下この号及び第二十一条第一号において」に改め、同条第三号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。 第六条第三号を削り、同条第二号中「が、」を「（第十六条第一項の適合認定を受けたものを除く。）が、」に、「その他の人工衛星の打上げ用ロケット」を「その他の宇宙ロケット」に、「人工衛星の打上げ用ロケットの型式」を「宇宙ロケットの設計」に、「型式別施設安全基準」を「設計別施設安全基準」に改め、「又は第十六条第一項の適合認定を受けたものであること」を削り、同号イ中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「搭載された」を「備えられた」に、「把握し」を「その位置、姿勢及び状態を把握し」に改め、同号ロを次のように改める。 ロ 飛行中断措置を講ずるために必要な信号を宇宙ロケットに備えられた無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備 第六条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「設計」を「設計（第十三条第一項の確認を受けたものを除く。）」に改め、「又は第十三条第一項の型式認定若しくは外国認定を受け	たものであること」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 一 宇宙ロケットの打上げの目的が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 第六条第四号を次のように改める。 四 宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあつては、次のイ及びロに該当するものであること。 イ 当該人工衛星等（国の人工衛星等を除く。）の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。 ロ 当該人工衛星等（国及び締約国外国政府の人工衛星等並びに第四条第五項の規定による記載又は添付に係る人工衛星等を除く。）の構造が、その人工衛星等を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていることその他の当該構造を宇宙空間探査等条約第九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他国の活動に対する潜在的に有害な干渉（以下「宇宙空間の有害な汚染等」という。）の防止並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものとするための基準として人工衛星等の投入先又は配置先を勘案して内閣府令で定める基準（以下「人工衛星等汚染等防止・安全基準」という。）に適合するものであること。 第六条に次の一号を加える。
---	--	---	---	---	--

五、ロケット打上げ計画が公共の安全を確保し、及び宇宙空間の有害な汚染等を防止する上で適切なものであり、かつ、申請者が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有すること。

第七條第一項中「第五号」を「第六号」に、「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「及び型式別施設安全基準に」を「設計別施設安全基準の」に、「が型式別施設安全基準」を「が設計別施設安全基準」に、「ときを」を「とき及び人工衛星等汚染等防止・安全基準の変更があつた場合において当該許可に係る人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなつたときを」に改め、「内閣府令で定めるところにより」を削り、同条第二項中「第六号」を「第七号」に、「又は」を「又は」に改め、同条第三項中「前条」を「第四条第二項から第五項まで及び前条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第二項中、「次に掲げる事項を」とあるのは、「第一号から第六号までに掲げる事項(第二号から第六号までに掲げる事項にあつては、変更に係るものに限る。)を」と、同条第三項中「記載するとき」とあるのは「記載し、及び第十四条第一項の確認を受けたことを証する書面を添付する」と、同条第四項中「記載するとき」とあるのは「記載し、及び第十七条第一項の認定を受けたことを証する書面を添付するとき」と、同条第五項中「又は第二十条第一項」とあるのは「及び第十八条の三第一項の認定を受けたことを証する書面を添付するとき、又は第二十条第一項若しくは第二十三条第一項」と読み替えるものとする。

第八条第一項中「人工衛星等の打上げを」「宇宙ロケットの打上げに」、「人工衛星の打上げ用

「ロケット」を「宇宙ロケット」に改め、同条第二項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ（これに係る打上げ施設の使用及び宇宙ロケットへの人工衛星等の搭載を含む。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 打上げ実施者は、宇宙ロケットの打上げを行うに当たっては、当該宇宙ロケットの打上げに係る宇宙ロケットに第四条第一項の許可に係る人工衛星等以外の人工衛星等を搭載してはならない。

第九條第一項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同条第二項中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に改める。

第十條第一項及び第三項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同条第四項中「第三号」を「第五号」に改め、同条第五項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。

第十一條中「打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとなつたとき」を「次に掲げる場合に」に、「当該各号に定める」を「次の各号に定める」に、「各号に該当する」を「各号に掲げる場合に該当する」に改め、同条第一号中「死亡した」を「打上げ実施者である個人が死亡した」に改め、同条第二号及び第三号中「法人」を「打上げ実施者である法人」に改め、同条第四号中「人工衛星等の打上げ」を「打上げ実施者が宇宙ロケットの打上げ」に改める。

第十二条中「打上げ実施者が」を削り、同条第一号中「偽り」を「打上げ実施者が偽り」に改め、同条第二号中「第五条第一号」を「打上げ実施者が第五条第一号」に改め、同条第三号中「その者の行う人工衛星等の打上げに用いる人工衛星の打上げ用ロケット」を「当該許可に係る宇宙ロケット」に改め、同条第四号を次のように改め

る。

四 当該許可に係る打上げ施設が設計別施設安全基準に適合しなくなったとき。

第十二条第七号中「第三十四条第一項」を「打上げ実施者が第三十四条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第八条」を「打上げ実施者が第八条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第七条第一項」を「打上げ実施者が第七条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 当該許可に係る人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなったとき。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 宇宙ロケットの設計の確認

同条第一項中「申請」を「発射前の宇宙ロケットについて所有権その他の管理の権原を有する者の申請」に、「人工衛星の打上げ用ロケット」を

「当該宇宙ロケット」に、「型式認定」を「確認」に改め、同条第二項中「型式認定」を「確認」に、人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」について所有権その他の管理の権原を有していること及び当該宇宙ロケット」に改め、同項第二号中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に改め、同条第三項中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「型式認定」を「確認」に改め、同条第四項中「型式認定」を「確認」に、「型式認定番号」を「設計確認番号」に、「型式認定書」を「設計確認書」に改める。

第十四条第一項中、「型式認定」を「確認」に、「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「の認定を」の「確認」に改め、同条第三項中「型式認定」を「確認」に、「又は」を、「又は」

に改め、同条第三項中「認定」を「確認」に改める。

第十五条の見出しを「設計の確認の取消し等」に改め、同条第一項中「第十三条第一項の型式認定を受けた者が」を削り、「その型式認定を」を「第十三条第一項の確認」に改め、同項第二号中「第三十三条第一項」を「当該確認を受けた者が第三十三条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「当該確認を受けた宇宙ロケット」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 当該確認を受けた者が前条第一項の規定により確認を受けなければならない事項を同項の確認を受けないで変更したとき。

第十五条第一項に第一号として次の一号を加える。

一 当該確認を受けた者が偽りその他不正の手段により当該確認又は前条第一項の確認を受けたとき。

第十五条第二項中「型式認定を」を「確認を」に、「前項を」を「第一項に」、「型式認定が」を「確認が」に、「ときを」を「とき、又は前項の規定により当該確認が効力を失ったとき」に、「型式認定書」を「設計確認書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十三条第一項の確認は、当該確認を受けた者が当該確認に係る宇宙ロケットについて所有権その他の管理の権原を有する者でなくなつたときは、その効力を失う。

第十六条第一項中「申請」を「打上げ施設について所有権その他の管理の権原を有する者の申請」に、「人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットの型式（その設計がを宇宙ロケットの打上げに係る宇宙ロケットの設計（に、「型式認定又は外国認定を受けた）」を「確認

に係る」に改め、同条第二項中「申請書に」の下に「打上げ施設について所有権その他の管理の権原を有していること及び当該を加え、「型式別施設安全基準」を「設計別施設安全基準」に改め、同項第三号中「型式認定に係る型式認定番号又は外国認定を受けた旨」を「確認に係る設計確認番号」に改め、同項第四号中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に改め、同条第三項中「型式別施設安全基準」を「設計別施設安全基準」に改める。

第十七条第一項中「型式別施設安全基準」を「設計別施設安全基準」に改め、同条第二項中「又はを」、「又は」に改める。

第十八条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第一項中「第十六条第一項の適合認定を受けた者が」を削り、「その」を「第十六条第一項の」に改め、同項第二号中「第三十三条第二項」を「当該適合認定を受けた者が第三十三条第二項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「打上げ施設が型式別施設安全基準」を「当該適合認定を受けた打上げ施設が設計別施設安全基準」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 当該適合認定を受けた者が前条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

第十八条第一項に第一号として次の一号を加える。

一 当該適合認定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該適合認定又は前条第一項の認定を受けたとき。

第十八条第二項中「前項を「第一項」に、「とき」を」とき、又は前項の規定により当該適合認定が効力を失ったとき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える

令和八年四月二十四日 参議院会議録第十号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

る。

2 第十六条第一項の適合認定は、当該適合認定を受けた者が当該適合認定に係る打上げ施設について所有権その他の管理の権原を有する者でなくなったときは、その効力を失う。

第十九条第一項中「人工衛星の打上げ用ロケットの設計」を「宇宙ロケットの設計（人工衛星等の打上げ用の宇宙ロケットに係るものに限る。）」に、「型式認定」を「確認」に改め、同条第二項中「打上げ施設の下に（人工衛星等の打上げ用の宇宙ロケットに係るものに限る。）」を加える。

第二章第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節 搭載前人工衛星等の適合認定（適合認定）

第十八条の二 内閣総理大臣は、搭載前人工衛星等について所有権その他の管理の権原を有する者の申請により、当該搭載前人工衛星等について適合認定を行う。

2 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に搭載前人工衛星等について所有権その他の管理の権原を有していること及び当該搭載前人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 搭載前人工衛星等の投入先又は配置先
三 搭載前人工衛星等の構造
四 その他内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の申請があったときは、その申請に係る搭載前人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しているものと認めるときは、同項の適合認定をしなければならない。

4 第一項の適合認定は、申請者に適合認定番号が付された搭載前人工衛星等認定書を交付することによって行う。

（適合認定に係る人工衛星等の構造等の変更）
第十八条の三 前条第一項の適合認定を受けた者は、当該適合認定に係る人工衛星等を搭載した宇宙ロケットの発射前に当該人工衛星等の投入先若しくは配置先又は構造を変更しようとするとき（当該発射前に人工衛星等汚染等防止・安全基準の変更があった場合において、当該人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第四号に掲げる事項に変更があったとき、又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について（適合認定の取消し等）
第十八条の四 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条の二第一項の適合認定を取り消すことができる。

一 当該適合認定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該適合認定又は前条第一項の認定を受けたとき。

二 当該適合認定に係る人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなったとき（当該人工衛星等を搭載し

た宇宙ロケットの発射前に限る。）。

三 当該適合認定を受けた者が前条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四 当該適合認定を受けた者が第三十三条第三項の規定による命令に違反したとき。

2 第十八条の二第一項の適合認定は、当該適合認定を受けた者が当該適合認定に係る人工衛星等について所有権その他の管理の権原を有する者でなくなったときは、その効力を失う。

3 第十八条の二第一項の適合認定を受けた者は、第一項の規定により当該適合認定が取り消されたとき、又は前項の規定により当該適合認定が効力を失ったときは、遅滞なく、搭載前人工衛星等認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

第三章の章名中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改める。

第二十条第一項中「人工衛星として」を「特定人工衛星として」に、「人工衛星管理設備（を）」を「特定人工衛星管理設備（を）」に、「国内等的人工衛星管理設備」を「国内等の特定人工衛星管理設備」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「人工衛星」を「特定人工衛星」に改め、同条第二項第二号中「人工衛星管理設備」を「特定人工衛星管理設備」に、「人工衛星」を「特定人工衛星」に改める。

三 特定人工衛星の投入先又は配置先
第二十条第二項第四号及び第五号中「人工衛星」を「特定人工衛星」に改め、同項第六号中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「内容」を「内容その他特定人工衛星の管理の方法を

定めた計画(以下「管理計画」という。))に改め、同項第七号を削り、同項第八号中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とする。

第二十一条第三号中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改める。

第二十二条第一号中「人工衛星」を「特定人工衛星」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 特定人工衛星の構造が、特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するために必要な構造の基準として内閣府令で定める基準並びに人工衛星等汚染等防止・安全基準(以下「特定人工衛星制御等基準」と総称する。)に適合するものであること。

第二十二条第三号中「他の人工衛星」を「宇宙ロケットから分離された部分で地球を回る軌道若しくはその外に投入され、若しくは地球以外の天体上に配置されたもの又は他の人工衛星等」に改め、同条第四号イ中「人工衛星」を「特定人工衛星」に改め、同号ロ中「人工衛星の位置」を「特定人工衛星の位置」に、「当該人工衛星」を「当該特定人工衛星」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改め、同号ハ及びニ中「人工衛星」を「特定人工衛星」に改める。

第二十三条第一項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「同条第二項第四号から第八号まで」を「同条第二項第三号から第七号まで」に、「とき」を「とき(当該許可に係る特定人工衛星を搭載した宇宙ロケットの発射前に特定人工衛星制御等基準の変更があった場合において、当該特定人工衛星の構造が特定人工衛星制御等基準に適合しなくなったときを含む。)」に改め、同条第二項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「から第三号まで」を「第

二号」に、「第九号」を「第八号」に、「又は」を「又は」に改める。

第二十四条中「人工衛星管理者は、人工衛星の管理」を「特定人工衛星管理者は、特定人工衛星の管理」に改める。

第二十五条中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「係る人工衛星」を「係る特定人工衛星」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「人工衛星」を「特定人工衛星」に改める。

第二十六条第一項及び第二項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「国内等の人工衛星管理設備」を「国内等の特定人工衛星管理設備」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改め、同条第三項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に改め、同条第四項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改め、同条第六項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「第三十三条第三項」を「第三十三条第五項」に改める。

第二十七条第一項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に改め、同条第二項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「第三十三条第三項」を「第三十三条第五項」に改める。

第二十八条第一項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改める。

第二十九条第一項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に改め、同条第二項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「第三十三条第三項」を「第三十三条第五項」に改め

る。

第三十条第一項中「人工衛星管理者が」を削り、同項第一号中「偽り」を「特定人工衛星管理者が偽り」に改め、同項第二号中「第二十一条第一号」を「特定人工衛星管理者が第二十一条第一号」に改め、同項第五号中「第三十四条第一項」を「特定人工衛星管理者が第三十四条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第三十三条第三項」を「特定人工衛星管理者が第三十三条第四項又は第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十三条第一項」を「特定人工衛星管理者が第二十三条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該許可に係る特定人工衛星の構造が特定人工衛星制御等基準に適合しなくなったとき(当該特定人工衛星を搭載した宇宙ロケットの発射前に限る。)

第三十条第二項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「除き」を「除き、当該許可を取り消された特定人工衛星管理者は」に、「第三十三条第三項」を「第三十三条第五項」に改める。

第三十一条第一項中「型式認定」を「確認」に、「若しくは人工衛星管理者」を「第十八条の二第一項の適合認定を受けた者若しくは特定人工衛星管理者(次条において「打上げ実施者等」という。))に改める。

第三十二条中「打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者又は人工衛星管理者」を「打上げ実施者等」に改める。

第三十三条第一項中「型式認定」を「確認」に、「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に改め、同条第二項中「型式別施設安全基

準」を「設計別施設安全基準」に改め、同条第三項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 内閣総理大臣は、第十八条の二第一項の適合認定に係る人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合せず、又は人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき(当該人工衛星等を搭載した宇宙ロケットの発射前に限る。)は、当該適合認定を受けた者に対し、人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合させるため、又は人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 内閣総理大臣は、第二十条第一項の許可に係る特定人工衛星の構造が特定人工衛星制御等基準に適合せず、又は特定人工衛星制御等基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき(当該特定人工衛星を搭載した宇宙ロケットの発射前に限る。)は、当該特定人工衛星管理者に対し、特定人工衛星制御等基準に適合させるため、又は特定人工衛星制御等基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十五条中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。

第三十六条第一項中「人工衛星等の打上げを行う者」を「者が打上げ実施者又は国であるときは、当該打上げ実施者又は国」に改め、同条第二項中「ロケット落下等損害」を「前項の規定により打上げ実施者又は国のみが賠償する責任を負うロケット落下等損害」に改める。

第三十八条第一項ただし書中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。 第四十条第二項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。 この場合において、同条第二項中「被保険者」とあるのは「打上げ実施者」と、「保険者に」とあるのは「政府に」と読み替えるものとする。	第四十一条及び第四十二条中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。 第四十六条第一号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同条第二号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「第五号」を「第六号」に改める。 第五十一条第一号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。 第六章の章名中「人工衛星落下等損害」を「人工衛星等落下等損害」に改める。 第五十三条中「国内等の人工衛星管理設備」を「国内等の特定人工衛星管理設備」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「人工衛星落下等損害」を「人工衛星等落下等損害」に改め、同条に次の一項を加える。 2 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用い、かつ、特定人工衛星以外の人工衛星等を搭載して宇宙ロケットの打上げが行われた場合において、当該人工衛星等による人工衛星等落下等損害が生じたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者は、その損害を賠償する責任を負う。 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該宇宙ロケットの打上げを行った者 二 委託により当該人工衛星等を搭載した場	合 当該委託をした者 第五十四条中「人工衛星落下等損害」を「人工衛星等落下等損害」に改める。 第五十五条中「第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号」を「第六条第二号、第三号若しくは第四号ロ」に改める。 第五十七条第一項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同条第二項中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改める。 第六十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「の規定」を「第七条第一項又は第八条の規定」に、「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「の規定」を「又は第二十三条第一項の規定」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「者」を「とき」に改め、同条を同条第二号とし、同条第五号を削り、同条第六号中「第三十三条第三項」を「第三十三条第五項」に、「者」を「とき」に改め、同条を同条第三号とする。 第六十一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第八条又は」を削り、「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改める。 第六十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同条を同条第一号とし、同条第四号中「又は第二項」を「から第四項まで」に、「者」を「とき」に改め、同条を同条第二号とする。 第六十三条中「者は」場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第七条第二項、第十四条第二項、第十七条第二項、第	第二十三条第二項、」を削り、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に、「型式認定書」を「設計確認書」に、「者」を「とき」に改め、同条第三号中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に、「者」を「とき」に改め、同条に次の一号を加える。 四 第十八条の四第三項の規定に違反して搭載前人工衛星等認定書を返納しなかったとき。 第六十四条中「関して」を「関し、」に、「対しても、」を「対して」に改める。 第六十五条中「第一条」を「第七条第二項、第十一条、第十四条第二項、第十七条第二項、第十八条の三第二項、第二十三条第二項」に改める。 (宇宙基本法の一部改正) 第二条 宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。 第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「環境」を「かつ、公共の安全を確保し、及び環境」に改める。 第七条の見出し中「環境」を「公共の安全の確保及び環境」に改め、同条中「は、」の下に「公共の安全を確保して、及び」を加える。 第十五条の見出し中「人工衛星等」を「宇宙開発利用に係るロケット及び人工衛星」に改め、同条中「人工衛星等」を「宇宙開発利用に係るロケット及び人工衛星」に、「追跡及び運用」を「及び追跡並びに人工衛星の運用」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。 第十六条中「かんがみ」を「鑑み」に、「ロケット」を「宇宙開発利用に係るロケット」に改める。 第二十条の見出し中「環境」を「公共の安全の確保及び環境」に改め、同条第一項中「は、」の下に「公共の安全を確保し、及び」を加える。	(内閣府設置法の一部改正) 第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。 第三十八条第一項第二号中「人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ(宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)第二条第六号に規定する宇宙ロケットの打上げをいう。）」に改め、同項に次の一号を加える。 三 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 第三十八条第二項中「前項各号」を「前項第一号又は第二号」に改め、同条第三項中「第一項各号」を「第一項第一号又は第二号」に改め、同条第四項中「組織の下に」を「所掌事務を加える」。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。 (人工衛星の管理に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前に地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置した第一条の規定による改正前の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第二号に規定する人工衛星に関する人工衛星の管理については、なお従前の例による。 (罰則の適用に関する経過措置) 第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
---	---	---	---	---

令和八年四月二十四日 参議院会議録第十号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第六条 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律(令和三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」を「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律」に改める。

第三条の見出し中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改め、同条第一項中「を人工衛星」を「を特定人工衛星」に、「第二条第二号」を「第二条第七号」に、「人工衛星をいう」を「特定人工衛星をいう」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「同条第七号」を「同条第十号」に改め、同項第一号中「人工衛星を」を「特定人工衛星」に改め、同条第二項第二号中「第二十条第二項第八号」を「第二十条第二項第七号」に改め、同条第四項中「人工衛星を」を「特定人工衛星」に改め、同条第五項中「第六十条第五号中「事項」とあるのは「事項又は事業活動計画」とを削る。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年四月二十三日

法務委員長 伊藤 孝江

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行に伴い、令和八年度において、裁判官以外の裁判所の職員の員数減少により減額となる経費は十一億三千八百四十九万六千円である。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。

二 当委員会においてこれまでに付されてきた附帯決議の趣旨を尊重し、最高裁判所において、判事補の定員の充足に努めるとともに、その実員の増減の見通しを着実に立てた上で、定員の在り方について不断の検討を行うこと。

三 判事補を安定的に確保することが重要であることに鑑み、裁判官の全体的な処遇改善に向け

た必要な検討を行うこと。

四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を引き続き国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。

五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。

六 両親の離婚時における子どもの利益確保の要請等への対応、その他価値観の多様化に伴う家事事件の複雑化・困難化の動向等に対して、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、裁判官・家庭裁判所調査官の充実を含め、家庭裁判所の人的・物的体制の強化を進めること。

七 裁判官及び裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。特に、子育てや介護などによりキャリア形成を損なうことなく仕事と家庭を両立し、その能力を十分に発揮できるような取組をより一層進めるとともに、本人の意向や家庭環境に十分に配慮した裁判官の異動にも努めること。

八 国民に身近で利用しやすい司法の実現という観点から、地域の実情に即した裁判所へのアクセスの向上を図るため、地域の人口及び交通事情の変化や事件数の動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況等を踏まえつつ、適切な人的・物的体制の整備に努めること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年四月十六日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二万六千六百六十六人」を「二万五千四百四十人」に改める。

附則

この法律は、令和八年四月一日又はこの法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年四月二十三日

財政金融委員長 宮本 周司

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域の人口の減少等の社会経済情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤の強化を図るため、金融機関等の資本の増強に関する措置の期限を廃止して当分の間の措置とするとともに、大規模な災害等の事態における当該措置の特例の創設、共同で利用する情報処理システムの設計又は開発を実施する金融機関等

に対して預金保険機構が資金を交付する制度の創設、協同組織金融機関が資本金等の額を減少して一般の優先出資を消却することができる制度の創設等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

なお、令和八年度一般会計予算に預金保険機構の金融機能強化業務に関する債務保証契約の限度額として十五兆円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 資本参加制度及び資金交付制度の運用に当たっては、本法の趣旨が地域金融機関等の経営基盤の強化を図り、地域経済に貢献する役割を十分に発揮していくための環境整備であることを踏まえ、地域金融機関のみの支援にとどまらず、地域経済全体に裨益するものとなるよう努めること。

二 本法附則第二十二条の検討に当たっては、資本参加制度が終期を見通すことが困難な地域の人口減少等の構造的課題への対応として「当分の間」の特別な措置とされることを踏まえ、将来的に国民負担を生じさせないよう、資本参加制度の費用対効果も勘案し、その規律を確保するため、必要に応じて見直しを検討すること。

三 資本参加の特例については、大規模な災害又は感染症のまん延等の影響を受けた金融機関等に国が資本参加を行うことにより、地域の復興や地域経済の再生に必要な金融機能の発揮に万全を期すために設けられたことを踏まえ、同特例が適用される事態となった場合には、その趣旨を的確に周知することにより、資本参加を必

要とする金融機関等が同特例を効果的に活用できるように配慮すること。

四 本法と併せて、資本参加先に対する経営管理態勢や法令等遵守態勢等の検証が適時適切に実施されているかのモニタリングを強化するに当たり、通常のモニタリングに上乗せして行う監督においては、資本参加先の金融機関等が過度に萎縮することのないように適切に行うこと。

五 本法による資金交付制度の申請期限の延長が相乗効果の期待できる地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律の廃止期限を考慮して定められていることを踏まえ、同法の廃止期限の延長が検討される際には、併せて資金交付制度の申請期限の延長も検討を行うこと。

六 近時の中東情勢の悪化により、既に経営面で影響が生じている中小企業等に対して、政策金融機関及び民間金融機関による資金繰り等の支援を継続して実施するとともに、今後の状況変化により我が国の経済金融情勢にも更なる影響が生ずる場合に備え、金融面の対策の充実に万全を期すこと。その際、民間金融機関に対しては、資本参加制度の活用も含め、地域における金融仲介機能の一層の発揮に向けた積極的な対応を促すこと。

七 いわき信用組合など、金融機関の不祥事等が統括していることを踏まえ、金融機関に対して検査監督権限を適時適切に行使して早期に事態を把握し、業務改善命令等の措置を速やかに講ずるとともに、金融庁設置の本旨に則り、必要に応じ、金融の機能の安定を確保し、利用者等の保護を図るための措置を講ずること。

右決議する。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年四月十六日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正)

第一条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置」

「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を

「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を

「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を

「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を

「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を

「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を

「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を

「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を

「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を

「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を「第三十四条の十一 第三十四条の十六」を

第一条中「ため」の下に「、当分の間」を加える。

第二条第六項中「第三章の下に」及び第三十四条の九の三を、「ないもの」の下に「(第七号にあっては、同号に規定する金融機関等又は他の金融機関等のいずれかが銀行持株会社等でないもの)」を加え、同項第七号中「他の金融機関等への」を「金融機関等による他の金融機関等の」に、「交付」を「取得」に、「当該他の金融機関等が」を「金融機関等が当該他の」に、「及び」を「、第四号及び」に改め、同項第八号を削る。

第三条中「令和八年三月三十一日までに」を削る。

第四条第一項第四号中「見直し」の下に「、職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任(当該金融機関等が特定協同組織金融機関等、第三十四条の二に規定する協同組織金融機関等のうち同条第一号及び第二号に掲げる者をいう。第十六条第一項第五号イ、第三十四条の九の二第一項第二号及び第三十四条の九の三第一項第三号イにおいて同じ。)である場合に限る。」を加える。

第五条第一項第十号中「第四章の二」を「第四章の三」に改め、同条第二項中「第七条を」を「第七條第一項及び第二項、第十三条第四項並びに第十四条第十一項及び第十二項」に改める。

第八条の二を次のように改める。

(取得株式等に係る優先出資に係る発行者に関する特例)

第八条の二 第十四条第一項に規定する対象金融機関等であつて協定銀行が現に保有する第十條第二項に規定する取得株式等に係る優先出資に係る発行者であるもの(以下この条に

において「優先出資発行対象金融機関等」という。が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金（優先出資法第二条第八項に規定する法定準備金をいう。次項において同じ。）の額を減少する場合における優先出資法第四十四条第三項の規定の適用については、同項中「普通出資者総会の決議によって、消却」とあるのは、「消却」とし、優先出資発行対象金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「普通出資者総会の決議によって、消却」とあるのは、「消却」とする。

2 優先出資発行対象金融機関等が前項に規定する取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金若しくは法定準備金又は資本金（第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において「資本金等」という。）の額を減少する場合には、優先出資法第四十四条の二から第四十四条の四までの規定は、適用しない。
第八条の三を削る。

第九条第一項中「するとき」の下に「（第十一条第一項の規定による命令を受けて経営強化計画の変更をしようとするときを含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画（第十一条第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。）の提出を受けた場合における前二項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の経営強化計画に記載された事項が第十一条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」

とあるのは「前項」と、前項中「第四条第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は」とあるのは「第六条の規定は」と、「が同項」とあるのは「が第一項」と、「について、それぞれ」とあるのは「について」とする。

第十一条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、協定銀行が第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化、当該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社の組織再編成その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該取得株式等又は取得貸付債権の処分又は償還若しくは返済を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の変更を命ずることができる。

第十三条第四項中、「第九条」を、「第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う株式交換等により第二項第一号に規定する銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第九条」に改め、同項の表第九条第一項の項の前に次のように加える。

第七条第二項		による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七条第三項		第五十六条	第八十九条及び第九十条
同条中		第五十六条	これらの規定中
第五十六条第一項の規定による決定に従った同条第二項		第十三条第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による同法第五条第二項	

第十四条第七項の表第一項の項中「当該」を「第七項に規定する」に改め、同表第二項の項中「当該経営強化計画を当該対象子会社等」を「第七項に規定する経営強化計画を同項に規定する対象子会社等のうち当該経営強化計画を実施しているもの」に、「承継子会社」を「第七項に規定する承継子会社（以下第五項までにおいて「承継子会社」という。）」に改め、同条第八項中「次項に」を「次項第一号及び第二号並びに第十二項に」に改め、同条第十一項中「第九条の」を「第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う合併等により対象金融機関等又は承継金融機関等が議決権制限等株式を発行する場合について、第九条の」に改め、同項の表第九条第一項の項の前に次のように加える。

第七条第二項		による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七条第三項		第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条
同条中		第五十六条	これらの規定中
第五十六条第一項の規定による決定に従った同条第二項		第十四条第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する合併等による同法第五条第二項	

第十四条第十二項中「第九条から」を「第七条の規定は第八項の規定による認可を受けて行う合併等により発行金融機関等又は第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第九条から」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める」に改め、同項の表第九条第一項の項中「対象子会社等」を「第十四条第七項に規定する対象子会社等（以下第十三条までにおいて「対象子会社等」という。）」に改め、同項の前に次のように加える。

第七条第二項		による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七条第三項		第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条
同条中		第五十六条	これらの規定中

		第五條第一項の規定による決定に従った同条第二項		第十四条第八項の規定による認可を受けて行う同条第一項に規定する合併等による同法第五條第二項	
第十四条第十二項の表第十條第一項の項の次に次のように加える。		金融機関等（		対象子会社等（	
第十一條第一項及び第二項					
第十四条第十二項の表前条第四項の項を次のように改める。					
前条第四項の表第七條第三項の項		第五十六條		第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條	
		第五條第一項の規定による決定に従った同条第二項		第十四条第八項の規定による認可を受けて行う同条第一項に規定する合併等	
		株式交換等による同法第五條第二項		株式交換等	
第十四条第十二項の表に次のように加える。					
前条第四項の表第九條第一項の項		第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は		第十四条第七項	
		金融機関等は		第十四条第七項	
前条第四項の表第十條第一項の項		第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社		対象子会社等（	

前条第四項の表前条第一項の項		金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）		対象子会社等（当該	
		第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は		対象子会社等	
金融機関等は				対象子会社等	

第十五條第一項中「令和八年三月三十一日まで」及び「この章及び次章において」を削り、同条第二項中「令和八年三月三十一日まで」を削る。		資の消却を行うため資本金」を「資本金等」に改め、「同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行う場合について」を削り、「組織再編成銀行持株会社等」を「同条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等」に改め、「子会社等の」との下に「第七條第三項中「第五條第一項」とあるのは「第十七條第一項」とを加える。	
第十六條第一項中「この章及び第五章において」を削り、同項第五号イ中「見直し」の下に「職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限る。）」を加え、同号二中「この章の下に」及び第三十四條の九の三第一項第三号二を加え、同条第五項中「場合において、必要があると認める」を削り、「聴くものとする」を「聴かなければならない」に改める。		第十九條第一項中「するとき」の下に「（第二十一條第一項の規定による命令を受けて経営強化計画の変更をしようとするときを含む。）」を加え、同条第五項中「に従い」を「を受けて」に改め、同項の表第五條第六項の項中「計画提出金融機関等又は同条第二項の申込みをした」を「第十九條第一項に規定する計画提出金融機関等（次条において「計画提出金融機関等」という。）又は第十五條第二項の申込みをした同条第四項に規定する」に改め、同表第六條の項の次に次のように加える。	
第十七條第二項中「この条及び第十九條第五項」を「この章」に改め、同条第八項中「（以下この項において「優先出資発行対象組織再編成金融機関等」という。）」を削り、「資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八條の三第一項の規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出			

第七條第三項		第五條第一項の規定による決定に従った同条第二項		第十九条第一項の規定による承認を受けた同法第十七条第二項	
第十九条第五項の表第十七条第六項の項中「前条第二項」を「第二項」に改め、同条に次の一項を加える。 6 主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画(第二十一条第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。)の提出を受けた場合における第三項及び前項の規定の適用については、第三項中「第一号から第三号まで、第四号イから二まで、第五号、第六号イ、ロ及び二(2)を除く。」並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。))を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロから二まで、第五号ロ並びに第六号ロ及び二(1)に掲げる要件を除く。)の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の経営強化計画に記載された事項が第二十一条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、前項中「第十六条第五項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第十七条第二項」とあるのは「第十七条第二項」とし、第三項ただし書の規定は適用しない。 第二十一条第二項中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「(前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。))」を削り、「同項の規定による」を「当該に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 主務大臣は、協定銀行が第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等(前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。))又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該取得株式等又は取得貸付債権の処分又は償還若しくは返済を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る経営強化計画を提出した計画提出金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)に対し、当該経営強化計画の変更を命ずることができ 第二十三条第四項中「計画提出金融機関等(当該経営強化計画又は」を「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等(第十二条第三項において「計画提出金融機関等」といい、第二十二条第一項又は第三項の規定により経営強化計画又は」に改める。 第二十三条第五項中「第十九条第一項」を「第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う株式交換等により第二項第一号に規定する銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第十九条第一項」に、「及び第五項」を「第五項及び第六項」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項の表第六条の項中「計画提出金融機関等(当該」を「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等(第二十三条第三項又は第四項の規定により)」に改め、同項の次に次のように加える。					
第七條第二項		による変更の登記		に係る変更の登記又は設立の登記	
第七條第三項		第五十六條 同条中 第五條第一項の規定による決定に従った同条第二項		第八十九條及び第九十條 これらの規定中 第二十三條第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による同法第十七條第二項	
第十九條第五項		次の		第七條第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「(による変更の登記)」と、同条第三項中「第八十九條及び第九十條」とあるのは「第五十六條」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の	
第十九條第五項の表第六條の項		金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)		第二十三條第三項又は第四項の規定により経営強化計画又は経営計画	
		計画提出金融機関等(当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。))又はその子会社等		当該変更後の経営強化計画	

第十九条第五項の表第七条第三項の項	第十九条第六項		第十九条第六項の表第一項の項中「当該」を「第六項に規定する」に改め、同表第二項の項中「当該経営強化計画又は経営計画を」を「第六項に規定する経営強化計画又は経営計画を同項に規定する対象組織再編成子会社等のうち当該経営強化計画又は経営計画を実施しているものと」に、「当該金融機関等を」を「当該対象組織再編成子会社等」に、「承継組織再編成子会社」を「第六項に規定する承継組織再編成子会社（以下第五項までにおいて「承継組織再編成子会社」という。）」に改め、同条第七項中「次項に」を「次項第一号及び第二号並びに第十二項に」に改め、同条第十一項中「第十四条第五項」を「第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う合併等により対象組織再編成金融機関等又は承継組織再編成金融機関等が議決権制限等株式を	
	第五項第一項の規定による決定に従った同条第二項	第二十三條第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による	受けた同法第十七条第二項	受けた 、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。）
発行する場合について、第十四条第五項に、「及び第五項」を「第五項及び第六項」に、「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項の表第六条の項中「承継組織再編成金融機関等若しくは承継組織再編成子会社（当該」を「第二十四条第二項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等（以下第十九条第三項までにおいて「承継組織再編成金融機関等」という。）若しくは第二十四条第六項に規定する承継組織再編成子会社（以下第十九条第三項までにおいて「承継組織再編成子会社」といい、第二十四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項の次に次のように加える。				
第二十四条第十一項の表第十九条第三項の項の次に次のように加える。				
第十九条第五項	第七條第二項		第七條第三項	
	第十九条第五項の表第六条の項	次の	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第十九条第五項	次		第五十六條	第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條
	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）		同条中 第五條第一項の規定による決定に従った同条第二項	これらの規定中
計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等		第二十四條第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画又は経営計画	第二十四條第一項の規定による認可を受けて行う同法第十四條第一項に規定する合併等による同法第十七條第二項	

第十九条第五項の表第七条第三項の項		第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十四条第一項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による
第十九条第六項		受けた同法第十七条第二項	受けた
、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。)		及び第七号から第九号までに掲げる要件	
第二十四条第十二項中「第十九条第一項、」を「第七条の規定は第七項の規定による認可を受けて行う合併等により発行組織再編成金融機関等又は第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第十九条第一項、」に、「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項の表第六条の項中「対象組織再編成子会社等(当該)」を「第二十四条第六項に規定する対象組織再編成子会社等(以下第二十三条までにおいて「対象組織再編成子会社等」といい、第二十四条第九項又は第十項の規定により)に改め、同項の次に次のように加える。			
第七条第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記	
第七条第三項	第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条	これらの規定中
同条中			

第十九条第五項の表第七条第三項の項		第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による同法第十七条第二項
第十九条第五項		次の	第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条」とあるのは「第五十六条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の
第二十四条第十二項の表第十九条第五項の項の次に次のように加える。			
第十九条第五項の表第六条の項	金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)	計画提出金融機関等(当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。又はその子会社等	第二十四条第九項又は第十項の規定により経営強化計画又は経営計画
第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	受けた同法第十七条第二項	受けた	当該変更後の経営強化計画

第十九条第六項		、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及び二(2)を除く。)並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及び二(1)に掲げる要件を除く。)		及び第七号から第九号までに掲げる要件
第二十四条第十二項の表第二十條第三項の項を削り、同表第二十一條の項中「第二十一條」を「第二十一條第一項及び第二項」に、「計画提出金融機関等」を「計画提出金融機関等」に改め、「(当該経営強化計画又は経営計画)」を削り、同表第二十二條第四項の項を削り、同表前条第五項の項を次のように改める。				
前条第五項の表第六條の項		金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)		第二十四条第九項又は第十項
		第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等(第二十三条第三項又は第四項の規定により経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。)又はその子会社等		第二十三条第三項又は第四項
第二十四条第十二項の表に次のように加える。				

前条第五項の表第七條第三項の項		第五十六條		第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條	
前条第五項の表第十九條第三項の項		株式交換等による同法第十七条第二項		株式交換等	
主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六條第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七條第六項若しくは第七項(これらの規定を第五項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画を提出した金融機関等(以下この章において「計画提出金融機関等」という。)は		対象組織再編成子会社等		対象組織再編成子会社等	
計画提出金融機関等(主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六條第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七條第六項若しくは第七項(これらの規定を第五項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。)は		次の		第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條	
前条第五項の表第十九條第五項の項中欄					

令和八年四月二十四日 参議院會議録第十号 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

前条第五項の表第十九条第五項の項下欄		第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十九条及び第九十条」とあるのは「第五十六条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の		第八十九条及び第九十条	
前条第五項の表第十九条第五項の表第六条の項の項		金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)		第二十四条第九項又は第十項	
前条第五項の表第十九条第五項の表第七項第三項の項の項		第四項の規定により経営強化計画又は経営計画		第四項	
前条第五項の表第二十條第一項の項		第五項第一項の規定による決定に従つた同条第二項		第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等	
前条第五項の表第二十條第一項の項		株式交換等による		株式交換等	
前条第五項の表第二十條第一項の項		計画提出金融機関等(経営強化計画)		対象組織再編成子会社等(当該	
前条第五項の表第二十條第一項の項		計画提出金融機関等(当該経営強化計画又は経営計画)		対象組織再編成子会社等(当該	
前条第五項の表第二十條第一項の項		基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等(当該計画提出金融機関等又は当該組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。)		第二十四条第九項	

前条第五項の表前条第三項の項		第二十三条第三項の規定により経営強化計画(第十六条第一項第五号に掲げる方策を記載したものに限り)を提出した計画提出金融機関等は		第二十三条第三項	
前条第五項の表前条第三項の項		基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。)		第二十四条第九項又は第十項	
前条第五項の表前条第三項の項		第四項の規定により経営強化計画(第十六条第一項第五号に掲げる方策を記載したものを除く。又は経営計画を提出した計画提出金融機関等は		第四項	

第二十五条第一項中「するものに限る。以下この章の下に」及び第三十四条の九の四第二項から第四項まで」を加え、「において」を「並びに同条第二項第三号及び第四項において」に改め、「貸付債権をいう。以下この章の下に」及び第四章の三を加え、「この章及び第五章において」を削る。

第二十六条中「令和八年三月三十一日までに」を削る。

第二十七条第二項中「この章の下に」第三十四条の九の四第四項及び第四十八条第二項第二号を加え、同条に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を受け

たときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

第二十八条第二項中「より提出したものを含む」を「による承認を受けたものを含む。第三十条から第三十二条までにおいて単に「経営強化計画」というに改め、同条第三項中「以下この項において「優先出資発行対象組織金融機関等」という。が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象組織金融機関等」を削り、「資本金」を「資本金等」に改め、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象組織金融機関等が当該信託受益

権等に係る優先出資の消却を行う場合について」を削り、「第二十六条」を、「第二十六条」に改め、「第八条の二中」「農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十六条第三項、農業協同組合法第五十一条第五項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに」とあるのは「及び」とを削る。

第三十条第一項中「この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下第三十二条までにおいて単に「経営強化計画」という。」を削り、「とき」の下に「第三十二条第一項の規定による命令を受けて経営強化計画の変更をしうとするときを含む。」を加え、同条第三項中「もの」を「もの又は第三十三条第三項の規定による承認を受けたもの」に、「とき」を「とき（第三十二条第一項の規定による命令を受けて経営強化指導計画の変更をしうとするときを含む。）」に、「得なければ」を「受けなければ」に改め、同条第五項中「前条の規定は、」を「第二十七条第三項の規定は主務大臣が第一項又は第三項の規定により変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、前条の規定は、」について、それぞれ

6 主務大臣が第一項又は第三項の規定により変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画（これらのうち第三十二条第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。）の提出を受けた場合における第二項及び前二項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは、当該変更後の経営強化計画に記載された事項が第三十二条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、第四項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは、当該変更後の経営強化指導計画に記

載された事項が第三十二条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「第二十七条第三項の規定は主務大臣が第一項又は第三項の規定により変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、前条の規定は」とあるのは「前条の規定は」と、「ついで、それぞれ」とあるのは「ついで」とする。

第三十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、協定銀行が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間、予見難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該信託受益権等の処分又は償還を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した計画提出協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該経営強化計画又は経営強化指導計画の変更を命ずることができる。

第三十三条第一項中「若しくはこの項」を削り、「又は第三十条第一項」を、「第三十条第一項」に、「のもの」を「のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの」に、「提出しなければ」を「提出して、その承認を受けなければ」に改め、同条第五項中「第二十八条第二項」を「第二十七条第三項の規定は主務大臣が第一項又は第三項の規定により経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、第二十八条第二項」に、「第三項」を「第六項」に、「及び第二項」を「及び第三項の規定による承認をした場合におけるこれら」に改め、「経営強化計画若しくは」と「及び」経営強化指導計画若しくは」を削り、同項を同条第八項とし、同条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、同条第二項中

「前項」を「第一項」に、「提出しなければ」を「提出して、その承認を受けなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化指導計画が次に掲げる要件に該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化指導計画の実施が第一項の規定により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。

二 経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

5 主務大臣は、第一項又は第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した対象協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

第三十三条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が

当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

第三十四条第二項第一号中「前条第一項（第七項において準用する場合を含む。）若しくは次項」を削り、「又は第三十条第一項（第七項）を」「第三十条第一項（第十項）に、「のもの」を「もの又は前条第一項（第十項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたもの」に、「前条第三項（第七項）を」同条第六項（第十項）に、「第五項」を「第八項」に改め、同条第三項中「提出しなければ」を「提出して、その承認を受けなければ」に改め、同条第七項中「第二十八条第二項」を「第二十七条第三項の規定は主務大臣が第三項又は第五項の規定により経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、第二十八条第二項の」に、「経営強化計画又は第五項」を「経営強化計画又は第八項」に、「及び第四項」を「及び第五項の規定による承認をした場合におけるこれら」に、「第三十一条及び第三十二条」を「第三十条の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。）又は当該経営強化指導計画（この項において準用する第三十条第三項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第三項の規定による承認を受けたものを含む。）について、前三条に、「経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画を提出した承継協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関について、前条の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定により提出されたものを含む。）又は当該経営計画

(この項において準用する同条第三項の規定により提出されたものを含む。)」を「当該経営計画(この項において準用する前条第六項の規定により提出されたものを含む。又は当該経営強化指導計画若しくは当該経営指導計画(この項において準用する同条第七項の規定により提出さ

れたものを含む。)」に改め、同項の表第二十八条第二項の項中「承継協同組織金融機関を第三十四条第二項に規定する承継協同組織金融機関(以下第三十三条までにおいて「承継協同組織金融機関」という。)」に改め、同項の次に次のように加える。

経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画に第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されていないときは、当該経営強化計画の実施により当該承継協同組織金融機関が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

第三十条第一項 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関(以下この章において「計画提出協同組織金融機関」という。)

一 経営強化指導計画の実施が第三項の規定により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。

二 経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

7 主務大臣は、第三項又は第五項の規定により提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した承継協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

五 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

第三十四条の二中「令和八年三月三十一日までに」を削り、「限る。以下この章の下に」及び第三十四条の九の十四第一項を加える。

第三十四条の三第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

第三十条第二項第四号 計画提出協同組織金融機関

三 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項として主務省令で定めるもの

第三十四条の三第二項中「場合において、必要がある」と認める」を削り、「聴くものとする」を「聴かなければならない」に改め、同条第三項中「の二」を「及び第四号の二」に、「この章」を「この章並びに第三十四条の九の十四第一項第五号及び第二項に」、「取得貸付債権(同項)」を「取得貸付債権(次条第一項)に」、「及び第三十四条の六第三項」を「第三十四条の六第三項並びに第三十四条の九の十四第一項及び第二項」に改める。

第三十一条第一項 計画提出協同組織金融機関又は第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等

4 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における

第三十四条の四第二項中「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に改める。

第三十四条の六第三項を次のように改める。

第三十二条 計画提出協同組織金融機関又は承継協同組織金融機関に係る

第三十一条第一項ただし書 同項

第三十四条の四第二項中「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に改める。

第三十四条第七項の表前条第二項の項中「前条第二項を「前条第三項及び第五項」に改め、同表前条第三項の項中「前条第三項」を「前条第六項」に、「第五項」を「第八項」に改め、同表前条第四項及び第五項の項中「前条第四項及び第

五項」を「前条第七項及び第八項」に改め、同条第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、同条第五項中「前条第三項第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「提出しなけ

第三十四条の四第二項中「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に改める。

3 第八条の二の規定は、第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等又は特別関係協同組織金融機関等であつて当該協同組織中央金融機関等が現に保有する特定支援に係る優先出資に係る発行者であるものが取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本金等の額を減少する場合について準用する。

第三十四条の七第一項中「とき」の下に「第三十四条の九第一項の規定による命令を受けて協同組織金融機能強化方針を変更しようとするときを含む。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 主務大臣が第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針第三十四条の九第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限り、の提出を受けた場合における前二項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の協同組織金融機能強化方針に記載された事項が第三十四条の九第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「第三十四条の三第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針の提出を受けた場合について、第三十四条の五の規定は」とあるのは「第三十四条の五の規定は」と、「[が同項]」とあるのは「[が第一項と、]」について、それぞれ「とあるのは「[について]」とする。

第三十四条の九を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中

中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該取得優先出資又は取得貸付債権の処分又は償還若しくは返済を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等に対し、当該協同組織金融機能強化方針の変更を命ずることができる。

第三十四条の十の見出し中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条第一項中「この章を」の節に、「経営基盤の強化のための措置」を「行う経営基盤の強化のための措置」第三十四条の十五第一項において「基盤的金融サービス経営基盤強化措置」といい、この条に「を」この条及び同項に、「及び次条第一項」を「次条第一項及び第四十八条第二項第四号」に、「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項第七号中「他の金融機関等又は銀行持株会社等への」を「金融機関等又は銀行持株会社等による他の金融機関等又は銀行持株会社等の」に、「交付を」取得に、「当該他の金融機関等」を「金融機関等」に、「金融機関等」を「当該他の金融機関等又は銀行持株会社等の」に、「第三号」を「銀行持株会社等による他の銀行持株会社等の株式の取得に該当する場合並びに第二号、第三号」に改め、同項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同条第二項中「実施計画には」を「組織再編成等実施計画には」に改め、同項第二号及び第六号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同項第七号中「第三十四条の十五及び第三十五条第三項において「資金交付契約」という。」を削り、

同条第三項中「係る実施計画」を「係る組織再編成等実施計画」に改め、同項第四号及び第五号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同項第六号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「阻害する等」を「阻害するおそれその他の」に改め、同項第七号及び第八号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条第五項中「実施計画を」を「組織再編成等実施計画を」に改め、同項ただし書中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に改め、同条第六項中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条第七項中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に改め、同条第八項中「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に、「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に改め、第四章の三中同条の前に次の節名を付する。

第一節 組織再編成等実施計画等の認定等

第三十四条の十一の見出し中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条第一項中「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に、「実施計画の」を「組織再編成等実施計画の」に、「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に改め、同条第二項中「この項」の下に「及び次項を加える。

第三十四条の十二の見出し中「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に改め、同条中「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に、「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に改める。

第三十四条の十三第一項中「認定実施計画」を

「認定組織再編成等実施計画」に改め、同条第二項中「認定金融機関等」を「次項に規定する認定組織再編成等金融機関等」に、「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改める。

第三十四条の十四中「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に改め、同条の表中「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に改める。

第三十四条の十五を次のように改める。
(基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の認定等)

第三十四条の十五 組織再編成等(第三十四条の十第一項第八号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)を実施した金融機関等(当該組織再編成等により新たに設立されたものを含み、当該組織再編成等を実施した日から起算してこの項の規定による申請の準備に要する期間を勘案して主務省令で定める期間を経過していないものに限る。)であつて、

基盤的金融サービス経営基盤強化措置(組織再編成等を除く。)を実施するものは、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該基盤的金融サービス経営基盤強化措置の実施に関する計画(第四十八条第二項第四号において「基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画」という。)を作成し、令和十三年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。

2 第三十四条の十(第一項及び第七項を除く。)及び第三十四条の十一から第三十四条の十三までの規定は、前項の規定による認定の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十四条の十三第二項	認定組織再編成等実施計画	認定組織再編成等実施計画
	認定組織再編成等金融機関等	認定基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
第三十四条の十三第二項	組織再編成等実施計画	認定経営基盤強化実施金融機関等
	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画	

第三十四条の十五の次に次の節名を付する。

第二節 共同化措置実施計画の認定等

第三十四条の十六を次のように改める。

(共同化措置実施計画の認定)

第三十四条の十六 金融機関等が共同して利用する情報処理システム(当該金融機関等の業務の合理化に資するものとして主務省令で定めるものに限る。次項、第三項第四号及び第五号並びに第四項第三号及び第四号において「共同システム」という。)の設計又は開発(委託その他の方法によるものを含み、主務省令で定めるものに限る。)(以下この条において「共同化措置」という。)を実施する金融機関等(その業務の規模に照らして特に経営基盤の強化のために共同化措置を実施する必要があるものとして主務省令で定める要件に該当するもの限り、次項に規定する協同組織金融機関共同システムを利用する協同組織金融機関及び当該協同組織金融機関をその会員とする協同組織中央金融機関を除く。第六項において同じ。)は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該共同化措置の実施に関する計画(以下この条、次条第一項及び第四十八条第二項第四号において「共同化措置実施計画」という。)を作成し、令和十

八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。

2 協同組織金融機関共同システム(共同システムであつて一の協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関のうち当該共同システムを利用する者の数の当該協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関の総数に占める割合が主務省令で定める割合を超えるものをいう。以下この項及び次項第四号において同じ。)に係る共同化措置を実施する協同組織中央金融機関又は法人(協同組織中央金融機関を除き、当該協同組織金融機関共同システムの運用及び管理をするものに限る。以下この項、第四項第一号及び第六項、次条第一項並びに第五十六条において「特定法人」という。)は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、共同化措置実施計画を作成し、令和十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。この場合において、特定法人が当該申請をするときは、協同組織中央金融機関(当該特定法人が実施する共同化措置に係る協同組織金融機関共同システムを利用する協同組織金融機関をその会員とするものに限る。第六項及び次条第一項において同

じ。)と共同して共同化措置実施計画を作成し申請するものとする。

3 共同化措置実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 前二項の申請をする者(第四号及び第八号並びに次項第一号及び第七号において「申請金融機関等」という。)の商号又は名称
二 共同化措置実施計画の実施期間(五年を下らないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)

三 共同化措置の内容及び実施時期

四 共同システム利用金融機関等(第一項の申請にあつては当該共同システムを利用する申請金融機関等(当該申請金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつては、当該銀行持株会社等の子会社等であつて当該共同システムを利用するもの)、前項の申請にあつては同項の協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関であつて当該協同組織金融機関共同システムを利用するものをいう。以下第六項までにおいて同じ。)の業務の合理化及び収益性の向上に関する事項

五 共同化措置に係る共同システムの利用により確保する経営資源を活用して共同システム利用金融機関等が行う中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の当該共同システム利用金融機関等が主として業務を行つている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

六 前項の申請にあつては、共同システム利用金融機関等が前号に規定する方策を実施するために協同組織中央金融機関が行う経

営指導の内容

七 共同化措置実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項として主務省令で定めるもの

八 申請金融機関等のうちに機構が共同化措置の実施に要する経費(主務省令で定めるものに限る。)(の一部に充てるための資金を交付するための契約の締結の申込みを予定している者(第三十四条の二十第二項において「契約締結申込予定金融機関等」という。)がある場合にあつては、その商号又は名称、交付を求める当該資金の額その他主務省令で定める事項

九 その他政令で定める事項
主務大臣は、第一項又は第二項の申請があつた場合において、当該申請に係る共同化措置実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請金融機関等(特定法人を除く。)が基準適合金融機関等であること。
二 共同システム利用金融機関等が、主として対面により業務を行つている金融機関等(全国の区域の全部又は大部分において業務の全部又は大部分を行つていると認められるものその他これに相当するものとして主務省令で定めるものを除く。)であること。

三 当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置に係る共同システムの利用により前項第四号に規定する業務の合理化及び収益性の向上が図られると見込まれること。

四 当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置に係る共同システムの利用によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害するおそれその他の金融秩序を乱すおそれがないこと。

五 当該共同化措置実施計画に記載された前項第五号に規定する方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

六 第二項の申請にあつては、当該共同化措置実施計画に記載された前項第六号に規定する経営指導が共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上並びに当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

七 申請金融機関等が当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置を実施すると見込まれることその他当該共同化措置実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

八 その他政令で定める要件

5 共同化措置実施計画につき前項の認定を受けた協同組織中央金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該共同化措置実施計画の実施期間が終了するまでの間、当該協同組織中央金融機関に係る共同システム利用金融機関等に対して第三項第六号に規定する経営指導を行うことができる。

6 主務大臣は、第四項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に

係る共同化措置実施計画を公表するものとする。ただし、共同化措置実施計画につき当該認定を受けた金融機関等若しくは協同組織中央金融機関若しくは特定法人（以下この章及び第三十五条第三項において「認定共同化金融機関等」という。）、共同システム利用金融機関等又はこれらの子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該認定共同化金融機関等、共同システム利用金融機関等又はこれらの子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

7 主務大臣は、第四項の認定をしたときは、当該認定に係る共同化措置実施計画の内容を機構に通知しなければならない。

第四章の三に次の三条及び二節を加える。

（認定を受けた共同化措置実施計画の変更）

第三十四条の十七 認定共同化金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化、当該認定共同化金融機関等の組織再編成その他共同化措置実施計画の変更をすることについてやむを得ない事情がある場合において、前条第四項の認定を受けた共同化措置実施計画（この項の規定による認定を受けた変更後のものを含む。次条、第三十四条の十九第一項及び第三十四条の二十第二項において「認定共同化措置実施計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。この場合において、特定法人が当該認定を申請するときは、協同組織中央金融機関と共同して申請するものとする。

2 前条第四項から第七項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「特定法人を除く」とあるのは「次条第一項の認定の申請をした金融機関等又は協同組織中央金融機関をいう」と、同項第七号中「が当該」とあるのは「次条第一項の認定の申請をした金融機関等、協同組織中央金融機関又は特定法人をいう。」が当該」と読み替えるものとする。

（認定共同化措置実施計画の履行を確保するための監督上の措置）

第三十四条の十八 主務大臣は、認定共同化措置実施計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該認定共同化措置実施計画の履行を確保するため、当該認定共同化措置実施計画に係る認定共同化金融機関等に対し、当該認定共同化措置実施計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

（認定の取消し）

第三十四条の十九 主務大臣は、認定共同化措置実施計画が第三十四条の十六第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

2 第三十四条の十六第六項（ただし書を除く。）及び第七項の規定は、前項の規定による同条第四項の認定の取消しについて準用する。この場合において、同条第六項中「に係る共同化措置実施計画」とあり、及び同条第七項中「に係る共同化措置実施計画の内容」とあるのは、「が取り消された旨」と読み替えるものとする。

第三節 資金交付契約

第三十四条の二十 認定組織再編成等金融機関等（認定組織再編成等実施計画に第三十四条の十第二項第七号に規定する金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。第三項及び第五項並びに第三十五条第三項において同じ。）又は第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する第三十四条の十第五項ただし書に規定する認定経営基盤強化実施金融機関等（第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する第三十四条の十一第一項に規定する認定基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画に第三十四条の十五第二項において準用する同号に規定する金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。第三項及び第五項並びに第三十五条第三項において「認定経営基盤強化実施金融機関等」という。）は、機構に対し、令和十三年三月三十一日までに機構が第三十四条の十第二項第七号、第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）に規定する資金を交付するための契約の締結の申込みを行うことができる。

2 認定共同化金融機関等（認定共同化措置実施計画に契約締結申込予定金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。次項及び第五項並びに第三十五条第三項において同じ。）は、機構に対し、令和十八年三月三十一日までに機構が第三十四条の十六第三項第八号に規定する資金を交付するための契約の締結の申込みを行うことができる。

3 第一項の規定による申込みを行った認定組織再編成等金融機関等若しくは認定経営基盤

強化実施金融機関等又は前項の規定による申込みを行った認定共同化金融機関等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 機構は、第一項又は第二項の規定による申込みがあつた場合において、その財務の状況その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、主務大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該申込みに係る資金を交付するための契約（以下この条及び第三十五条第三項において「資金交付契約」という。）を締結することができる。

5 機構は、前項の規定により締結した資金交付契約に基づき認定組織再編成等金融機関等若しくは認定経営基盤強化実施金融機関等又は認定共同化金融機関等に資金（第一項又は第二項に規定する資金をいう。次項及び第三十五条第三項において同じ。）を交付したときは、直ちに、主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

6 第四項の規定により締結した資金交付契約に基づき資金を交付するために必要な経費の財源は、その資金の交付をする日を含む機構の事業年度の前事業年度における第四十三条の二第一項に規定する積立金の一部をもって充てるものとする。

7 前各項の規定は、資金交付契約の変更について準用する。この場合において、第一項中「対し、令和十三年三月三十一日まで」とあり、及び第二項中「対し、令和十八年三月三十一日まで」とあるのは、「対し、」と読み替えるものとする。

第四節 雑則

第三十四条の二十一 内閣総理大臣は、第三十四条の十第一項若しくは第三十四条の十五第一項若しくは第三十四条の十六第一項若しくは第二項の申請又は第三十四条の十一第一項（第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十四条の十七第一項の規定による変更の認定の申請があつたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 特定事態における資本の増強に関する特別措置

（特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第三十四条の九の二 銀行持株会社等以外の金融機関等であつて、信用を供与している者の財務の状況が特定事態（大規模な災害又は感染症のまん延（まん延防止のための措置を含む。））に起因する地域の金融機能の維持に重大な影響を及ぼす事態として内閣総理大臣が指定するものをいう。以下この章において同じ。）により相当程度悪化したことその他の特定事態の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつたもの（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「特例金融機関等」という。）は、機構に対し、特定事態指定期間（内閣総理大臣が特定事態に指定する期間をいう。以下この章において同じ。）内に限り、当該特例

金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該特例金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終とするものに限る。）

二 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該特例金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限る。）その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

三 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

四 株式等の引受け等を求める額及びその内容

五 収益の見通しその他政令で定める事項

2 特例金融機関等を子会社とする銀行持株会社等は、機構に対し、特定事態指定期間内に限り、当該子会社（以下この条において「特例対象子会社」という。）の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該特例対象子会社は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を当該銀行持株会社等と連名で主務大臣に提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終とするものに限る。）

二 責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

三 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

四 当該銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

五 当該特例対象子会社における収益の見通しその他政令で定める事項

3 特例金融機関等又は特例対象子会社に係る銀行持株会社等が前二項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第三条第一項又は第二項に規定する申込みと、前二項に規定する経営強化計画を第四条第一項に規定する経営強化計画と、前二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第二章（第五条第二項を除く。）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三条第一項	株式等の引受け等(当該金融機関等が銀行等である場合にあっては、株式の引受けに限る。)	株式等の引受け等
第三条第二項	株式の引受け	株式等の引受け等
第五条第一項	次に掲げる要件の全て	第三号から第五号まで及び第八号から第十一号までに掲げる要件の全てに該当し、かつ、第三条第一項に規定する金融機関等又は同条第二項に規定する子会社が第三十四条の九の二第一項に規定する特例金融機関等又は同条第二項に規定する特例対象子会社
第五条第一項第三号	前条第一項第七号	第三十四条の九の二第一項第三号又は第二項第三号
第五条第一項第九号	株式の引受け	株式等の引受け等
	株式等の引受け等が	対象子会社に対して行う株式等の引受け等が
第五条第一項第十一号	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができ直近の情報に基づき適切に
第五条第三項	が発行する株式の引受け	に対して株式等の引受け等
第五条の二	第二百六条の二	第二百六条の二又は第二百四十条の二
	株式の引受け	株式等の引受け等(株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。)の引受けに限る。)
	募集株式の割当て	募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当て

第七條第一項	第二百五条第一項	第二百五条第一項若しくは第二百四十四条第一項
第七條第二項	議決権制限等株式を	同法第百十五條に規定する議決権制限株式
第七條第三項	議決権制限等株式の	議決権制限株式を
第九條第一項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	会社法第百十五條に規定する議決権制限株式
第九條第二項	株式の引受け	株式等の引受け等
第九條第三項	次に	第三号から第五号までに
第九條第四項	第四條第一項第七号	第三十四條の九の二第一項第三号又は第二項第三号
第十條第一項	次に	第三号から第五号までに
第十二條第一項	株式の引受け	株式等の引受け等
	株式等の引受け等が	株式等の引受け等
第十二條第二項	第四條第一項第一号から第四号まで及び第七号	第三十四條の九の二第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号から第三号まで
第十二條第三項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第十二條第四項	第四條第一項第七号	第三十四條の九の二第一項第三号又は第二項第三号
第十三條第三項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十三條第四項	議決権制限等株式	会社法第百十五條に規定する議決権制限株式
第十三條第五項	従つた同条第二項	従つた
第十三條第六項	による同法第五條第二項	による
第十三條第七項	株式の引受け	株式等の引受け等

第十四条第三項	第十四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項		第三十四条の九の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び収益の見通し	
	次に掲げる要件の全て		第三号及び第四号に掲げる要件	
第十四条第四項	第四条第一項第七号		第三十四条の九の二第二項第三号	
第十四条第四項第三号	株式の引受け		株式等の引受け等	
第十四条第七項	第十四条第一項第一号から第四号まで及び第七号		第三十四条の九の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び収益の見通し	
第十四条第七項の表第三項の項中欄	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号		第三十四条の九の二第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び収益の見通し	
第十四条第七項の表第三項の項下欄	である株式の発行者		又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者	
第十四条第八項及び第九項第一号	である株式の発行者		又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける	
第十四条第九項第三号	議決権制限等株式		会社法第百十五条に規定する議決権制限株式	
第十四条第十一項	議決権制限等株式		議決権制限等株式	
第十四条第十一項の表第七條第三項の項	従つた同条第二項		従つた	
第十四条第十二項	議決権制限等株式		による	
第十四条第十二項の表第七條第三項の項	承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等	承継金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式	
			承継金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの	
第十四条第十二項の表第七條第三項の項	従つた同条第二項	従つた	従つた	
			による	

第十四条第十二項の表第九條第一項の項、第十條第一項の項、第十二條第一項の項及び前条第三項の項	株式の引受け		株式等の引受け等	
	従つた同条第二項		合併等による	
第十四条第十二項の表前条第四項の表第七條第三項の項	合併等		合併等による	
第十四条第十二項の表前条第四項の表第九條第一項の項、前条第四項の表第十條第一項の項及び前条第四項の表前条第一項の項	株式の引受け		株式等の引受け等	
第十四条の二	株式の引受け		株式等の引受け等(株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。))の引受けに限る。	
第三十五条第二項第二号	株式の発行者	株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。)の発行者	株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。)の発行者	
			金融機関等又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等	

(特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例)
第三十四条の九の三 特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等は、機構に対し、特定事態指定期間内に限り、当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。
一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終とするものに限る。)
二 金融組織再編成の内容及び実施時期
三 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、次に掲げる事項

- イ 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任(当該金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限り。)その他の責任ある経営体制(経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。)の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
- ロ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等(当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあってはその子会社等、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される金融機関等(銀行持株会社等を除く。))の自己資本の充実のために株式等の引受け等の申込みをする場合にあっては当該新たに設立される金融機関等。ホ及び次号において「業務実施金融機関」という。)が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
- ハ 当該金融機関等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容
- ニ 組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等が対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期
- ホ 業務実施金融機関における収益の見通し
- 四 当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等の申込みをしないときは、業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項
- 五 その他政令で定める事項
- 2 金融機関等が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該金融機関等が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が連名で行うものとし、金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをするときは、当該金融機関等が同項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で行うものとする。
- 3 特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第一項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第十五条第一項又は第二項に規定する申込みと、第一項に規定する経営強化計画を第十六条第一項に規定する経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第三章(第十七条第二項を除く。)及び第五章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条第一項	株式等の引受け等(当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、株式の引受けに限る。)	株式等の引受け等
第十五条第二項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十七条第一項	次に掲げる要件の全てに該当する	第三号、第四号イからハまで、ホ及びヘ並びに第五号から第八号までに掲げる要件の全てに該当し、かつ、第十五条第一項又は第二項に規定する組織再編成金融機関等が第三十四条の九の第三項に規定する組織再編成金融機関等に該当する
第十七条第一項第四号イ	前条第一項第五号ロ	第三十四条の九の第三項第三号ロ
第十七条第一項第四号ロ及び第六号二(2)	株式の引受け 株式等の引受け等	株式等の引受け等 当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等
第十七条第一項第八号	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができると直近の情報に基づき適切に
第十七条第三項	が発行する株式の引受け	に対して株式等の引受け等
第十七条第六項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十七条第八項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第十七条第一項	「第十七条第一項」	第十七条第一項と、「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式」
第二百六条の二	第二百六条の二	第二百六条の二又は第二百四十四条の二

令和八年四月二十四日 参議院会議録第十号 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

第十九条第二項	株式の引受け		株式等の引受け等(株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。)の引受けに限る。)
	募集株式の割当て	募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当て	募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当て
第十九条第三項	第二百五条第一項	第三号、第四号イからハまで	第三号及び第四号に掲げる要件
	第一号から第三号まで、第四号イから二まで	第三号、第四号イからハまで	第三号及び第四号に掲げる要件
第十九条第三項ただし書	第十六条第一項第五号ハ	第三号、第四号イからハまで、ホ及びヘ並びに第五号から第九号まで	第三号及び第四号に掲げる要件
	第一号から第九号まで	第三号、第四号イからハまで、ホ及びヘ並びに第五号から第九号まで	第三号及び第四号に掲げる要件
第十九条第三項第四号イ	第十六条第一項第五号ロ	第三号、第四号イからハまで	第三号及び第四号に掲げる要件
	株式の引受け	株式等の引受け等	株式等の引受け等
第十九条第三項第四号ヘ及び第六号ニ(2)	当該株式等の引受け等	当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等	当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等
	第十九条第三項第八号	第十九条第三項第八号	第十九条第三項第八号
第十九条第五項	議決権制限等株式	議決権制限等株式	議決権制限等株式
	議決権制限等株式	議決権制限等株式	議決権制限等株式
第十九条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	同条第二項に規定する議決権制限等株式

第二十四条第三項	第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項(当該経営強化計画に同号口に掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。)その他主務省令で定める事項	第三十四条の九の三第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに収益の見通しその他主務省令で定める事項(前項第一号に規定する経営強化計画に同条第一項第三号口に掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。)
第二十四条第四項	次に	第三号から第五号までに
第二十四条第四項第三号及び第四号	第十六条第一項第五号口	第三十四条の九の三第一項第三号口
第二十四条第六項	株式の引受け	株式等の引受け等
第二十四条第六項の表第三項の項	第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項	第三十四条の九の三第一項第一号
第二十四条第七項及び第八項第一号	である株式の発行者	又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者
第二十四条第八項第三号	である株式の処分をする	又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける
第二十四条第十一項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十一項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	同法第十七条第二項	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十一項の表第十九条第三項の項	第四号イから二まで 第十六条第一項第五号口	第四号イから八まで 第三十四条の九の三第一項第三号口
	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができきる直近の情報に基づき適切に

第二十四条第十一項の表第十九条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
第二十四条第十一項の表第十九条第六項の項	合併等による	合併等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十一項の表第十九条第六項の項	第四号イから二まで	第四号イから八まで
第二十四条第十一項の表第二十二條第一項の項及び第二十二條第三項の項	第十六条第一項第五号口	第三十四条の九の三第一項第三号口
第二十四条第十二項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
	承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等	承継組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの
第二十四条第十二項の表第七條第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	同法第十七條第二項	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十二項の表第十九條第三項の項	第四号イから二まで 第十六条第一項第五号口	第四号イから八まで 第三十四条の九の三第一項第三号口
	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができきる直近の情報に基づき適切に
第二十四条第十二項の表第十九條第五項の表第七條第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	合併等による	合併等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十二項の表第十九條第六項の項	第四号イから二まで	第四号イから八まで

第二十四条第十二項の表第二十二條第一項の項及び第二十二條第三項の項	第十六條第一項第五号口		第三十四條の九の三第一項第三号口
第二十四条第十二項の表前条第五項の表第七條第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	
第二十四条第十二項の表前条第五項の表第七條第三項の項	合併等	合併等による会社法第百十五條に規定する議決権制限株式	
第二十四条第十二項の表前条第五項の表第十九條第五項の表第七條第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	
第二十四条第十二項の表前条第五項の表第十九條第五項の表第七條第三項の項	株式交換等による	株式交換等による会社法第百十五條に規定する議決権制限株式	
第二十四条第十二項の表前条第五項の表前条第一項の項及び前条第五項の表前条第三項の項	第十六條第一項第五号口	第三十四條の九の三第一項第三号口	
第二十四条の二	株式の引受け	株式等の引受け等(株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。))の引受けに限る。)	
	株式の発行者	株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。))の発行者	
第三十五条第二項第四号	組織再編成金融機関等	組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等	

(特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例)

第三十四条の九の四 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が特例協同組織金融機関(信用を供与している者の財務の状況が特定事態により相当程度悪化したことその他の特定事態の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつた協同組織金融機関をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)である場合には、当該特例協同組織金融機関に対し、第二十五条第一項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終とするものに限る。)

二 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

三 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

四 第二十五条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容

五 収益の見通しその他政令で定める事項

2 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が特例組織再編成協同組織金融機関(当事者の全部又は一部が特例協同組織金融機関である金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。)である場合には、当該特例組織再編成協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終とするものに限る。)

二 金融組織再編成の内容及び実施時期

三 当該特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

ロ 当該対象協同組織金融機関に係る中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該対象協同組織金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

ハ 当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容

ニ 当該対象協同組織金融機関における収益の見通し

四 当該特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをしないときは、当該特例組織再編成協同組織金融機関(経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。)が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項

五 その他政令で定める事項

3 特例組織再編成協同組織金融機関が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該特例組織再編成協同組織金融機関が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行わなければならない。

4 協同組織中央金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する特例協同組織金融機関又は特例組織再編成協同組織金融機関に係る対象協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、特定事

態指定期間内に、当該対象協同組織金融機関（当該特例組織再編成協同組織金融機関が同項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。）は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、第一項又は第二項の規定により提出した経営強化計画（当該対象協同組織金融機関が同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあっては、当該経営強化計画に記載された事項を記載した経営強化計画）を主務大臣に提出するとともに、当該協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、経営強化指導計画を主務大臣に提出しなければならない。		第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同号に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、第二項の規定により提出する経営強化計画を同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画と、第二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同号に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、前項の規定により提出する経営強化計画及び経営強化指導計画を第二十七条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項に規定する経営強化指導計画と、前項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項の規定による経営強化指導計画の提出とそれぞれ規定に定める。第四章及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
第二十八条第一項第一号	適合する	適合し、かつ、第三十四条の九の四第一項に規定する特例協同組織金融機関に該当する	経営強化計画に記載された第三十四条の九の四第一項第三号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること並びに第五号
第二十八条第一項第一号イ	第五号第一項第一号から第五号まで		

第二十八条第一項第二号	設立された協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合する	設立された協同組織金融機関であるときは、ハからホまでのいずれにも適合し、かつ、第三十四条の九の四第二項に規定する特例組織再編成協同組織金融機関に該当する
(1) 第二十八条第一項第二号二	第十七条第一項第四号イからハまで	経営強化計画に記載された第三十四条の九の四第二項第三号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること並びに第十七条第一項第四号及びハ
第二十八条第三項	決定について	決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について
第三十条第二項	次に	第三号から第六号までに
第三十条第二項第三号及び第四号	第四条第一項第七号	第三十四条の九の四第一項第三号
第三十条第六項	第二項中「次に	第二項中「第三号から第六号までに
第三十三条第一項	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号	第三十四条の九の四第一項第一号から第三号まで
第三十三条第二項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第三十三条第二項第三号	第四条第一項第七号	第三十四条の九の四第一項第三号

第三十四条第三項	第四條第一項第一号から第四号まで	第三十四条の九の四第一項第一号及び第二号
第三十四条第四項	同項第七号又は第十六条第一項第五号口	同項第三号又は同条第二項第三号口
第三十四条第四項第三号及び第四項の表前条第一項の項及び前条第六項の項	第四條第一項第七号を含む。	同条第一項第三号
第三十四条第四項	次に	含む。並びに収益の見通し
第三十四条第四項第三号及び第四項第三号	第三号から第五号までに	第三号から第五号までに
第三十四条第四項第三号及び第四項第三号	第四條第一項第七号	第三十四条の九の四第一項第三号

(特定特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等)

第三十四条の九の五 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が、特例協同組織金融機関のうち、自らが特定事態によりその経営基盤に著しい損害を受けたこと、特定事態によりその経営基盤又は生活基盤に著しい損害を受けた債務者に対する債権(第三号、第四項第三号イ及び第三十四条の九の十一第五項において「被災等債権」という。)を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が特定事態の著しい影響を受け、財務の状況を確認に見通すことが困難となったと認められるもの(以下この条及び次条第一項において「特定特例協同組織金融機関」という。)である場合には、当該特定特例協同組織金融機関に対し、第二十五条第一項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項並びに同条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容を記載した経営強化計画(以下この条及び第三十四条の九の八第五項において「特定特例経営強化計画」という。)の提出を求めることができる。

一 特定特例経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)

二 経営指導契約(特定特例協同組織金融機関の経営の改善を支援するため、協同組織中央金融機関が当該特定特例協同組織金融機関との間で締結する契約であつて、当該協同組織中央金融機関が当該特定特例協同組織金融機関の経営の改善のために指導その他の必要な措置を講じ、当該特定特例協同組織金融機関が当該措置に基づき適切に業務を実施することを約するものをいう。第四項第三号ハ及び第六項において同じ。)の内容

三 被災等債権の譲渡その他の処分について損害担保契約(被災等債権に係る債務の全部又は一部の弁済がされないこととなつた場合において、その被災等債権に係る債権者に対してその弁済がされないこととなつた額の一部を補填するための契約をいう。第三十四条の九の十一第一項及び第五項において同じ。)を特定特例協同組織金融機関が行う場合にあつては、その旨及びその内容

四 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

五 第四條第一項第七号に掲げる事項その他政令で定める事項

2 協同組織中央金融機関が前項の規定により特定特例経営強化計画を提出する特定特例協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関は、特定事態指定期間内に、第二十七条第二項の規定により提出する経営強化指導計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、特定特例経営強化指導計画(次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画をいう。以下この条及び第三十四条の九の八第五項において同じ。)及び当該申込みの対象となる信託受益権等に係る信託契約等(信託受益権等に係る資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産の譲受けに係る契約を含む。次項及び第四項において同じ。)の契約書の写しを主務大臣に提出するとともに、当該特定特例協同組織金融機関は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、前項の規定により提出した特定特例経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 当該申込みに係る信託受益権等に係る特定特例協同組織金融機関がこの項の規定により提出する特定特例経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が第四項の規定による決定を受けて行う経営指導の内容

二 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容

3 内閣総理大臣は、前項の規定により特定特例経営強化計画並びに特定特例経営強化指導計画及び同項に規定する信託契約等の契約書の写しの提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定により特定特例経営強化計画並びに特定特例経営強化指導計画及び同項に規定する信託契約等の契約書の写しの提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。この場合には、第五条第五項の規定を準用する。

一 特定特例協同組織金融機関が次のいずれにも適合するものであること。

イ 特定特例経営強化計画に記載された第四條第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれること

ロ 特定特例経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ハ 当該特定特例協同組織金融機関が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関又はその財産をもつて債務を完済することができない協同組織金融機関でないこと。

ニ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該特定特例協同組織金融機関による当該特定特例経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

第二十八条第三項		第五項及び第六項の規定は第三十四 条の九の五第四項の規定による決定	第五項第六項の規定は第三十四 条の九の五第四項の規定による 決定について、第八条の規定は 当該決定に伴い信託受益権等の 買取りを行う場合において協同 組織金融機関が発行する当該信 託受益権等に係る優先出資
二 第二項の規定により提出された特定特例 経営強化指導計画が次のいずれにも適合す るものであること。 イ 特定特例経営強化指導計画の実施が第 二十六条の申込みに係る信託受益権等に 係る特定特例協同組織金融機関から第二 項の規定により提出された特定特例経営 強化計画の実施に資するものであること。 ロ 特定特例経営強化指導計画が円滑かつ 確実に実施されると見込まれること。 三 第二項の規定により提出された特定特例 経営強化計画に記載された第一項第二号に 掲げる事項に次に掲げる事項が含まれてい ること。 イ 協同組織中央金融機関が特定特例協同 組織金融機関の被災等債権の管理及び回 収に関する指導その他特定特例協同組織 金融機関の業務の改善のために必要な指 導及び助言を行い、当該特定特例協同組 織金融機関は、当該指導及び助言に基づ き適切に業務を実施すること。 ロ 協同組織中央金融機関は、特定特例協 同組織金融機関に対し、その業務及び財 産の状況につき必要な報告を求め、当該 特定特例協同組織金融機関は、正当な理 由がある場合を除き、その求めに応ずる こと。 ハ 経営指導契約は、その締結の日から第 三十四 条の九の八第四項の認定又は第三 十四 条の九の九第二項の認定のいずれか を申請した日までの間に限り、その効力 を有するものであること。 四 当該信託受益権等に係る取得優先出資等 に貸付債権がある場合にあつては、当該貸 付債権につき、当該信託受益権等に係る信 託契約等において、第三十四 条の九の八第 四項の認定又は第三十四 条の九の九第二 項の認定のいずれかを申請した日までの間 に、当該特定特例協同組織金融機関が、そ の財務の改善を図るため、当該貸付債権に 係る債務を弁済し、債権者に対し弁済した 金額に相当する金額の特定特例協同組織金 融機関の優先出資の引受けを求めることが できることが定められていること。 主務大臣が前項の規定による決定をした場 合には、特定特例経営強化計画を第二十五 条 第一項及び第二十七 条第一項に規定する経営 強化計画と、特定特例経営強化指導計画を同 条第二項に規定する経営強化指導計画と、前 項の規定による決定を第二十八 条第一項の規 定による決定とそれぞれみなして、第四章 (同項を除く。)、第五章及び第六 章の規定(こ れらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。 この場合において、次の表の上欄に掲げる規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技 術的読替えは、政令で定める。			
第三十条第二項	次に	第三号、第五号及び第六号に	
第三十条第二項第三号	第四条第一項第七号又は第十 六条第一項第五号ロに掲げる 方策が記載されているとき は、当該	記載されている第四条第一項第 七号に規定する	
第三十条第六項	第二項中「次に	第二項中「第三号、第五号及び 第六号に	
第三十三条第一項	第四条第一項第一号から第四 号まで及び第七号	第四条第一項第七号及び第二十 四条の九の五第一項第一号から 第四号まで	
第三十三条第二項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件	
第三十三条第三項	内容	内容及び第三十四条の九の五第 一項第二号から第四号までに掲 げる事項	
第三十四条第二項	次に	第一号から第三号まで及び第五 号に	
第三十四条第三項	第四条第一項第一号から第四 号までに掲げる事項(当該経 営強化計画に同項第七号又は 第十六条第一項第五号ロに掲 げる方策が記載されている場 合にあつては、第四条第一項 第七号に掲げる方策を含む。)	第四条第一項第七号及び第三十 四条の九の五第一項第一号から 第四号までに掲げる事項	
第三十四条第四項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第五号に掲げる要件	
第三十四条第四項第三号	第四条第一項第七号に掲げる 方策が記載されているとき は、当該方策	記載された第四条第一項第七号 に掲げる方策	
第三十四条第五項	内容	内容及び第三十四条の九の五第 一項第二号から第四号までに掲 げる事項	
第三十四条第十項の表前条 第一項の項	経営強化計画(第四条第一項 第七号に掲げる方策を記載し たものに限る。)	第三十四条の九の五第一項に規 定する特定特例経営強化計画	

第三十四条第十項の表前条第六項の項 第三十四条第三項又は第八項の規定により経営強化計画(第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものを除く。)又は 当該経営強化計画又は 当該	6 第四項の決定があつたときは、特定特例協同組織金融機関及び当該特定特例協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、速やかに、経営指導契約を締結しなければならない。 (総会等の特別決議等に関する特例) 第三十四条の九の六 特定特例協同組織金融機関が第二十五条第一項の申込みに係る優先出資を発行する場合における信用金庫法 昭和二十六年法律第二百三十八号)第四十八条の三第一号、中小企業等協同組合法第五十三条第一号又は労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十三条第一号に掲げる事項に係る総会又は総代会(以下この条において「総会等」という。)の決議又は議決は、信用金庫法第四十八条の三、中小企業等協同組合法第五十三条又は労働金庫法第五十三条の規定にかかわらず、出席した会員、組合員若しくは代議員又は総代(次項において「会員等」という。)の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができ。 2 前項の規定により仮にした決議又は議決(以下この条において「仮決議等」という。)があつた場合においては、各会員等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の総会等を招集しなければならない。 3 前項の総会等において第一項に規定する多数をもって仮決議等を承認した場合には、当	第三十四条第八項の規定により 該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項に係る決議又は議決があつたものとみなす。 (認定の申請) 第三十四条の九の七 第三十四条の九の五第五項の規定において同条第四項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とみなして適用する第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する信託受益権等(第三十四条の九の五第四項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。以下この章において同じ。)に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるもの(次条、第三十四条の九の九及び第三十四条の九の十第一項において「特別対象協同組織金融機関等」という。)は、信託受益権等の買取りがあつた日から起算して十年を経過する日(やむを得ない事情により当該日に申請をすることが困難であると主務大臣が認める場合にあつては、当該日から主務大臣が定める一定の期間を経過した日)までに、主務省令で定めるところにより、次条第四項の認定又は第三十四条の九の九第二項の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならない。 (経営が改善した旨の認定) 第三十四条の九の八 特別対象協同組織金融機関等は、預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関でなく、かつ、その財務の状況	が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、経営が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げる事項を記載した計画(以下この条において「特別経営強化計画」という。)を主務大臣に提出して、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定を申請することができる。 一 特別経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。) 二 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの 三 第四条第一項第七号に掲げる事項 四 収益の見通しその他主務省令で定める事項 2 特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による申請を行う場合には、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画(次項、第四項及び第六項において「特別経営強化指導計画」という。)を主務大臣に提出することができる。 一 当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容 二 その他主務省令で定める事項 3 内閣総理大臣は、前二項の規定により第一項に規定する書類及び特別経営強化計画並びに特別経営強化指導計画の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。	4 主務大臣は、第一項及び第二項の規定により第一項に規定する書類及び特別経営強化計画並びに特別経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、特別経営強化計画を提出した特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定を行うことができる。 一 当該特別対象協同組織金融機関等が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関でないこと。 二 当該特別対象協同組織金融機関等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合であること。 三 当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善したと認められること。 四 特別経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。 五 特別経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 六 特別経営強化指導計画の実施が特別経営強化計画の実施に資するものであること。 七 特別経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 八 信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。 5 特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による認定を受けたときは、当該認定を受け
---	--	---	--	--

令和八年四月二十四日 参議院会議録第十号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

令和八年四月二十四日 参議院会議録第十号 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

四二

た特別対象協同組織金融機関等が実施している特定特例経営強化計画及び当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関が実施している特定特例経営強化指導計画は、それぞれその効力を失う。

6 特別対象協同組織金融機関等が第四項の規定による認定を受けた場合には、特別経営強化計画を第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、特別経営強化指導計画を同条第二

項に規定する経営強化指導計画と、第四項の規定による認定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章(同項を除く)、第五章及び第六章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八條第二項	当該決定	第三十四條の九の五第四項の規定による決定
第二十八條第三項	第一項の規定による決定について	第三十四條の九の五第四項の規定による決定について、第八條の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について
第三十條第一項	(第一項)	(第三十四條の九の五第四項)
第三十條第二項	協同組織金融機関	第三十四條の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四條の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等
第三十條第二項第三号	次に	第三号、第五号及び第六号に
第三十條第三項	第四條第一項第七号又は第十六條第一項第五号に掲げる方策が記載されているときは、当該	記載されている第四條第一項第七号に規定する
第三十條第六項	第二十八條第一項	第三十四條の九の五第四項
	第二項中「次に	第二項中「第三号、第五号及び第六号に

第三十一條第二項及び第三十二條	第二十八條第一項	第三十四條の九の五第四項
第三十三條第二項	第二十八條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五條第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。)	第三十四條の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四條の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等
第三十三條第二項	協定銀行が当該信託受益権等	協定銀行が第三十四條の九の八第一項に規定する特別経営強化計画に係る第三十四條の九の五第四項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等
第三十三條第二項	第四條第一項第一号から第四号まで及び第七号	第四條第一項第七号並びに第三十四條の九の八第一項第一号及び第二号
第三十三條第二項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第三十四條第三項	第二十八條第一項	第三十四條の九の五第四項
第三十四條第三項	第四條第一項第一号から第四号までに掲げる事項(当該経営強化計画に同項第七号又は第十六條第一項第五号に掲げる方策が記載されている場合にあつては、第四條第一項第七号に掲げる方策を含む。)	第四條第一項第七号並びに第三十四條の九の八第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに収益の見通し

第三十四条第四項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第五号に掲げる要件
第三十四条第四項第三号	第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されているときは、当該方策	記載された第四条第一項第七号に掲げる方策
第三十四条第十項の表第三十条第一項の項	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関	第三十四条の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四条の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等
第三十四条第十項の表第三十条第三項の項及び第三十一条第一項の項	第二十八条第一項	第三十四条の九の五第四項
第三十四条第十項の表前条第一項の項中欄	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）	第三十四条の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四条の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等
	協定銀行が当該信託受益権等	協定銀行が第三十四条の九の八第一項に規定する特別経営強化計画に係る第三十四条の九の五第四項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等

第三十四条第十項の表前条 第一項の項下欄	経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものに限る。）	第三十四条の九の八第一項に規定する特別経営強化計画
第三十四条第十項の表前条 第六項の項	第二十八条第一項	第三十四条の九の五第四項
第三十五条第二項第五号及び第三十六条第一項第三号	第二十八条第一項	第三十四条の九の五第四項
	当該経営強化計画又は 当該	当該

項、同条第一項並びに第三十四条の九の十二において同じ。）を可とする旨の認定を申請することができる。

事業再構築の内容

一 資本整理の内容

二 資本整理を行うために次条又は第三十四条の九の十一の規定に基づく機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置を必要とする場合にあつては、当該措置の内容

四 その他主務省令で定める事項

主務大臣は、前項の規定により資本整理等実施要綱の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を行うことができる。

当該特別対象協同組織金融機関等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないこと。

二 資本整理等実施要綱に記載された事業再構築の内容が適切であり、当該特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における金融機能の維持又は強化に資するものであること。 三 資本整理等実施要綱に記載された資本整理を行うことが当該特別対象協同組織金融機関等の損失の填補を行うために必要なものであり、当該資本整理の内容が適切であること。 四 前項第三号に規定する措置を必要としている場合にあっては、当該措置が資本整理を行うために必要かつ適切なものであること。 五 資本整理を行った後に協定銀行が引き続き特別対象協同組織金融機関等に係る信託受益権等を保有する場合には、当該信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として主務省令で定める場合でないこと。 六 その他政令で定める要件	(以下この項、次項及び第五項、次条第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の九の十三において「認定特別対象協同組織金融機関等」という。)又は当該認定に係る事業再構築の相手方となる金融機関等であつて第二十条第一項第一号から第八号までに掲げるもの(金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「相手方金融機関」という。)は、当該認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、機構が、当該消却を行うために必要な金銭の贈与を行うことを、当該認定特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、機構に申し込むことができる。 2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあっては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣)に報告しなければならない。 3 機構は、第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。次条第三項及び第三十四条の九の十三第二項において同じ。)の議決を経て、当該申込みに係る金銭の贈与を行うかどうかを決定しなければならない。 4 機構は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣(当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合には、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。 5 機構は、第三項の規定による金銭の贈与を行う旨の決定をしたときは、当該金銭の贈与	の申込みに係る認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関との間で当該金銭の贈与に関する契約を締結しなければならない。 (損害担保契約に係る損失の補填) 第三十四条の九の十一 認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、機構が、認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、機構に申し込むことができる。 2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあっては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣)に報告しなければならない。 3 機構は、第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る契約の締結を行うかどうかを決定しなければならない。 4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣(当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合には、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣)に報告しなければならない。 5 機構は、第三項の規定による契約の締結を行う旨の決定をしたときは、当該契約の締結の申込みに係る認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関との間で当該契約を締結しなければならない。この場合において、当該認定特別対象協同組織金融機関等又は当該相手方金融機関は、当該契約に係る損害担保契約の対象となる被災等債権について利益が生じたときに当該利益の額の一部を機	構に納付することを約さなければならない。 (機構の業務の取扱い) 第三十四条の九の十二 前二条の規定による機構の業務は、預金保険法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして、同法の規定を適用する。 (機構における勘定間の繰入れ) 第三十四条の九の十三 機構は、第三十四条の九の十の規定による業務の実施により、前条の規定の適用を受けて一般勘定(預金保険法第四十一条に規定する一般勘定をいう。以下この条において同じ。)から支出された金額(資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等が当該資本整理を行うとする場合において、同法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したときにおいて保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算した金額を超える部分に相当する金額に限る。)の範囲内に限り、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能強化勘定(第四十三条に規定する金融機能強化勘定をいう。次項において同じ。)から一般勘定に繰り入れるものとする。この場合において、当該繰入れは、第四十三条に規定する金融機能強化業務とみなす。 2 機構は、第三十四条の九の九第二項の規定による認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資につき消却又は清算による残余財産の分配が行われたことに伴い金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、運営委員会の議決を経て、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、一般勘定から、当該損失の額(資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等が当該資本整理を行うとする場合において、預金保険法第四十九条第二項に規定する
---	--	--	--

保険事故が発生したときにおいて保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算した金額に相当する金額に限る。の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができ。この場合において、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして、同法の規定を適用する。

(特例協同組織金融機関等に特定支援を行う協同組織中央金融機関等に係る協同組織金融機能強化方針の特例)

第三十四条の九の十四 協同組織中央金融機関等が、協同組織金融機関等であつて信用を供与している者の財務の状況が特定事態により相当程度悪化したことその他の特定事態の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行つている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつたもの(次項において「特例協同組織金融機関等」という。)に特定支援を行うために第三十四条の二の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、特定事態指定期間内に限り、第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の発揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出することができる。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの

二 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項として主務省令

で定めるもの

三 前二号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

四 第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

五 取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨

六 収益の見通しその他政令で定める事項

2 前項第二号及び第三号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し特定支援に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が前項第五号に規定する取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定において、当該申込みに係る特定支援を行つた特例協同組織金融機関等(第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行つた者を含む。)をいう。

3 協同組織中央金融機関等が第一項の規定により協同組織金融機能強化方針の提出をする場合には、当該協同組織金融機能強化方針を

第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針と、当該提出を同項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出とそれぞれみなして、前章及び第五章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第三十四条の四第二項中「前条第三項」とあるのは「第三十四条の九の十四第二項」と、「同条第一項第四号」とあるのは「同条第一項第三号」とするほか、必要な技術的説替へは、政令で定める。

第三十五条第三項中「第三十四条の十五第三項(同条第六項)を」第三十四条の二十第四項(同条第七項)に、「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等若しくは認定経営基盤強化実施金融機関等又は認定共同化金融機関等」に改める。

第四十四条第四項中「農林中央金庫法」の下に「(平成十三年法律第九十三号)」を加える。

第四十五条の二第二項中「第四十五条の二第二項」を「第四十五条の三第一項」に改め、同条を第四十五条の三とし、第四十五条の次に次の一条を加える。

(金融再生勘定からの繰入れ)

第四十五条の二 機構は、金融機関等の金融機能の強化を図るために必要がある場合には、金融機能強化業務に必要な財源に充てるため、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けた金額を金融再生勘定(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号。以下この項、次項及び第四項において「金融機能再生緊急措置法」という。)第六十四条に規定する金融再生勘定をいう。第三項及び第四十六條第二項において同じ。)から金融機能強化勘定に繰り入れることができる。この場合において、当該繰入れは、金融機能再生緊急措置法第六十四条に規定する金

融再生業務とみなして、金融機能再生緊急措置法の規定を適用する。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による繰入れが、金融機能再生緊急措置法第六十四条に規定する金融再生業務の遂行に支障がなく、かつ、金融機能強化業務を通じた金融機関等の金融機能の強化を図るために必要であると認められる場合に限り、同項の認可をするものとする。

3 機構は、金融再生勘定の廃止の際、金融再生勘定に残余があり、かつ、金融機能強化勘定に属する財産の状況及びその見込みに照らして特に必要があると認めるときは、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融再生勘定から当該残余の額の全部又は一部を金融機能強化勘定に繰り入れることができる。

4 前項の規定により金融機能強化勘定に繰り入れた額がある場合における金融機能再生緊急措置法第六十七条第二項の規定の適用については、同項中「ときは、当該残余の額」とあるのは、「場合であつて、当該残余の額から金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)第四十五条の二第三項の規定により同法第四十三条に規定する金融機能強化勘定に繰り入れた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とする。

第四十六条第二項中「受けて、」の下に「金融再生勘定又は」を加える。

第四十八条第二項中「第二章若しくは第三章の規定により提出された経営強化計画の履行状況又は第四章の二の規定により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二章から第四章まで又は第四章の三の規定により提出された経営強化計画の履行状況に関すること。

二 第四章又は第四章の三の規定により提出された経営強化指導計画の履行状況に関すること。

三 第四章の二又は第四章の三の規定により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況に関すること。

四 第四章の四の規定により提出された組織再編成等実施計画若しくは基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画又は共同化措置実施計画の履行状況に関すること。

第五十六条第一項第一号中「金融機関等」の下に「並びに同条第七項第一号又は第二号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人」を加え、同項第二号中「金融機関等」の下に「並びに同条第七項第三号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人」を加え、同条第二項第一号中「金融機関等」の下に「並びに同条第七項第一号又は第二号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人」を加え、同項第二号中「金融機関等」の下に「並びに同条第七項第三号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人」を加える。

第五十八条中「第三十四条の十五第四項(同条第六項)を第三十四条の九の十一第四項、第三十四条の二十第五項(同条第七項)に改める。

第五十九条第一項第二号中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同項第三号中「第二十条第一項」の下に「第二十二條第四項第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。」を加え、「(第二十四

条第十二項において準用する場合を含む。)」を削り、同項第四号中「第二十一条第一項」を「第二十一条第二項(第二十二條第四項(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)」に改め、「(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。)」を削り、同項第五号中「第三十三條第五項及び第三十四條第七項」を「第三十三條第八項(第三十四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十四條第十項」に改め、同項第六号中「第三十二條(第三十三條第五項及び第三十四條第七項)を「第三十二條第二項(第三十三條第八項(第三十四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十四條第十項」に改め、同項第八号中「第三十四條の九」を「第三十四條の九第二項」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「の規定」を「第三十四條の十五第二項において準用する場合を含む。)」又は第三十四條の十八の規定」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 第三十四条の九の九第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
第六十条中「第二号にあっては、第三十四条の二第三号から第五号までに掲げる者を含む。」「を削り、「又は理事」を「理事又は清算人」に改め、同条第一号中「若しくは」を「(第三十三條第四項(第十四條第十二項において準用する場合を含む。)、第十四條第十一項及び第十二項、第十七條第八項、第十九條第五項(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))」に改め、同条第一号中「若しくは」を「(第三十三條第四項(第十四條第十二項において準用する場合を含む。))及び第三十四條第十項」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

第六十条第三号中「第十四條第十項」を「若しくは第十項」に改め、「第十九條第五項」の下に「(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)」を加え、「(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。)」を削り、「第二十四條第九項」を「第九項に、「から第四項まで」を「第三項、第六項若しくは第七項に、「第三十四條第七項」を「第三十四條第十項に、「から第六項まで」を「第五項、第八項若しくは第九項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

じ。)、第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)」に改め、「これらの規定を」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 第十一条第一項第十三條第四項第十四條第十二項において準用する場合を含む。並びに第十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十一条第一項(第二十二條第四項(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第三十二條第二項(第三十三條第八項(第三十四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十四條の九の九第二項、第三十四條の九の九第四項、第三十四條の十二(第三十四條の十五第二項において準用する場合を含む。))又は第三十四條の十八の規定による命令に違反したとき。

第六十条第三号中「第十四條第十項」を「若しくは第十項」に改め、「第十九條第五項」の下に「(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)」を加え、「(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。)」を削り、「第二十四條第九項」を「第九項に、「から第四項まで」を「第三項、第六項若しくは第七項に、「第三十四條第七項」を「第三十四條第十項に、「から第六項まで」を「第五項、第八項若しくは第九項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

並びに第十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項(第二十二條第四項(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第三十二條第二項(第三十三條第八項(第三十四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十四條の九の九第二項、第三十四條の九の九第四項、第三十四條の十二(第三十四條の十五第二項において準用する場合を含む。))又は第三十四條の十八の規定による命令に違反したとき。

五 第十三條第一項(第十四條第十二項において準用する場合を含む。)、第十四條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。若しくは第八項、第二十三條第一項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))、第二十四條第一項(同条第六項において準用する場合を含む。若しくは第七項又は第三十四條第一項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

六 第三十四條の九の十第二項又は第三十四條の九の十一第二項の規定による報告を怠り、又は不正の報告をしたとき。

附則第八條から第二十九條までを削り、附則第三十條を附則第八條とする。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二条 金融機関等の組織再編成の促進に関する

特別措置法(平成十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号ト中「他の金融機関等への」を「金融機関等による他の金融機関等の」に、「移転又は発行」を「取得」に、「他の金融機関等が当該を」金融機関等が当該他の」に、「及び」を、「二及び」に改め、同号チを削る。

第三条中「令和八年三月三十一日までに」を削る。

第十二条第九項及び第十三条第九項中「第四十四条第三項」を「第四十四条第六項」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第三条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第七号中「信託会社」の下に「(第四十四条の三第五項において「信託会社」という。)を加え、同条第三項中「以下」を「第四十四条の三第三項第二号を除き、以下」に、「同項の書面を」を「前項の書面を」に改める。

第十五条第一項中「、資本金の額を変更することなく」を削り、同項に次の三号を加える。

三 第四十四条第三項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合

四 第四十四条第四項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合

五 新たに発行する優先出資の払込金をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合

第十五条第三項中「第一項第二号」の下に「、第四号又は第五号」を加える。

第四十二条第一項中「第十五条第一項、次

項、第四項ただし書及び第四十四条第二項に規定する」を「第十五条第一項第二号及び第五号に掲げる場合、次項の場合、第四項ただし書に規定する場合並びに第四十四条第二項及び第四項の」に改める。

第四十四条の見出し中「資本金を」を「資本金等」に改め、同条第三項中「前二項に定める」を「第一項及び第二項又は第四項の規定による」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、優先出資の消却を行うため、第四十二条第四項、農林中央金庫法第七十六条第三項(準備金の積立て)、中小企業等協同組合法第五十八条第三項(準備金及び繰越金)、信用金庫法第五十六条第二項(法定準備金、労働金庫法第六十条第二項(法定準備金)、農業協同組合法第五十一条第五項準備金)及び水産業協同組合法第五十五条第五項(準備金及び繰越金(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十条第三項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、普通出資者総会の決議によって、消却に必要な額に限り、資本準備金又は法定準備金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

4 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前項の規定による資本準備金若しくは法定準備金の額の減少及び剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金及び法定準備金を計上していない場合には、優先出資の消却を行うため、普通出資者総会の決議によって、消却に必要な額に限り、資本準備金又は法定準備金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

5 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項の規定により資本準備金若しくは法定準備金又は資本金(以下「資本金等」とい

う。)の額を減少しようとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

第四十四条に次の一項を加える。

7 第三項及び第四項の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。

(債権者の異議)

第四十四条の二 優先出資を発行している協同組織金融機関(農林中央金庫、信用協同組合若しくは中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号(信用協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会に限る。第三項及び次条において「特定優先出資発行協同組織金融機関」という。)は、普通出資者総会において前条第三項又は第四項の決議があつたときは、その決議の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、次条第二項第二号の期間の最終日から六月を経過する日までの間、これらを主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の財産目録及び貸借対照表は、電磁的記録により作成することができる。

3 特定優先出資発行協同組織金融機関の債権者は、当該特定優先出資発行協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 第一項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第四十四条の三 特定優先出資発行協同組織金融機関が第四十四条第三項又は第四項の規定により資本金等の額の減少をする場合には、当該特定優先出資発行協同組織金融機関の債権者は、当該特定優先出資発行協同組織金融機関に対し、資本金等の額の減少について異議を述べることができる。

2 前項の場合には、特定優先出資発行協同組織金融機関は、普通出資者総会において資本金等の額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 資本金等の額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、特定優先出資発行協同組織金融機関が同項の公告を、官報のほか、定款の定めに従い、次に掲げる方法のいずれかによりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法第二十三条第四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものとする方法をいう。)

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、資本金等の額の減少について承認をしたものとみなす。

令和八年四月二十四日 参議院会議録第十号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、特定優先出資発行協同組織金融機関は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、資本金等の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 前各項の規定は、優先出資を発行している協同組織金融機関（農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に限る。）が第四十四条第三項又は第四項の規定により資本金等の額の減少をする場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四項及び前項	第二項			
	普通出資者総会において資本金等の額の減少の決議があった日から二週間以内に、次に			次に
第二項第二号	一 資本金等の額を減少する旨 二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨	預金者	次に	
		第二号	貯金者	次に
第二項第三号	一 資本金等の額の減少の内容 二 当該農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会の計算書類（農業協同組合法第三十六条第二項又は水産業協同組合法第四十条第二項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する計算書類をいう。）に関する事項として主務省令で定めるもの 三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨	第三号		

（資本金等の額の減少の無効の訴え）
第四十四条の四 優先出資を発行している協同組織金融機関の資本金等の額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁済等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同項ただし書中「当該株主が取締役、監査役、執行役」とあるのは「当該普通出資者又は優先出資者が理事、経営管理委員、監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第六十一条第一項第三号中「又は第四十二条第四項ただし書」を、「第四十二条第四項ただし書又は第四十四条第五項」に改め、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号の次の一号を加える。
十九 第四十四条の二第二項の規定又は第四十四条の三第二項若しくは第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して資本金等の額を減少したとき。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中金融機能の強化のための特別措置に関する法律第一条及び第三条の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定（令和八年三月三十一日までに）を削る部分に限る。）、同条第二項及び同法第二十六条の改正規定、同法第三十四条の二の改正規定（令和八年三月三十一日までに）を削る部分に限る。）並びに同法第三十四条の十第一項の改正規定（令和八年三月三十一日）を「令和十三年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第二条中金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三条の改正規定並びに附則第六条及び第二十一条の規定は、公布の日から施行する。
（協同組織金融機関の経営強化計画等の記載事項についての経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「旧金融機能強化法」という。）第二十七条第一項の規定により提出した経営強化計画（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定により当該経営強化計画とみなされたもの、旧金融機能強化法第三十条第一項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は旧金融機能強化法第三十四条第三項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は旧金融機能強化法第三十三条第一項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する

場合を含む。において準用する場合並びに旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。の規定により提出した経営強化計画を実施している旧金融機能強化法第二条第八項に規定する協同組織金融機関は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月以内に、これらの経営強化計画の変更(職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令(第一条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「新金融機能強化法」という。))第五十六条第二項に規定する主務省令をいう。次項において同じ。))で定める要件を満たす監事の選任に関する事項を追加する変更に限る。))につき、新金融機能強化法第三十条第一項(新金融機能強化法第三十四条第十項(附則第九条及び第十三条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、附則第十条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の五第五項並びに附則第十二条の規定によりみなして適用する場合を含む。))において準用する場合並びに附則第九條及び第十三條の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定により変更後の経営強化計画を主務大臣(新金融機能強化法第五十六条第一項に規定する主務大臣をいう。次項において同じ。))に提出して、その承認	を受けなければならない。この場合において、当該変更後の経営強化計画の提出については、附則第十五条第二項の規定にかかわらず、新金融機能強化法第三十条第五項(新金融機能強化法第三十四条第十項において準用する場合を含む。))において準用する新金融機能強化法第二十七條第三項(附則第九條及び第十三條の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、附則第十条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の五第五項並びに附則第十一条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定は、適用しない。
2 この法律の施行の際現に旧金融機能強化法第三十四条の三第一項の規定により提出した協同組織金融機能強化方針(旧金融機能強化法附則第二十九条第三項の規定により当該協同組織金融機能強化方針とみなされたもの又は旧金融機能強化法第三十四条の七第一項(旧金融機能強化法附則第二十九条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定による承認を受けた変更後のものを含む。))を実施している旧金融機能強化法第三十四条の二に規定する協同組織中央金融機関等は、施行日から起算して六月以内に、当該協同組織金融機能強化方針の変更(旧金融機能強化法第三十四条の三第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等における職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任に関する事項を追加する変更に限る。))につき、新金融機能強化法第三十四条の七第一項(附則第十四条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の十四第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定により	変更後の協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、当該変更後の協同組織金融機能強化方針の提出については、附則第十五条第三項の規定にかかわらず、新金融機能強化法第三十条第五項(新金融機能強化法第三十四条の七第三項において準用する新金融機能強化法第三十四条の三第二項(附則第十四条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の十四第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定は適用しない。
第三條 施行日前に旧金融機能強化法第三十三条第一項(旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定により提出した経営強化計画であつて、この法律の施行の際現に旧金融機能強化法第二条第八項に規定する協同組織金融機関が実施しているものは、新金融機能強化法第二十八条第二項に規定する経営強化計画とみなして、新金融機能強化法第三十条から第三十二条までの規定、新金融機能強化法第三十四条第十項(新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項(附則第九条及び第十三条の規定によりみなして適用する場合を含む。))以下この条並びに次条第三項及び第四項において同じ。)、第三十四条の九の五第五項(附則第十条の規定によりみなして適用する場合を含む。))以下この条並びに次条第三項及び第四項において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条並びに次条第三項及び第四項において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。次項	(協同組織金融機関が提出する経営強化計画に係る承認等についての経過措置)
3 新金融機能強化法第三十三条第一項(新金融機能強化法第三十四条第十項において準用する場合並びに新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次条第三項において同じ。))の規定は、施行日以後に提出する新金融機能強化法第三十条第一項(旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。))に規定する変更後の経営強化計画については、なお従前の例による。	2 新金融機能強化法第三十条第一項(新金融機能強化法第三十四条第十項において準用する場合に限り。以下この項において同じ。))の規定は、施行日以後に提出する新金融機能強化法第三十条第一項(新金融機能強化法第三十条第一項(旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。))に規定する変更後の経営強化計画については、施行日前に提出した旧金融機能強化法第三十条第一項(旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。))に規定する変更後の経営強化計画に適用する。

り提出した旧金融機能強化法第三十三条第一項に規定するその実施している経営強化計画の実施期間が終了する場合について適用し、施行日前に同項に規定するその実施している経営強化計画の実施期間が終了した場合については、なお従前の例による。

4 新金融機能強化法第三十四条第三項（新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の五第五項及び第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に新金融機能強化法第三十四条第一項（新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の五第五項及び第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次条第四項において同じ。）の規定により新金融機能強化法第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等が同項に規定する合併等の認可を受けて当該合併等を行う場合について適用し、施行日前に旧金融機能強化法第三十四条第一項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次条第四項において同じ。）の規定により旧金融機能強化法第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等が同項に規定する合併等の認可を受けて当該合併等を行った場合については、なお従前の例による。

（協同組織中央金融機関が提出する経営強化指導計画に係る承認等についての経過措置）

第四条 施行日前に旧金融機能強化法第三十三条第二項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により提出した経営強化指導計画

であつて、この法律の施行の際現に旧金融機能強化法第二条第七項に規定する協同組織中央金融機関が実施しているものは、新金融機能強化法第三十条第三項に規定する経営強化指導計画とみなして、同条から新金融機能強化法第三十条までの規定を適用する。

2 新金融機能強化法第三十条第三項(新金融機能強化法第三十四条第十項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に提出する新金融機能強化法第三十条第三項に規定する変更後の経営強化指導計画について適用し、施行日前に提出した旧金融機能強化法第三十条第三項(旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。)に規定する変更後の経営強化指導計画については、なお従前の例による。

3 新金融機能強化法第三十三條第三項(新金融機能強化法第三十四條第十項において準用する場合並びに新金融機能強化法第三十四條の九の八第五項、第三十四條の九の五第五項及び第三十四條の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新金融機能強化法第三十三條第一項に規定するその実施している経営強化計画又は旧金融機能強化法第三十三條第一項の規定により提出した同項に規定するその実施している経営強化計画の実施期間が終了する場合について適用し、施行日前に同項に規定するその実施している経営強化計画の実施期間が終了した場合については、なお従前の例による。

4 新金融機能強化法第三十四條第五項(新金融機能強化法第三十四條の九の四第五項、第三十四條の九の五第五項及び第三十四條の九の八第五項)

六項の規定によりみなして適用する場合を含む。の規定は、施行日以後に新金融機能強化法第三十四条第一項の規定により同項に規定する対象協同組織金融機関等が同項に規定する合併等の認可を受けて当該合併等を行う場合について適用し、施行日前に旧金融機能強化法第三十四条第一項の規定により同項に規定する対象協同組織金融機関等が同項に規定する合併等の認可を受けて当該合併等を行った場合については、なお従前の例による。

(実施計画等に関する経過措置)

第五條 新金融機能強化法第三十四條の十から第三十四條の十四まで及び第三十四條の二十（第二項を除き、同条第一項に規定する認定組織再編成等金融機関等に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新金融機能強化法第三十四條の十第二項第一号に規定する申請金融機関等が同条第一項に規定する組織再編成等実施計画の認定の申請を行う場合について適用し、施行日前に旧金融機能強化法第三十四條の十第二項第一号に規定する申請金融機関等が同条第一項に規定する実施計画の認定の申請を行った場合については、なお従前の例による。

(資金交付契約に関する経過措置)

第六条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧金融機能強化法第三十四条の十五第一項及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日（前日）」とする。

（震災特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例についての経過措置）

第七條 施行日前に旧金融機能強化法附則第八條第三項に規定する震災特例金融機関等又は震災

特例対象子会社に係る銀行持株会社等が同条第一項又は第二項の規定による申込みをしている場合には、当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等を新金融機能強化法第三十四条の九の二第三項に規定する特例金融機関等又は特例対象子会社に係る銀行持株会社等と、当該申込みを同条第一項又は第二項の規定による申込みと、旧金融機能強化法附則第八条第一項又は第二項に規定する経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の二第一項又は第二項に規定する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第八条第一項又は第二項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の二第一項又は第二項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第八条第三項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第二章、第五章及び第六章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の二第三項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第二章及び第五章並びに新金融機能強化法第六章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。

(震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例についての経過措置)

第八条 施行日前に旧金融機能強化法附則第九条第三項に規定する震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第一項の規定による申込みをしている場合には、当該震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金

(新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例についての経過措置)

金融機関を新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項に規定する特例協同組織金融機関又は特例組織再編成協同組織金融機関と、旧金融機能強化法附則第二十八条第一項の規定により提

出した経営強化計画を新金融機能強化法第三十
 四条の九の四第一項の規定により提出する経営
 強化計画と、旧金融機能強化法附則第二十八
 条第一項の規定による経営強化計画の提出を新金
 融機能強化法第三十四条の九の四第一項の規定
 による経営強化計画の提出と、旧金融機能強化
 法附則第二十八条第二項の規定により提出した
 経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の
 九の四第二項の規定により提出する経営強化計
 画と、旧金融機能強化法附則第二十八条第二項
 の規定による経営強化計画の提出を新金融機能

新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等に特定支援を行う協同組織中央金融機関等に係る協同組織金融機能強化方針の特例についての経過措置)

第十四条 施行日前に旧金融機能強化法附則第二十九條第三項に規定する協同組織中央金融機關等が同條第一項の規定により協同組織金融機能強化方針の提出をしている場合には、当該協同組織中央金融機關等を新金融機能強化法第三十四條の九の十四第三項に規定する協同組織中央金融機關等と、旧金融機能強化法附則第二十九條第一項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機關等を新金融機能強化法第三十四條の九の十四第一項に規定する特例協同組織金融機關等と、当該協同組織金融機能強化

方針を同項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針と、当該提出を同項の規定による提出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第二十九条第三項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第四章の二、第五章及び第六章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の十四第三項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第四章の二及び第五章並びに新金融機能強化法第六章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。

（金融機能強化審査会からの意見の聴取についての経過措置）

第十五条 新金融機能強化法第十六条第五項（新金融機能強化法の他の規定（附則第八条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項において同じ。）において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に内閣総理大臣が新金融機能強化法第十六条第一項から第三項までの規定（新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）による経営強化計画（新金融機能強化法の他の規定により当該経営強化計画とみなされるもの又は新金融機能強化法第十九条第一項（新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）の提出又は新金融機能強化法第二十二条第一項（新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による新たな経営強化計画の提出を受ける場合について適用し、施行日前に内閣総理大臣が旧金融機能強化法第十六条第一項から第三項までの規定（旧金融機能強化法

の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）による経営強化計画（旧金融機能強化法の他の規定により当該経営強化計画とみなされるもの又は旧金融機能強化法第十九条第一項（旧金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）の提出又は旧金融機能強化法第二十二条第一項（旧金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による新たな経営強化計画の提出を受けた場合については、なお従前の例による。

2 新金融機能強化法第二十七条第三項（新金融機能強化法の他の規定 附則第九条から第十一条まで及び第十三条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項において同じ。）において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に内閣総理大臣が新金融機能強化法第二十七条第一項若しくは第二項の規定による経営強化計画若しくは経営強化指導計画（新金融機能強化法の他の規定により当該経営強化計画若しくは当該経営強化指導計画とみなされるもの、新金融機能強化法第三十条第一項若しくは第三項（これらの規定を新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は新金融機能強化法第三十四条第三項若しくは第五項（これらの規定を新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものを含む。）の提出又は新金融機能強化法第十三条第一項若しくは第三項（これらの規定を新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による新たな経営強化計画若しくは経営強化指導計画の提出を受ける場合について適用する。

3

新金融機能強化法第三十四条の三第二項(新金融機能強化法の他の規定・前条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項において同じ。)において、引用し、又は準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において、引用し、又は準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に内閣総理大臣が新金融機能強化法第三十四条の三第一項の規定による協同組織金融機能強化方針(新金融機能強化法の他の規定により当該協同組織金融機能強化方針とみなされるもの又は新金融機能強化法第三十四条の七第一項(新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のものを含む。)及び新金融機能強化法第三十四条の三第二項に規定する書面の提出を受ける場合について適用し、施行日前に内閣総理大臣が旧金融機能強化法第三十四条の三第一項の規定による協同組織金融機能強化方針(旧金融機能強化法の他の規定により当該協同組織金融機能強化方針とみなされるもの又は旧金融機能強化法第三十四条の七第一項(旧金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のものを含む。)及び旧金融機能強化法第三十四条の三第二項(旧金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)に規定する書面の提出を受けた場合については、なお従前の例による。(優先出資の消却を行うためにする資本金等の額の減少についての経過措置)

第十六条 第三条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四条第三項から第五項まで及び第七項の規定は、施行日以後にする同条第五項に規定する資本金等の額の減少について適用する。

(預金保険法の一部改正)

第十七条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「第六十七条並びに」を「第六十七条」に改め、「第六十五条の下に」並びに優先出資法第四十四条の四を加える。

第二百二十六条の五第二項中「第六十五条並びに」を「第六十五条」に改め、「第七十一条の下に」並びに優先出資法第四十四条の四を加える。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第十八条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項中「第三十条及び」を「第三十条」に改め、「第五十三条第三項」の下に「及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四条の四」を加える。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第十九条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二百二十八条第三項中「第十四条第三項」の下に「及び第四十四条の四」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二十二条 政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

旅券法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年四月二十三日

外 交 防 衛 委 員 長 里 見 隆 治

参 議 院 議 長 関 口 昌 一 殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、旅券に関する国内外の動向を踏まえ、一般旅券の発給等の申請に係る国に納付すべき手数料の額について、国におけるこれらの処分に要する費用の総額を国に納付することからこの処分に係る手数料の総額をもつて賄うことができるように各処分に要する実費及び各処分の性質を勘案して政令で定めることとするともに、発行された一般旅券を受領せずに失効させた者が新たな申請をした場合に国に納付すべき手数料の額を通常の二倍の額とするほか、有効期間五年の一般旅券の発給対象者を十八歳未満の者のみとし、十八歳未満の者からの残存有効期間同一旅券の申請を廃止すること等を内容とするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

旅券法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年四月十四日

衆 議 院 議 長 森 英 介

参 議 院 議 長 関 口 昌 一 殿

旅券法の一部を改正する法律案

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三 外務大臣又は領事官が対象者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、戸籍謄本

第五条第一項ただし書中「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する」を「十八歳未満の者である」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」を「十八歳未満の者である」に改め、同条第四項中「する者」の下に「(十八歳未満の者を除く)」を、「第十四条」の下に「及び第二十条第一項第三号」を加える。

第十四条中「同条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」を「十八歳未満の者である」に改める。

第二十条第一項中「各号」を削り、「当該各号」を「国におけるこれらの処分に要する費用の総額を国に納付することからこの処分に係る手数料の総額をもつて賄うことができるように各処分に要する実費及び各処分の性質を勘案してそれぞれ政令で」に改め、同項各号を次のように改める。

一 一般旅券の発給(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

- 二 第五条第一項ただし書の一一般旅券の発給
三 残存有効期間同一旅券の発給
四 一般旅券の渡航先の追加
五 渡航書の発給

第二十条第二項中「には」の下に「、同項の規定にかかわらずを加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「に」を「に」に前項の」に改める。

第二十条の二第一項中「当該各号に」を「同項の政令で」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「定める額に」を「同項の規定」に、「定める額に」第四項の政令で定める額及び「を」次条第一項の規定」と、「同項の政令」とあるのは「前項の政令」に、「加えた」を「二を乗じて得た」に、「加えた額」を「二を乗じて得た額に」次項の政令で定める額を加えた額に改め、「それぞれ」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年七月一日から施行する。

(一般旅券の発行に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の旅券法(以下「新法」という。)第五条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる旅券の発給の申請について適用し、施行日前にされた旅券の発給の申請に係る処分については、なお従前の例による。

(手数料の納付に関する経過措置)

第三条 新法第二十条(第二項を除く。)及び第二十条の二(第二項を除く。)の規定は、施行日以後にされる新法第二十条第一項各号に掲げる処分の申請について適用し、施行日前にされたこの法律による改正前の旅券法第二十条第一項各号に掲げる処分に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

第四条 新法第二十条第二項(新法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法第十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項(同号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和八年四月二十三日

総務委員長 古川 沙織

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の我が国経済をめぐる状況に鑑み、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じた当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を引き続き図るため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限を延長しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年四月十六日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項及び第三項中「令和十八年三月三十一日」を「令和二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

農林中央金庫法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和八年四月二十三日

農林水産委員長 藤木 眞也

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林中央金庫による農林水産業者への円滑な出資及び融資を促進するため、農林中央金庫が目的達成のために営むものとされている業務として会員組織の構成員への資金の貸付け等の追加、地域の農林水産業者の発展に資する取組を行う会社への出資に係る認可手続の緩和等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

農林水産業を取り巻く環境が大きく変化する中、拡大かつ多様化する農林水産業者等の資金需要に応えるため、農林水産業の発展に寄与することを使命とする農林中央金庫が金融機能を強化することは一層重要となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農林中央金庫は、経済情勢や組織運営等に関する専門的な知見を有する外部理事の登用などガバナンスを強化するとともに、専門性を有する人材の確保・育成を行うことにより、その業務の執行に最善を尽くすこと。

二 農林中央金庫は、外部理事の選任に当たっては、業務の適正な運営を損なうおそれが生じないよう、利益相反の防止に万全を期すること。 三 農林中央金庫は、その基盤をなす全国の農水産業協同組合が行う信用事業との役割分担を意識し、また、リスク管理を適切に行いながら、資金需要に適切に応えられるよう、農林水産業者への融資の拡大に積極的に取り組むこと。 四 農林中央金庫は、農林水産業の成長産業化等に貢献するため、出資対象会社の選定基準等を適切に定めるなど業務の健全かつ適切な運営を確保しつつ、地域の農林水産業の発展に資する農林水産・食品関連会社等への出資に積極的に取り組むこと。 五 農林中央金庫の業務の範囲や出資規制を見直すことに伴い、農林中央金庫が行う出融資の状況等についてモニタリングを行うとともに、経営の健全性確保の観点から農林中央金庫に対して適切な監督を行うこと。 六 農林中央金庫は、農林水産業者等の所得の向上に資するため、その出融資先に対する販路拡大など経営課題の解決策の提案に積極的に取り組むこと。 右決議する。	農林中央金庫法の一部を改正する法律案 農林中央金庫法の一部を改正する法律案 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。 第一条中「のため」を「及びこれらを構成する者のため」に改める。 第二十四条第四項中「及び第百条第一項第二十四号」を「並びに第百条第一項第二十二号及び第二十四号」に改める。 第二十四条の五第一項に次のただし書を加える。 ただし、理事のうち非常勤である者であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「非常勤非業務執行理事」という。)については、この限りでない。 一 農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。 二 農林中央金庫の業務執行理事(代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて農林中央金庫の業務を執行する理事として選定されたもの又は農林中央金庫の業務を執行したその他の理事をいう。第三十四条において同じ。)、経営管理委員若しくは職員(以下この号及び同条第十項において「業務執行理事等」という。又はその子会社第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。の業務執行取締役(会社法第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役又は当該子会社の業務を執行したその他の取締役をいう。若しくは執行役若しくは使用人(以下この号において「子会社の業務執行取締役等」という。))でなく、かつ、その就任の前五年間農林中央金庫の業務執行理事等又はその子会社の業務執行取締役等でなかったこと。	三 農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な職員の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。 第二十六条第三項第二号中「(第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。)」を削る。 第三十条第二項に次の一号を加える。 三 非常勤非業務執行理事が自己又は第三者のために農林中央金庫の業務の部類に属する取引をしよとするとき。 第三十条第三項中「同項各号」を「同項第一号又は第二号」に改める。 第三十四条第二項中「第三十条第二項各号」を「第三十条第二項第一号又は第二号」に改め、同項第一号中「第三十条第二項の」を「第三十条第二項第一号及び第二号に規定する」に改め、同条第十二項を第十八項とし、第十一項を第十七項とし、第十項を第十六項とし、同条第九項中「第四項から第七項まで」を「第五項から第十三項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項を同条第十四項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の五項を加える。 9 第四項の規定にかかわらず、農林中央金庫は、非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合における当該非業務執行理事等の第一項の規定による責任の限度額について、定款で定めた額の範囲内であらかじめ農林中央金庫が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額(第十三項において「責任限度額」という。)とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。 10 前項の契約を締結した非業務執行理事等が農林中央金庫の業務執行理事等に就任したとき	は、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。 11 第七項の規定は、第九項の規定による定款の定め(業務執行理事以外の理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案及び当該定款の定めを変更する議案を総会に提出する場合について準用する。 12 農林中央金庫は、第九項の契約を締結した場合において、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたこと(当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限る。)により損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。 一 第六項第一号及び第二号に掲げる事項 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由 三 第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が当該契約によつて賠償する責任を負わないとされた額 13 第八項の規定は、非業務執行理事等が第九項の契約によつて責任限度額を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。 第三十四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第二号に掲げる額」の下に「(第九項において「最低責任限度額」という。)」を加え、同項第二号口中「の理事」を「の業務執行理事」に改め、同号ハ中「(監事又は会計監査人」を「業務執行理事以外の理事、監事又は会計監査人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
---	---	---	--

令和八年四月二十四日 参議院会議録第十号

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

参議院議長 関口 昌一殿
衆議院議長 森 英介

3 非常勤非業務執行理事が第三十条第二項の規定に違反して同項第三号の取引をしたときは、当該取引によって非常勤非業務執行理事又は第三者が得た利益の額は、第一項の損害の額と推定する。 第三十四条の二第五項中「第八項」を「第十四項」に改める。 第四十条の二中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改める。 第四十二条中「理事」を「非常勤非業務執行理事以外の理事」に改める。 第四十九条第一項第四号中「第三十四条第四項」を「第三十四条第五項」に改める。 第五十四条第一項第一号中「の預金」を「及び構成員会員を直接又は間接に構成する者であつて主務省令で定めるものをいう。以下この条及び第五十五条の二において同じ。」の預金又は定期積金」に改め、同項第二号及び同条第二項各号中「会員」を「会員及び構成員」に改める。 第五十五条の次に次の一条を加える。 第五十五条の二 農林中央金庫は、構成員のために第五十四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務を営むに当たっては、会員が構成員のために行う事業を補充することにより構成員の事業の発展を図ることを旨とするものとする。 第七十二条第一項第十二号中「生産性の向上」の下に「地域における農林水産業の持続的な発展」を加え、同条第五項ただし書中「ついて」の下に「主務省令で定めるところにより」を加え、同条第十六項中「ことについて」の下に「主務省令で定めるところにより」を加え、同条第十九項を第二十三項とし、第十八項を第二十二項とし、第十七項を第二十一項とし、第十六項の次に次の四項を加える。	17 農林中央金庫は、認可対象会社のうち第一項第十二号に掲げる会社(第四項の主務省令で定める会社を除く。第二十項において「第十二号会社」という。)であつて、農業生産の増大その他の地域における農林水産業の持続的な発展に資する業務を専ら営む国内の会社として主務省令で定めるもの(以下この条及び第百条第一項第二十二号において「特定会社」という。)について、農林中央金庫又はその子会社が合算して特定会社の基準議決権数を超える議決権を保有するとき(農林中央金庫が当該特定会社を子会社とするとき及び農林中央金庫の特定子会社以外の子会社がその基準議決権数を超える議決権を保有するときを除く。以下この条において「農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するとき」という。)は、農林中央金庫が農林中央金庫及び農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときににおける特定会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないと認められるものとして主務省令で定める基準に適合する場合に限り、第四項の規定にかかわらず、あらかじめ、同項の主務大臣の認可を受けることを要しない。 18 農林中央金庫は、前項の規定により、農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。 19 前項の規定は、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときは、農林中央金庫が第十七項の主務省令で定める基準に適合する場合に限り、適用しない。ただし、農林中央金庫は、引き続きその基準議決権数を	超える議決権を保有することについて主務省令で定めるところにより主務大臣に届け出た場合を除き、当該特定会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。 20 農林中央金庫は、第十八項又は前項ただし書の規定による届出をした特定会社について、当該特定会社が特定会社以外の第十二号会社となつたことその他の主務省令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。 第七十三条第一項中「及び第百条第一項第二十四号」を並びに第百条第一項第二十二号及び第二十四号」に改める。 第九十五条中「から第三十一条まで」を「第三十條(第二項第三号を除く。)、第三十一条」に、「から第三項まで、第八項、第十項、第十一項(第一号に係る部分に限る。)及び第十二項を「第二項、第四項、第十四項、第十六項、第十七項(第一号に係る部分に限る。)及び第十八項」に、「第三十四條第十二項」を「第三十四條第十八項」に、「第三十四條第三項」を「第三十四條第四項」に改める。 第百条第一項第十三号中「第三十四條第五項」を「第三十四條第六項」に改め、同項第二十二号中「第六十六條若しくは第七十二条第十九項(第一	号に係る部分に限る。)を「若しくは第六十六條」に改め、「発行したとき」の下に「若しくは不正の届出若しくは公告をしたとき、第七十二条第十八項若しくは第二十三項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出をしないで同条第十七項の規定により農林中央金庫若しくはその子会社が合算して特定会社の基準議決権数を超える議決権を保有したとき(農林中央金庫が当該特定会社を子会社としたとき及び農林中央金庫の特定子会社以外の子会社がその基準議決権数を超える議決権を保有したときを除く。)」を加え、「若しくは公告をしたとき、又は同項(第二号に係る部分に限る。)若しくは」を「をしたとき、同条第二十三項(第二号に係る部分に限る。)の規定による届出をすることを怠り、若しくは不正の届出をしたとき、又は「に、「届出若しくは公告をすることを怠り、若しくは不正の届出若しくは」を「公告をすることを怠り、若しくは不正の」に改め、同項第二十四号中「とき、又は」を「とき、」に、「農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社、農林中央金庫の子会社を除く。)について当該子会社対象会社(同号に掲げる会社(同条第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。)を除く。)が同条第一項第十二号に掲げる会社となつたことその他の同条第十六項の主務省令で定める事実を知つた日」を「同項に規定するこれを知つた日」に、「当該同号に掲げる会社」を「同条第一項第十二号に掲げる会社(同条第四項の主務省令で定める会社を除く。)」に、「とき」を「とき、又は同条第二十項の規定による主務大臣の認可を受けなくて同項に規定するこれを知つた日から一年を超えて農林中央金庫若しくはその子会社が同項の特定会社以外の第十二号会社の議決権を合算して
---	---	---	--

その基準議決権数を超えて保有したとき。」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、農林中央金庫法第二十四条の五第一項、第二十六条第三項第二号、第三十条、第三十四条、第三十四条の二第五項、第四十条の二、第四十二条、第四十九条第一項第四号、第九十五条及び第百条第一項第十三号の改正規定並びに次条から附則第五条までの規定は、公布の日の翌日から施行する。

(理事の責任の一部免除に関する経過措置)

第二条 農林中央金庫の理事の前条ただし書に規定する規定の施行の日(附則第五条において「一部施行日」という。)前の行為に基づく責任の一部の免除については、この法律による改正後の農林中央金庫法第三十四条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第四条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改める。

第四十一条第四項第二号中「理事」(の下に)農林中央金庫にあつては農林中央金庫法第三十四条第五項第二号に規定する業務執行理事に限

り」を加える。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 農林中央金庫の理事の一部施行日前の行為に基づく責任の一部の免除については、前条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十一条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

審査報告書

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年四月二十三日

農林水産委員長 藤木 眞也

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業者における規模拡大、生産性向上、付加価値向上等を図る取組の進展に伴い資金需要が拡大している状況に鑑み、長期かつ低利の資金の融通を円滑にするため、農業近代化資金について、貸付金合計額の最高限度額を引き上げるとともに、その貸付対象者に農林中央金庫が主たる出資者等となっている団体又は法人を追加する措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

農業経営をめぐる状況が大きく変化する中、農

業経営の改善に係る農業者等の取組の促進に向けて、民間金融機関が取り扱う長期・低利の制度資金である農業近代化資金が積極的に活用されることは一層重要となっている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農業協同組合、地方銀行、信用金庫等の民間金融機関や農業者等に対し、農業近代化資金の貸付上限額の引上げ等貸付条件の拡充内容とともに、制度の利点についても丁寧に説明すること。

二 農業者等の資金ニーズにあわせて時宜に応じた融資実行が可能となるよう、融資手続の簡素化などの環境整備を行うこと。その上で、民間金融機関において農業者等の返済に係るリスク管理等が適切に行われるよう必要な助言を行うこと。

三 農業者等の資金ニーズに応じて必要な融資が確実に行われるよう、都道府県とも緊密に連携して、適切な措置を講ずること。

四 物価高騰の中で、農業者等の経営に厳しさが増していることに鑑み、農業用機械、施設、資材等の実勢価格の動向を継続的に把握すること。

右決議する。

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年四月十六日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律

農業近代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「これらの者の下」に「農林中央金庫」を加え、同条第三項第一号中「三億円」を「七億円」に、「四千万円」を「二億円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

投票者氏名

日程第一 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

二二二名

青木 一彦君	赤松 健君
浅尾慶一郎君	朝日健太郎君
阿達 雅志君	有村 治子君
生稲 晃子君	石井 準一君
石井 浩郎君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	井上 義行君
猪口 邦子君	今井絵理子君
岩本 剛人君	いんどう周作君
上野 通子君	白井 正一君
江島 潔君	大家 敏志君
岡田 直樹君	小川 克巳君
越智 俊之君	梶原 大介君

加田 裕之君	片山さつき君	若井 敦子君	若林 洋平君	石川 博崇君	伊藤 孝江君	岩瀨 友君	小池 晃君	二一名
加藤 明良君	かまやち敏君	脇 雅昭君	渡辺 猛之君	上田 勇君	川村 雄大君	白川 容子君	大門実紀史君	
神谷 政幸君	北村 経夫君	青木 愛君	石垣のりこ君	窪田 哲也君	佐々木雅文君	仁比 聡平君	山添 拓君	
木村 義雄君	見坂 茂範君	石橋 通宏君	泉 房穂君	里見 隆治君	下野 六太君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	
上月 良祐君	古賀友一郎君	打越さく良君	小沢 雅仁君	杉 久武君	高橋 光男君	奥田ふみよ君	木村 英子君	
古庄 玄知君	小林 一大君	鬼木 誠君	勝部 賢志君	竹内 真二君	竹谷とし子君	天島 大輔君		
小林孝一郎君	こやり隆史君	岸 真紀子君	木戸口英司君	谷合 正明君	司 隆史君			
酒井 庸行君	櫻井 充君	熊谷 裕人君	郡山りよう君	西田 実仁君	原田大二郎君			
佐藤 啓君	自見はなこ君	古賀 千景君	古賀 之土君	平木 大作君	三浦 信祐君			
清水 真人君	進藤金日子君	小島とも子君	小西 洋之君	宮崎 勝君	横山 信一君			
末松 信介君	鈴木 大地君	斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	青島 健太君	浅田 均君			
鈴木 宗男君	高橋 克法君	柴 慎一君	杉尾 秀哉君	石井 苗子君	石井めぐみ君			
高橋はるみ君	滝波 宏文君	高木 真理君	田島麻衣子君	猪瀬 直樹君	上野ほたる君			
出川 桃子君	寺田 静君	田名部匡代君	辻元 清美君	岡崎 太君	嘉田由紀子君			
友納 理緒君	永井 学君	徳永 エリ君	長浜 博行君	片山 大介君	金子 道仁君			
中曽根弘文君	中西 祐介君	羽田 次郎君	広田 一君	串田 誠一君	佐々木りえ君			
西田 昌司君	西田 英範君	富士 珠美君	牧山ひろえ君	柴田 巧君	石 平君			
野上浩太郎君	野村 哲郎君	三上 えり君	水岡 俊一君	高木かおり君	中条きよし君			
橋本 聖子君	長谷川 岳君	村田 享子君	森 ゆうこ君	新美 彰平君	松沢 成文君			
長谷川英晴君	馬場 成志君	森本 真治君	山内佳菜子君	松野 明美君	安達 悠司君			
東野 秀樹君	福岡 資麿君	横沢 高德君	古川 沙織君	安藤 裕君	岩本 麻奈君			
福山 守君	藤井 一博君	吉田 忠智君	蓮 舫君	梅村みずほ君	大津 力君			
藤川 政人君	藤木 真也君	足立 康史君	磯崎 哲史君	神谷 宗幣君	後藤 翔太君			
船橋 利実君	古川 俊治君	伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	櫻井 祥子君	塩入 清香君			
星 北斗君	堀井 巖君	上田 清司君	牛田 茉友君	杉本 純子君	中田 優子君			
本田 顕子君	舞立 昇治君	江原くみ子君	奥村 祥大君	初鹿野裕樹君	松田 学君			
牧野たかお君	松川 るい君	かこしま彰宏君	川合 孝典君	宮出 千慧君	山中 泉君			
松下 新平君	松村 祥史君	後藤 斎君	小林さやか君	北村 晴男君	百田 尚樹君			
松山 政司君	三原じゅん子君	榎葉賀津也君	竹詰 仁君	伊波 洋一君	高良 沙哉君			
宮沢 洋一君	宮本 和宏君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	安野 貴博君	尾辻 朋美君			
宮本 周司君	森 まさこ君	庭田 幸恵君	芳賀 道也君	福島みずほ君	ラサール石井君			
山下 雄平君	山田 太郎君	浜口 誠君	浜野 喜史君	齊藤健一郎君	ながえ孝子君			
山田 宏君	山谷えり子君	原田 秀一君	平戸 航太君	平山佐知子君	福山 哲郎君			
山本 啓介君	山本佐知子君	舟山 康江君	水野 孝一君	望月 良男君				
山本 順三君	吉井 章君	山田 吉彦君	秋野 公造君					

反対者氏名

岩瀨 友君

白川 容子君

仁比 聡平君

伊勢崎賢治君

奥田ふみよ君

天島 大輔君

賛成者氏名

青木 一彦君

浅尾慶一郎君

阿達 雅志君

生稲 晃子君

石井 浩郎君

磯崎 仁彦君

猪口 邦子君

岩本 剛人君

上野 通子君

江島 潔君

岡田 直樹君

越智 俊之君

梶原 大介君

片山さつき君

かまやち敏君

北村 経夫君

見坂 茂範君

古賀友一郎君

小林 一大君

こやり隆史君

櫻井 充君

自見はなこ君

進藤金日子君

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

青木 一彦君

浅尾慶一郎君

阿達 雅志君

生稲 晃子君

石井 浩郎君

磯崎 仁彦君

猪口 邦子君

岩本 剛人君

上野 通子君

江島 潔君

岡田 直樹君

越智 俊之君

梶原 大介君

片山さつき君

かまやち敏君

北村 経夫君

見坂 茂範君

古賀友一郎君

小林 一大君

こやり隆史君

櫻井 充君

自見はなこ君

進藤金日子君

反対者氏名

岩瀨 友君

白川 容子君

仁比 聡平君

伊勢崎賢治君

奥田ふみよ君

天島 大輔君

賛成者氏名

青木 一彦君

浅尾慶一郎君

阿達 雅志君

生稲 晃子君

石井 浩郎君

磯崎 仁彦君

猪口 邦子君

岩本 剛人君

上野 通子君

江島 潔君

岡田 直樹君

越智 俊之君

梶原 大介君

片山さつき君

かまやち敏君

北村 経夫君

見坂 茂範君

古賀友一郎君

小林 一大君

こやり隆史君

櫻井 充君

自見はなこ君

進藤金日子君

鈴木 大地君	鈴木 宗男君
高橋 克法君	高橋はるみ君
滝波 宏文君	出川 桃子君
寺田 静君	友納 理緒君
永井 学君	中曽根弘文君
中西 祐介君	西田 昌司君
西田 英範君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	橋本 聖子君
長谷川 岳君	長谷川英晴君
馬場 成志君	東野 秀樹君
福岡 資麿君	福山 守君
藤井 一博君	藤川 政人君
藤木 眞也君	船橋 利実君
古川 俊治君	星 北斗君
堀井 巖君	本田 顕子君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
三原じゅん子君	宮沢 洋一君
宮本 和宏君	宮本 周司君
森 まさこ君	山下 雄平君
山田 太郎君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 啓介君
山本佐知子君	山本 順三君
吉井 章君	若井 敦子君
若林 洋平君	脇 雅昭君
渡辺 猛之君	青木 愛君
石垣のりこ君	石橋 通宏君
泉 房穂君	打越さく良君
小沢 雅仁君	鬼木 誠君
勝部 賢志君	岸 真紀子君
木戸口英司君	熊谷 裕人君
郡山りょう君	古賀 千景君
古賀 之土君	小島とも子君

小西 洋之君	斎藤 嘉隆君
塩村あやか君	柴 慎一君
杉尾 秀哉君	高木 真理君
田島麻衣子君	田名部匡代君
辻元 清美君	徳永 エリ君
長浜 博行君	羽田 次郎君
広田 一君	福士 珠美君
牧山ひろえ君	三上 えり君
水岡 俊一君	村田 享子君
森 ゆうこ君	森本 眞治君
山内佳菜子君	横沢 高德君
吉川 沙織君	吉田 忠智君
蓮 舫君	足立 康史君
磯崎 哲史君	伊藤 孝恵君
伊藤 辰夫君	上田 清司君
牛田 茉友君	江原くみ子君
奥村 祥大君	かごしま彰宏君
川合 孝典君	後藤 斎君
小林さやか君	榛葉賀津也君
竹詰 仁君	田村 まみ君
堂込麻紀子君	庭田 幸恵君
芳賀 道也君	浜口 誠君
浜野 喜史君	原田 秀一君
平戸 航太君	舟山 康江君
水野 孝一君	山田 吉彦君
秋野 公造君	石川 博崇君
伊藤 孝江君	上田 勇君
川村 雄大君	窪田 哲也君
佐々木雅文君	里見 隆治君
下野 六太君	杉 久武君
高橋 光男君	竹内 真二君
竹谷とし子君	谷合 正明君
司 隆史君	西田 実仁君
原田大二郎君	平木 大作君

三浦 信祐君	宮崎 勝君
横山 信一君	青島 健太君
浅田 均君	石井 苗子君
石井めぐみ君	猪瀬 直樹君
上野ほたる君	岡崎 太君
嘉田由紀子君	片山 大介君
金子 道仁君	串田 誠一君
佐々木りえ君	柴田 巧君
石 平君	高木かおり君
中条きよし君	新実 彰平君
松沢 成文君	松野 明美君
安達 悠司君	安藤 裕君
岩本 麻奈君	梅村みずほ君
大津 力君	神谷 宗幣君
後藤 翔太君	櫻井 祥子君
塩入 清香君	杉本 純子君
中田 優子君	初鹿野裕樹君
松田 学君	宮出 千慧君
山中 泉君	北村 晴男君
百田 尚樹君	安野 貴博君
尾辻 朋実君	齊藤健一郎君
ながえ孝子君	平山佐知子君
福山 哲郎君	望月 良男君
岩渕 友君	小池 晃君
白川 容子君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山添 拓君
伊勢崎賢治君	大島九州男君
奥田ふみよ君	木村 英子君
天畠 大輔君	伊波 洋一君
高良 沙哉君	福島みずほ君
ラサール石井君	

青木 一彦君	赤松 健君
浅尾慶一郎君	朝日健太郎君
阿達 雅志君	有村 治子君
生稲 晃子君	石井 準一君
石井 浩郎君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	井上 義行君
猪口 邦子君	今井絵理子君
岩本 剛人君	いんどう周作君
上野 通子君	臼井 正一君
江島 潔君	大家 敏志君
岡田 直樹君	小川 克巳君
越智 俊之君	小野田紀美君
梶原 大介君	加田 裕之君
加藤 明良君	かまやち敏君
神谷 政幸君	北村 経夫君
木村 義雄君	見坂 茂範君
上月 良祐君	古賀友一郎君
古庄 玄知君	小林 一大君
小林孝一郎君	こやり隆史君
酒井 庸行君	櫻井 充君
佐藤 啓君	自見はなこ君
清水 真人君	進藤金日子君
末松 信介君	鈴木 大地君
鈴木 宗男君	高橋 克法君
高橋はるみ君	滝波 宏文君
出川 桃子君	寺田 静君
友納 理緒君	永井 学君
中曽根弘文君	中西 祐介君
西田 昌司君	西田 英範君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
橋本 聖子君	長谷川 岳君

長谷川英晴君	馬場 成志君	森本 真治君	山内佳菜子君	松野 明美君	安達 悠司君	上野 通子君	臼井 正一君
東野 秀樹君	福岡 資鷹君	横沢 高德君	古川 沙織君	安藤 裕君	岩本 麻奈君	江島 潔君	大家 敏志君
福山 守君	藤井 一博君	吉田 忠智君	蓮 舫君	梅村みずほ君	大津 力君	岡田 直樹君	小川 克巳君
藤川 政人君	藤木 眞也君	足立 康史君	磯崎 哲史君	神谷 宗幣君	後藤 翔太君	越智 俊之君	小野田紀美君
船橋 利実君	古川 俊治君	伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	櫻井 祥子君	塩入 清香君	梶原 大介君	加田 裕之君
星 北斗君	堀井 巖君	上田 清司君	牛田 茉友君	杉本 純子君	中田 優子君	片山さつき君	加藤 明良君
本田 顕子君	舞立 昇治君	江原くみ子君	奥村 祥大君	初鹿野裕樹君	松田 学君	かまやち敏君	神谷 政幸君
牧野たかお君	松川 るい君	かこしま彰宏君	川合 孝典君	宮出 千慧君	山中 泉君	北村 経夫君	木村 義雄君
松下 新平君	松村 祥史君	後藤 斎君	小林さやか君	岩渕 友君	小池 晃君	見坂 茂範君	上月 良祐君
松山 政司君	三原じゅん子君	榛葉賀津也君	竹詰 仁君	白川 容子君	大門実紀史君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
宮沢 洋一君	宮本 和宏君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	仁比 聡平君	山添 拓君	小林 一大君	小林孝一郎君
宮本 周司君	森 まさこ君	庭田 幸恵君	芳賀 道也君	北村 晴男君	百田 尚樹君	こやり隆史君	酒井 庸行君
山下 雄平君	山田 太郎君	浜口 誠君	浜野 喜史君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	櫻井 充君	佐藤 啓君
山田 宏君	山谷えり子君	原田 秀一君	平戸 航太君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	自見はなこ君	清水 真人君
山本 啓介君	山本佐知子君	舟山 康江君	水野 孝一君	福島みずほ君	ラサール石井君	進藤金日子君	末松 信介君
山本 順三君	吉井 章君	山田 吉彦君	秋野 公造君	齊藤健一郎君	ながえ孝子君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君
若井 敦子君	若林 洋平君	石川 博崇君	伊藤 孝江君	平山佐知子君	福山 哲郎君	高橋 克法君	高橋はるみ君
脇 雅昭君	渡辺 猛之君	上田 勇君	川村 雄大君	望月 良男君		滝波 宏文君	出川 桃子君
青木 愛君	石垣のりこ君	窪田 哲也君	佐々木雅文君			寺田 静君	友納 理緒君
石橋 通宏君	泉 房穂君	里見 隆治君	下野 六太君	反対者氏名	五名	永井 学君	中曽根弘文君
打越さく良君	小沢 雅仁君	杉 久武君	高橋 光男君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	中西 祐介君	西田 昌司君
鬼木 誠君	勝部 賢志君	竹内 真二君	竹谷とし子君	奥田ふみよ君	木村 英子君	西田 英範君	野上浩太郎君
岸 真紀子君	木戸口英司君	谷合 正明君	司 隆史君	天畠 大輔君		野村 哲郎君	橋本 聖子君
熊谷 裕人君	郡山りよう君	西田 実仁君	原田大二郎君			長谷川 岳君	長谷川英晴君
古賀 千景君	古賀 之士君	平木 大作君	三浦 信祐君	提出、衆議院送付)	日程第四 旅券法の一部を改正する法律案(内閣	馬場 成志君	東野 秀樹君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	青島 健太君	横山 信一君	賛成者氏名	二四三名	福岡 資鷹君	福山 守君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君	石井 苗子君	浅田 均君	青木 一彦君	赤松 健君	藤井 一博君	藤川 政人君
高木 真理君	田島麻衣子君	猪瀬 直樹君	石井めぐみ君	浅尾慶一郎君	朝日健太郎君	藤木 眞也君	船橋 利実君
田名部匡代君	辻元 清美君	岡崎 太君	上野はたる君	阿達 雅志君	有村 治子君	古川 俊治君	星 北斗君
徳永 エリ君	長浜 博行君	片山 大介君	嘉田由紀子君	生稲 晃子君	石井 準一君	堀井 巖君	本田 顕子君
羽田 次郎君	広田 一君	串田 誠一君	金子 道仁君	石井 浩郎君	石田 昌宏君	舞立 昇治君	牧野たかお君
福士 珠美君	牧山ひろえ君	柴田 巧君	佐々木りえ君	磯崎 仁彦君	井上 義行君	松川 るい君	松下 新平君
三上 えり君	水岡 俊一君	高木かおり君	石 平君	猪口 邦子君	今井絵理子君	松村 祥史君	松山 政司君
村田 享子君	森 ゆうこ君	新実 彰平君	中条きよし君	岩本 剛人君	いんどう周作君	三原じゅん子君	宮沢 洋一君
			松沢 成文君			宮本 和宏君	宮本 周司君

森 まさこ君	山下 雄平君	芳賀 道也君	浜口 誠君	大島九州男君	奥田ふみよ君	こやり隆史君	酒井 庸行君
山田 太郎君	山田 宏君	浜野 喜史君	原田 秀一君	木村 英子君	天晶 大輔君	櫻井 充君	佐藤 啓君
山谷えり子君	山本 啓介君	平戸 航太君	舟山 康江君	北村 晴男君	百田 尚樹君	自見はなこ君	清水 真人君
山本佐知子君	山本 順三君	水野 孝一君	山田 吉彦君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	進藤金日子君	末松 信介君
吉井 章君	若井 敦子君	秋野 公造君	石川 博崇君	安野 貴博君	尾辻 朋美君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君
若林 洋平君	脇 雅昭君	伊藤 孝江君	上田 勇君	福島みずほ君	ラサール石井君	高橋 克法君	高橋はるみ君
渡辺 猛之君	青木 愛君	川村 雄大君	窪田 哲也君	齊藤健一郎君	ながえ孝子君	滝波 宏文君	出川 桃子君
石垣のりこ君	石橋 通宏君	佐々木雅文君	里見 隆治君	平山佐知子君	福山 哲郎君	寺田 静君	友納 理緒君
泉 房穂君	打越さく良君	下野 六太君	杉 久武君	望月 良男君		永井 学君	中曽根弘文君
小沢 雅仁君	鬼木 誠君	高橋 光男君	竹内 真二君			中西 祐介君	西田 昌司君
勝部 賢志君	岸 真紀子君	竹谷とし子君	谷合 正明君	反対者氏名	〇名	西田 英範君	野上浩太郎君
木戸口英司君	熊谷 裕人君	司 隆史君	西田 実仁君	日程第五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支	援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆	野村 哲郎君	橋本 聖子君
郡山りよう君	古賀 千景君	原田大二郎君	平木 大作君	賛成者氏名	議院送付)	長谷川 岳君	長谷川英晴君
古賀 之士君	小島とも子君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	青木 一彦君	赤松 健君	馬場 成志君	東野 秀樹君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君	横山 信一君	青島 健太君	浅尾慶一郎君	朝日健太郎君	福岡 資麿君	福山 守君
塩村あやか君	柴 慎一君	浅田 均君	石井 苗子君	阿達 雅志君	有村 治子君	藤井 一博君	藤川 政人君
杉尾 秀哉君	高木 真理君	石井めぐみ君	猪瀬 直樹君	生稲 晃子君	石井 準一君	藤木 眞也君	船橋 利実君
田島麻衣子君	田名部匡代君	上野ほたる君	岡崎 太君	磯崎 仁彦君	石田 昌宏君	古川 俊治君	星 北斗君
辻元 清美君	徳永 エリ君	金子 道仁君	片山 大介君	石井 浩郎君	井上 義行君	堀井 巖君	本田 顕子君
長浜 博行君	羽田 次郎君	佐々木りえ君	串田 誠一君	猪口 邦子君	石田 昌宏君	舞立 昇治君	牧野たかお君
広田 一君	福士 珠美君	石 平君	柴田 巧君	磯崎 仁彦君	石田 昌宏君	松川 るい君	松下 新平君
牧山ひろえ君	三上 えり君	中条きよし君	高木かおり君	猪口 邦子君	今井絵理子君	松村 祥史君	松山 政司君
水岡 俊一君	村田 享子君	松沢 成文君	新実 彰平君	岩本 剛人君	いんどう周作君	三原じゅん子君	宮沢 洋一君
森 ゆうこ君	森本 真治君	安達 悠司君	松野 明美君	上野 通子君	白井 正一君	宮本 和宏君	宮本 周司君
山内佳菜子君	横沢 高德君	岩本 麻奈君	安藤 裕君	江島 潔君	大家 敏志君	森 まさこ君	山下 雄平君
吉川 沙織君	吉田 忠智君	大津 力君	神谷 宗幣君	岡田 直樹君	小川 克巳君	山田 太郎君	山田 宏君
蓮 舫君	足立 康史君	後藤 翔太君	櫻井 祥子君	越智 俊之君	小野田紀美君	山谷えり子君	山本 啓介君
磯崎 哲史君	伊藤 孝恵君	塩入 清香君	杉本 純子君	梶原 大介君	加田 裕之君	山本佐知子君	山本 順三君
伊藤 辰夫君	上田 清司君	中田 優子君	初鹿野裕樹君	片山さつき君	加藤 明良君	吉井 章君	若井 敦子君
牛田 茉友君	江原くみ子君	松田 学君	宮出 千慧君	かまやち敏君	神谷 政幸君	若林 洋平君	脇 雅昭君
奥村 祥大君	かこしま彰宏君	山中 泉君	岩渕 友君	北村 経夫君	木村 義雄君	渡辺 猛之君	青木 愛君
川合 孝典君	後藤 斎君	小池 晃君	白川 容子君	見坂 茂範君	上月 良祐君	石垣のりこ君	石橋 通宏君
小林さやか君	榛葉賀津也君	大門実紀史君	仁比 聡平君	古賀友一郎君	古庄 玄知君	泉 房穂君	打越さく良君
竹詰 仁君	庭田 幸恵君	山添 拓君	伊勢崎賢治君	小林 一大君	小林孝一郎君	小沢 雅仁君	鬼木 誠君
堂込麻紀子君						勝部 賢志君	岸 真紀子君

木戸口英司君 郡山りよう君 古賀 之士君 小西 洋之君 塩村あやか君 杉尾 秀哉君 田島麻衣子君 辻元 清美君 長浜 博行君 広田 一君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 森 ゆうこ君 山内佳菜子君 吉川 沙織君 蓮 舫君 磯崎 哲史君 伊藤 辰夫君 牛田 茉友君 奥村 祥大君 川合 孝典君 小林さやか君 竹詰 仁君 堂込麻紀子君 芳賀 道也君 浜野 喜史君 平戸 航太君 水野 孝一君 秋野 公造君 伊藤 孝江君 川村 雄大君 佐々木雅文君 下野 六太君 高橋 光男君 竹谷とし子君	熊谷 裕人君 古賀 千景君 小島とも子君 斎藤 嘉隆君 柴 慎一君 高木 真理君 田名部匡代君 徳永 エリ君 羽田 次郎君 福士 珠美君 三上 えり君 村田 享子君 森本 真治君 横沢 高德君 吉田 忠智君 足立 康史君 伊藤 孝恵君 上田 清司君 江原くみ子君 かこしま彰宏君 後藤 斎君 榛葉賀津也君 田村 まみ君 庭田 幸恵君 浜口 誠君 原田 秀一君 舟山 康江君 山田 吉彦君 石川 博崇君 上田 勇君 窪田 哲也君 里見 隆治君 杉 久武君 竹内 真二君 谷合 正明君	司 隆史君 原田大二郎君 三浦 信祐君 横山 信一君 浅田 均君 石井めぐみ君 上野ほたる君 嘉田由紀子君 金子 道仁君 佐々木りえ君 石 平君 中条きよし君 松沢 成文君 安達 悠司君 岩本 麻奈君 大津 力君 後藤 翔太君 塩入 清香君 中田 優子君 松田 学君 山中 泉君 百田 尚樹君 尾辻 朋実君 ながえ孝子君 福山 哲郎君 西田 実仁君 平木 大作君 宮崎 勝君 青島 健太君 石井 苗子君 猪瀬 直樹君 岡崎 太君 片山 大介君 串田 誠一君 柴田 巧君 高木かおり君 新実 彰平君 松野 明美君 安藤 裕君 梅村みずほ君 神谷 宗幣君 櫻井 祥子君 杉本 純子君 初鹿野裕樹君 宮出 千慧君 北村 晴男君 安野 貴博君 齊藤健一郎君 平山佐知子君 望月 良男君	日程第六 農林中央金庫法の一部を改正する法律 案(内閣提出、衆議院送付) 賛成者氏名 青木 一彦君 浅尾慶一郎君 阿達 雅志君 生稲 晃子君 石井 浩郎君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩本 剛人君 上野 通子君 江島 潔君 岡田 直樹君 越智 俊之君 梶原 大介君 片山さつき君 かまやち敏君 北村 経夫君 見坂 茂範君 古賀友一郎君 小林 一大君 こやり隆史君 櫻井 充君 自見はなこ君 進藤金日子君 鈴木 大地君 高橋 克法君 滝波 宏文君 寺田 静君 永井 学君 中西 祐介君 西田 英範君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 三三〇名 赤松 健君 朝日健太郎君 有村 治子君 石井 準一君 石田 昌宏君 井上 義行君 今井絵理子君 いんどう周作君 臼井 正一君 大家 敏志君 小川 克巳君 小野田紀美君 加田 裕之君 加藤 明良君 神谷 政幸君 木村 義雄君 上月 良祐君 古庄 玄知君 小林孝一郎君 酒井 庸行君 佐藤 啓君 清水 真人君 末松 信介君 鈴木 宗男君 高橋はるみ君 出川 桃子君 友納 理緒君 中曽根弘文君 西田 昌司君 野上浩太郎君 橋本 聖子君 長谷川英晴君	馬場 成志君 福岡 資麿君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 蔵君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三原じゅん子君 宮本 和宏君 森 まさこ君 山田 太郎君 山谷えり子君 山本佐知子君 吉井 章君 若林 洋平君 渡辺 猛之君 石垣のりこ君 泉 房穂君 小沢 雅仁君 勝部 賢志君 木戸口英司君 郡山りよう君 古賀 之士君 小西 洋之君 塩村あやか君 杉尾 秀哉君 田島麻衣子君 辻元 清美君 長浜 博行君 広田 一君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 森 ゆうこ君	東野 秀樹君 福山 守君 藤川 政人君 船橋 利実君 星 北斗君 本田 顕子君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 宮沢 洋一君 宮本 周司君 山下 雄平君 山田 宏君 山本 啓介君 山本 順三君 若井 敦子君 脇 雅昭君 青木 愛君 石橋 通宏君 打越さく良君 鬼木 誠君 岸 真紀子君 熊谷 裕人君 古賀 千景君 小島とも子君 斎藤 嘉隆君 柴 慎一君 高木 真理君 田名部匡代君 徳永 エリ君 羽田 次郎君 福士 珠美君 三上 えり君 村田 享子君 森本 真治君
--	--	---	---	---	---

山内佳菜子君	横沢 高德君	安達 悠司君	安藤 裕君	江島 潔君	大家 敏志君	山田 宏君	山谷えり子君
吉川 沙織君	吉田 忠智君	岩本 麻奈君	梅村みずほ君	岡田 直樹君	小川 克巳君	山本 啓介君	山本佐知子君
蓮 舩君	足立 康史君	大津 力君	神谷 宗幣君	越智 俊之君	小野田紀美君	山本 順三君	吉井 章君
磯崎 哲史君	伊藤 孝恵君	後藤 翔太君	櫻井 祥子君	梶原 大介君	加田 裕之君	若井 敦子君	若林 洋平君
伊藤 辰夫君	上田 清司君	塩入 清香君	杉本 純子君	片山さつき君	加藤 明良君	脇 雅昭君	渡辺 猛之君
牛田 茉友君	江原くみ子君	中田 優子君	初鹿野裕樹君	かまやち敏君	神谷 政幸君	青木 愛君	石垣のりこ君
奥村 祥大君	かごしま彰宏君	松田 学君	宮出 千慧君	北村 経夫君	木村 義雄君	石橋 通宏君	泉 房穂君
川合 孝典君	後藤 斎君	山中 泉君	北村 晴男君	見坂 茂範君	上月 良祐君	打越さく良君	小沢 雅仁君
小林さやか君	榛葉賀津也君	百田 尚樹君	安野 貴博君	古賀友一郎君	古庄 玄知君	鬼木 誠君	勝部 賢志君
竹詰 仁君	田村 まみ君	尾辻 朋実君	福島みずほ君	小林 一大君	小林孝一郎君	岸 真紀子君	木戸口英司君
堂込麻紀子君	庭田 幸恵君	ラサール石井君	齊藤健一郎君	こやり隆史君	酒井 庸行君	熊谷 裕人君	郡山りょう君
芳賀 道也君	浜口 誠君	ながえ孝子君	平山佐知子君	櫻井 充君	佐藤 啓君	古賀 千景君	古賀 之士君
浜野 喜史君	原田 秀一君	福山 哲郎君	望月 良男君	自見はなこ君	清水 真人君	小島とも子君	小西 洋之君
平戸 航太君	舟山 康江君			進藤金日子君	末松 信介君	斎藤 嘉隆君	塩村あやか君
水野 孝一君	山田 吉彦君	反対者氏名	一三名	鈴木 大地君	鈴木 宗男君	柴 慎一君	杉尾 秀哉君
秋野 公造君	石川 博崇君	岩渕 友君	小池 晃君	高橋 克法君	高橋はるみ君	高木 真理君	田島麻衣子君
伊藤 孝江君	上田 勇君	白川 容子君	大門実紀史君	滝波 宏文君	出川 桃子君	田名部匡代君	辻元 清美君
川村 雄大君	窪田 哲也君	仁比 聡平君	山添 拓君	寺田 静君	友納 理緒君	徳永 エリ君	長浜 博行君
佐々木雅文君	里見 隆治君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	永井 学君	中曾根弘文君	羽田 次郎君	広田 一君
下野 六太君	杉 久武君	奥田ふみよ君	木村 英子君	西田 昌司君	西田 英範君	福士 珠美君	牧山ひろえ君
高橋 光男君	竹内 真二君	天島 大輔君	伊波 洋一君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	三上 えり君	水岡 俊一君
竹谷とし子君	谷合 正明君	高良 沙哉君		橋本 聖子君	長谷川 岳君	村田 享子君	森 ゆうこ君
司 隆史君	西田 実仁君			長谷川英晴君	馬場 成志君	森本 真治君	山内佳菜子君
原田大二郎君	平木 大作君	日程第七 農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		東野 秀樹君	福岡 資麿君	横沢 高德君	吉川 沙織君
三浦 信祐君	宮崎 勝君	賛成者氏名	二二七名	福山 守君	藤井 一博君	吉田 忠智君	蓮 舩君
横山 信一君	青島 健太君	青木 一彦君	赤松 健君	藤川 政人君	藤木 眞也君	足立 康史君	磯崎 哲史君
浅田 均君	石井 苗子君	浅尾慶一郎君	朝日健太郎君	船橋 利実君	古川 俊治君	伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君
石井めぐみ君	猪瀬 直樹君	阿達 雅志君	有村 治子君	星 北斗君	堀井 巖君	上田 清司君	牛田 茉友君
上野ほたる君	岡崎 太君	生稲 晃子君	石井 準一君	本田 顕子君	舞立 昇治君	江原くみ子君	奥村 祥大君
嘉田由紀子君	片山 大介君	石井 浩郎君	石田 昌宏君	牧野たかお君	松川 るい君	かごしま彰宏君	川合 孝典君
金子 道仁君	串田 誠一君	磯崎 仁彦君	井上 義行君	松下 新平君	松村 祥史君	後藤 斎君	小林さやか君
佐々木りえ君	柴田 巧君	猪口 邦子君	今井絵理子君	松山 政司君	三原じゅん子君	榛葉賀津也君	竹詰 仁君
石 平君	高木かおり君	岩本 剛人君	いんどう周作君	宮沢 洋一君	宮本 和宏君	庭田 幸恵君	堂込麻紀子君
中条さよし君	新実 彰平君	上野 通子君	白井 正一君	宮本 周司君	森 まさこ君	浜口 誠君	芳賀 道也君
松沢 成文君	松野 明美君			山下 雄平君	山田 太郎君		浜野 喜史君

原田 秀一君	平戸 航太君
舟山 康江君	水野 孝一君
山田 吉彦君	秋野 公造君
石川 博崇君	伊藤 孝江君
上田 勇君	川村 雄大君
窪田 哲也君	佐々木雅文君
里見 隆治君	下野 六太君
杉 久武君	高橋 光男君
竹内 真二君	竹谷とし子君
谷合 正明君	司 隆史君
西田 実仁君	原田大二郎君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	横山 信一君
青島 健太君	浅田 均君
石井 苗子君	石井めぐみ君
猪瀬 直樹君	上野ほたる君
岡崎 太君	嘉田由紀子君
片山 大介君	金子 道仁君
串田 誠一君	佐々木りえ君
柴田 巧君	石 平君
高木かおり君	中条きよし君
新実 彰平君	松沢 成文君
松野 明美君	安達 悠司君
安藤 裕君	岩本 麻奈君
梅村みずほ君	大津 力君
神谷 宗幣君	後藤 翔太君
櫻井 祥子君	塩入 清香君
杉本 純子君	中田 優子君
初鹿野裕樹君	松田 学君
宮出 千慧君	山中 泉君
岩渕 友君	小池 晃君
白川 容子君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山添 拓君
北村 晴男君	百田 尚樹君
伊波 洋一君	高良 沙哉君

安野 貴博君 尾辻 朋実君
福島みずほ君 ラサール石井君
齊藤健一郎君 ながえ孝子君
平山佐知子君 福山 哲郎君
望月 良男君

反対者氏名

伊勢崎賢治君 大島九州男君
奥田ふみよ君 木村 英子君
天晶 大輔君

生殖補助医療に係る保険適用の回数制限緩和
に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

令和八年四月六日

塩村あやか

参議院議長 関口 昌一殿

生殖補助医療に係る保険適用の回数制限緩
和に関する質問主意書

厚生労働省が公表した「人口動態統計速報 令和
七(二〇二五)年十二月分」によれば、二〇二五年
の出生数(速報値)は日本で生まれた外国人等を含
め七十万五千八百九人であり、統計開始以来の最
小値を記録した。国立社会保障・人口問題研究所
が公表した「日本の将来推計人口(令和五年推計)」
の中心推計によれば、日本で生まれた外国人等を
含めた出生数が約七十万となるのは二〇四二年
であり、実際には十七年早いペースで少子化が進
んでいることになる。

一方、同研究所が公表した「第十六回出生動向
基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」によれ
ば、「実際に不妊の検査または治療経験がある夫

婦の割合」は二十一・七%であり、約四・四組に
一組となつている。また、二〇二三年に体外受
精、顕微授精等の生殖補助医療で生まれた出生児
数は八万五千四十八人であり、同年における全出
生児数(七十二万七千二百八十八人)の十一・
七%、約九人に一人となつている。全出生児数に
占める生殖補助医療で生まれた出生児数の割合は
年々上昇している。

二〇二二年四月に不妊治療への保険適用が開始
されてから四年が経過した。現在、生殖補助医療
の胚移植には保険適用の回数制限(以下「回数制
限」という。)が設けられており、一子ごとに、初
めての治療開始時点の女性の年齢が四十歳未満で
ある場合は通算六回まで、四十歳以上四十三歳未
満である場合は通算三回までとなつている。しか
し、妊娠十二週未満で流産に至った場合には一回
とカウントされ、六回又は三回の回数制限に近づ
くこととなる。不妊治療当事者のセルフサポート
団体であるNPO法人Fineが二〇二二年及び
二〇二五年に行ったアンケートには、「流産して
も一子六回までの制限がリセットされないため、
プレッシャーが大きい。」「全て心拍確認後の流
産でしたが保険の回数は十二週を超えなければリ
セットされないため(略)絶望していました。」な
ど、当事者の声が寄せられている。

回数制限は、当事者にとつて、大きな経済的及
び精神的負担になっていいると考える。また、少子
化問題への対応のためにも、回数制限の緩和が必
要と考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 回数制限が設けられている理由について、年
齢区分ごとに医学的見地から説明されたい。

二 回数制限の緩和のための方策として、妊娠十
二週未満で流産に至った場合、保険適用回数の
カウントから除外又は妊娠十二週以降に流産に
至った場合と同様に「次の児の妊娠を目的とし

た治療」の開始とみなし保険適用回数をリセッ
トすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 回数制限の緩和は、当事者の経済的及び精神
的負担の軽減となるとともに、約九人に一人が
生殖補助医療で生まれる現状に鑑み、少子化対
策にも資すると考える。前記二における妊娠十
二週未満で流産に至った場合の対応も含め、回
数制限の緩和について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員塩村あやか君提出生殖補助医療に係
る保険適用の回数制限緩和に関する質問に對
し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出生殖補助医療
に係る保険適用の回数制限緩和に関する質
問に対する答弁書

一について

厚生労働省において平成十六年度から実施し
ていた「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に
関し、平成二十八年度から、御指摘の「四十歳
未満である場合は通算六回まで」といった「回数
制限が設けられている理由」については、同省
雇用均等・児童家庭局母子保健課長(当時)が参
集を求めて開催していた、不妊治療に係る実務
や制度に関する専門的知見を有する有識者等に
より構成される「不妊に悩む方への特定治療支
援事業」のあり方に関する検討会が平成二十
五年八月二十三日に取りまとめた「不妊に悩む
方への特定治療支援事業」のあり方に関する検
討会報告書(以下「報告書」という。)において、

「特定不妊治療を受けた方の累積分娩割合は、六回までは回数を重ねることに明らかに増加する傾向にあるが、六回を超えるとその増加傾向は緩慢となり、分娩に至った方のうち約九十パーセントは、六回までの治療で妊娠・出産に至っているという研究報告がなされている」といった「医学的知見」を踏まえ、「四十歳未満で助成を開始した場合には通算六回・・・とすることが適当である」とされたことによるものであり、また、御指摘の「四十歳以上四十三歳未満である場合は通算三回まで」といった「回数制限が設けられている理由」については、報告書において、「累積分娩割合を年齢五歳階級ごとに比較した場合、三十～三十四歳及び三十五～三十九歳においては、治療回数を重ねるにつれて累積分娩割合は増加しているが、四十歳以上では、治療回数を重ねても累積分娩割合はほとんど増加しない」といった「医学的知見」を踏まえ、「四十歳以上で助成を開始した場合については、採卵から受精、そして胚移植に至るまでには、一定の治療回数を要することを考慮するとともに、諸外国における助成回数等を参考に、通算三回とすることが適当である」とされたことによるものである。 その上で、当該事業の実施状況等を踏まえ、令和三年十二月十五日に開催された中央社会保険医療協議会総会等において、御指摘の「生殖補助医療の保険適用について議論が行われ、当該事業の「回数制限」の取扱いを含め、その有効性、安全性等について確認されたことを踏まえ、当該「回数制限」の取扱いを維持しつつ、令和四年四月一日から保険適用の対象としているところである。 二について 報告書においては、不妊治療の有効性、安全	性等を基に、「四十歳未満で助成を開始した場合には通算六回とし、四十歳以上で助成を開始した場合については、・・・通算三回とする」とが適当である」とされているところ、御指摘の「妊娠十二週未満で流産に至った場合」についても、これらの回数から除外されるものではないと考えており、現時点で「保険適用回数のカウントから除外」することは考えていない。 また、一般に、御指摘の「妊娠十二週以降」は、流産に至る可能性が下がり、出産に至る可能性が高い状態に至ったと考えられること等を踏まえ、最終的に出産又は流産のいずれかに至るにかかわらず、「保険適用回数をリセット」することとしているところ、「妊娠十二週未満で流産に至った場合」については、同様の状態に至っていたものとは言えず、「妊娠十二週以降に流産に至った場合」と同様に取り扱うべきとは考えていない。 三について お尋ねについては、今後、「回数制限の緩和」に関する有効性、安全性に係る新たな医学的な知見が得られた場合には、必要に応じて、当該知見も踏まえながら、中央社会保険医療協議会において検討することとなるものと考えている。	原子力発電所の再稼働及び使用済核燃料の管理に関する質問主意書 宮下宗一郎青森県知事は令和八年三月三十一日、原子力発電所から出る使用済核燃料を一時保管する中間貯蔵施設（青森県むつ市）について、令和八年度の新規搬入を認めないと正式に表明した。また、廃炉作業を進めている高速増殖原型炉もんじゅの使用済ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料をめぐる、再処理施設として有力視されていたフランスの特殊燃料処理施設（以下「TCP」という。）の新設計画が資金不足や技術的困難を理由に白紙撤回されたと報じられている。 日本国内の原子力発電所における使用済核燃料プールの貯蔵余力は逼迫しつつあるため、日本のプルトニウム保有量に対して国際的な懸念が示されている。しかし、政府は、安全性の確認ができた原子力発電所を再稼働する方針を一貫して変えることなく、老朽化した原子力発電所のリプレイスまで実施しようとしている。 原子力発電所の再稼働は使用済核燃料を増加させることにつながる。そのため、保管場所や再処理の見通しがないまま再稼働を認めることについては、慎重な検討が必要と考える。 以上を踏まえて、以下質問する。 一 電気事業連合会が令和八年二月に公表した「使用済核燃料貯蔵対策の取組強化について」（使用済核燃料対策推進計画）の添付資料によれば、令和七年末時点における国内原子力発電所の使用済核燃料貯蔵量の貯蔵割合は、法的要求（燃料プール）容量の約七十八％に達していることと認識しているが、政府も同様の認識が示されている。 二 前記一の資料によれば、関西電力の大飯発電所、高浜発電所、美浜発電所、九州電力の川内発電所、玄海発電所、東京電力の柏崎刈羽電	所等においては、既に貯蔵割合が八十％を超えていると認識しているが、政府も同様の認識が示されたい。 三 原子力発電所を一定期間運転した場合、今後、数年以内に前記のうち複数の原子力発電所の燃料プールが満杯に達する可能性があること指摘されている。政府は、各原子力発電所の燃料プールが満杯に達する時期を試算しているか示されたい。試算している場合、その時期を示されたい。 四 関西電力は、高浜発電所については令和十年度頃、美浜発電所については令和十一年度頃、大飯発電所については令和十二年度頃に燃料プールが満杯になる可能性があるとしている。政府も同様の認識が示されたい。 五 原子力発電所における使用済核燃料の貯蔵量が上限に達した場合、当該原子力発電所の運転継続又は再稼働は制度上認められるか、政府の見解を示されたい。 六 制度上は認められる場合でも、使用済核燃料の貯蔵余力がない状況で原子力発電所を運転することは、安全上及び運用上の観点から適切でないと考ええる。政府は、同状況においても、実務的及び物理的観点から安全な運転継続が可能と認識しているか示されたい。 七 青森県における中間貯蔵及び再処理の受入状況を踏まえ、使用済核燃料の搬出量、再処理能力及び搬出・再処理の実現時期等を含めた今後の具体的な見通しを示されたい。 八 TCPの新設計画が頓挫した中、フランス等の各国に使用済核燃料の再処理を依存する現行の方針について、持続可能性や妥当性に係る政府の認識を示されたい。また、代替手段の検討を行っているか示されたい。
---	---	---	--

九 現在の日本のプルトニウム保有量及び各国が民生利用のために保有しているプルトニウムの総量に占める日本の保有量の割合を示されたい。また、今後、保有量をどのように削減する方針か、削減目標の有無を含めて示されたい。

十 プルサーマル計画において、再処理によるプルトニウムの供給量と実際の消費量との不均衡が指摘されている。この現状に係る政府の認識を示されたい。

十一 使用済核燃料の管理に係る政府の見通しを明確に示されたい。

十二 使用済核燃料の最終処分に係る具体的な道筋が確立されるまでの間、原子力発電所の再稼働の在り方について見直す必要があると考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出原子力発電所の再稼働及び使用済核燃料の管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出原子力発電所の再稼働及び使用済核燃料の管理に関する質問に対する答弁書

一 について

政府としては、電気事業連合会が令和八年二月十二日に公表した「使用済燃料貯蔵対策の取組強化について（使用済燃料対策推進計画）」（以下「使用済燃料対策推進計画」という。）に記載されている原子力発電所について、使用済燃料対策推進計画における「法的要求容量」の合計値に対する「使用済燃料貯蔵量」の合計値の割合

は、令和七年十二月末時点で、約七十八パーセントと認識している。

二 について

お尋ねについて、政府としては、使用済燃料対策推進計画に記載されている原子力発電所のうち、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所、東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所、中部電力株式会社浜岡原子力発電所、関西電力株式会社美浜発電所（以下「美浜発電所」という。）、関西電力株式会社高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）、関西電力株式会社大飯発電所（以下「大飯発電所」という。）、九州電力株式会社玄海原子力発電所、九州電力株式会社川内原子力発電所及び日本原子力発電株式会社東海第二発電所については、使用済燃料対策推進計画における「法的要求容量」に対する「使用済燃料貯蔵量」の割合が、令和七年十二月末時点で、それぞれ八十八パーセントを超えていると認識している。

三 について

お尋ねの「各原子力発電所の燃料プールが満杯に達する時期」については、政府として試算していない。

四 について

御指摘の「関西電力は、高浜発電所については令和十年年度頃、美浜発電所については令和十一年度頃、大飯発電所については令和十二年度頃に燃料プールが満杯になる可能性があるとしている」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）が令和七年二月十三日に公表した「使用済燃料貯蔵量推移見通し」によれば、関西電力が有する美浜発

電所、高浜発電所及び大飯発電所について、「六ヶ所再処理工場、仏国二百トンプラス追加百トン」へ搬出することで、使用済燃料貯蔵量は管理容量以下で推移し、将来的には使用済燃料貯蔵量が減少する見通しであると承知している。

五及び六について

実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）第十六条第二項第一号ロにおいて、燃料体等の貯蔵施設については、「燃料体等を必要に応じて貯蔵することができ容量を有するものとする」としており、具体的には「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（平成二十五年六月十九日原子力規制委員会決定）において、「発電用原子炉に全て燃料が装荷されている状態で、使用済燃料及び貯蔵されている取替燃料に加えて、一炉心分以上貯蔵することができ容量を確保すること」としているところ、これに違反していると認められるときは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の二十三第一項の規定に基づき、発電用原子炉施設の使用の停止その他保安のために必要な措置を命ずる等必要な規制を行うこととされており、お尋ねのように、「使用済核燃料の貯蔵余力がない状況で原子力発電所を運転すること」は想定していない。

七について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、関西電力は、令和七年二月十三日に公表した「使用済燃料対策ロードマップ」において、東京電力ホールディングス株式会社は、令和八年三月三十一日に公表した二千二十六年使用済燃料等の輸送計画についてにおいて、日本原子力発電株式会社は、同年一月二十六日に公表した「リサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料の搬入計画について」において、それぞれが有する原子力発電所からの使用済燃料の搬出の時期及び数量に係る計画（以下「搬出計画」という。）を示している一方、その他の実用発電用原子炉設置者は具体的な搬出計画を示していないものと承知している。また、日本原燃株式会社は、同月二十八日に公表した「六ヶ所再処理施設およびMOX燃料加工施設 暫定操業計画（処理可能な年間再処理量および加工可能な年間加工プルトニウム量）」において、「六ヶ所再処理施設の暫定の操業計画（処理可能な年間再処理量）」を示しているものと承知している。

お尋ねの「フランス等の各国に使用済核燃料の再処理を依存する現行の方針」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、高速増殖原型炉「もんじゅ」の使用済燃料については、フランスにおける再処理を基本としつつ、その他の選択肢についても排除せずに検討しているところである。

八について

前段のお尋ねについては、我が国が国内及び海外に保管する照射されていないプルトニウム（以下「未照射プルトニウム」という。）の量は、令和六年末時点で、四十四・四トン（プルトニウムであり、また、お尋ねの「各国が民生利用のために保有しているプルトニウム」の総量は、国際原子力機関がウェブサイトで公表している情報によれば、同年末時点で三百七十八・七トン）プルトニウムであることから、当該総量に対する我が国が国内及び海外に保管する未照射プ

九について

前段のお尋ねについては、我が国が国内及び海外に保管する照射されていないプルトニウム（以下「未照射プルトニウム」という。）の量は、令和六年末時点で、四十四・四トン（プルトニウムであり、また、お尋ねの「各国が民生利用のために保有しているプルトニウム」の総量は、国際原子力機関がウェブサイトで公表している情報によれば、同年末時点で三百七十八・七トン）プルトニウムであることから、当該総量に対する我が国が国内及び海外に保管する未照射プ

ルトニウムの量の割合は約十一・七パーセントである。

後段のお尋ねについては、「削減目標」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」(平成三十年七月三十一日原子力委員会決定)において、「プルトニウム保有量を減少させる」としていることを踏まえ、電気事業者が保有する未照射プルトニウムについては、「エネルギー基本計画」(令和七年二月十八日閣議決定)において、「利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持し、・・・プルトニウム保有量を適切に管理し、削減に取り組む」とともに、「事業者間の連携・協力を深めつつ、プルサーマルを一層推進する」との方針を示しており、また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)が保有する未照射プルトニウムについては、高速実験炉「常陽」の運転再開後、その燃料として利用するほか、原子力機構が保有するその他の施設において、原子炉等規制法第五十二条の規定に基づく許可を受けた目的及び量の範囲で、研究開発の用に供する方針である。

十について

御指摘の「再処理によるプルトニウムの供給量と実際の消費量との不均衡」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)の枠組みの下、プルトニウムの回収と利用を進めることにより、その適切な管理に取り組む方針である。

十一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、平成二十七年十月六日に最終処

分関係閣僚会議において決定した「使用済燃料対策に関するアクションプラン」において、「政府から事業者に対し、使用済燃料の貯蔵に係る目標の設定を含めて、発電所の敷地内外を問わず、使用済燃料の貯蔵能力の確保・拡大へ向けた事業者の取組を具体化した「使用済燃料対策推進計画」の策定を要請する」としたところであり、使用済燃料対策推進計画については、政府の要請に基づき電気事業連合会が策定及び公表しているものと承知している。

十二について

特定放射性廃棄物の最終処分については、「エネルギー基本計画」において、「最終処分の実現に向け、特定放射性廃棄物の最終処分に關する基本方針に基づき、国が前面に立ち取り組む」と、また、原子力発電所の再稼働については、同計画において、「原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて策定された新規制基準に適合すると原子力規制委員会が認めた原子力発電所についてのみ再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」としており、この方針に沿って進めていく考えである。

原子力事業者における内部通報制度及び公益通報者保護制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和八年四月八日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

令和八年四月二十四日 参議院會議録第十号 質問主意書及び答弁書

原子力事業者における内部通報制度及び公益通報者保護制度に関する質問主意書

経済産業省及び原子力規制委員会は令和八年一月、中部電力株式会社(以下「中部電力」という。)に対し、浜岡原子力発電所の地震動の評価に当たつて不適切な方法で実施をしていた事案(以下「当該事案」という。)について報告を求めた。これを受け、中部電力は令和八年三月三十一日、「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案に関する報告書」(以下「報告書」という。)を提出した。報告書によれば、地震動評価に係る算定プロセスが明確になつていないなど内部からの複数回の指摘(以下「当該指摘」という。)があつたにもかかわらず、審査資料等が改められることはなかつたとされている。

原子力発電所における事故の発生は国民の生命・身体に重大な影響を及ぼし得るため、その安全性に関する情報の適切な共有及び是正措置の確保は極めて重要である。しかし、当該指摘に対する正が図られなかつたことは、中部電力における内部通報制度の実効性や通報者の保護の在り方に重大な疑義を生じさせるものである。特に、公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)の趣旨に照らせば、当該指摘は、公益通報として適切に取り扱われるべきと考えられる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 当該指摘がなされていたにもかかわらず是正されなかつたことは、中部電力の内部通報制度が実効的に機能していなかつた可能性があることを示していると認識しているか、政府の見解を示されたい。

二 原子力事業者における内部通報制度について、現行制度上どのような体制整備が求められ

ているか、具体的に示されたい。

三 当該指摘は、公益通報者保護法上の公益通報に該当し得ると考えるが、政府の見解を示されたい。公益通報に該当する場合、どのような保護の対象となるか、具体的に示されたい。

四 当該指摘を行った者に対し、不利益な取扱い(配置転換、降格、解雇等)がなされていないか、政府として把握している事実関係を示されたい。また、事実関係を把握していない場合、その理由及び今後の調査の必要性について、政府の認識を示されたい。

五 当該指摘が是正に結びつかなかつたことを受けて、原子力分野における内部通報制度及び公益通報者保護制度に課題があると認識しているか、政府の見解を示されたい。

六 原子力分野においては一般産業以上に高度な安全文化が求められるにもかかわらず、当該事案において内部通報制度が機能しなかつた要因を政府としてどのように分析しているか示されたい。

七 当該事案を踏まえ、原子力事業者に対し、内部通報制度の運用状況に関する点検又は指導を行う考えがあるか示されたい。

八 通報者が、事業者の内部に対して不正を指摘するのではなく、経済産業省や原子力規制委員会に対して直接不正を通報できる制度の整備を検討する考えがあるか示されたい。

九 当該事案は単なる個別事業者の問題にとどまらず、原子力分野の安全を支える制度基盤そのものに関わるものである。内部通報制度及び公益通報者保護制度の実効性確保について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出原子力事業者における内部通報制度及び公益通報者保護制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出原子力事業者における内部通報制度及び公益通報者保護制度に関する質問に対する答弁書

一、三、五及び六について

現在、経済産業省においては、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第六十六条第三項の規定に基づき、原子力規制委員会においては、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第六十七条第一項の規定に基づき、それぞれ中部電力株式会社に対し、御指摘の「当該事案」の原因等についての報告を求めているところであり、また、同委員会において、原子炉等規制法第六十一条の二の二第一項の規定に基づく原子力規制検査(以下「原子力規制検査」という。)を通じ、お尋ねの「当該指摘」を含めた詳細な事実関係の把握を行っているところであるため、お尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「原子力事業者」を含む事業者は、御指摘の「体制整備」について、公益通報者保護法(平成十六年法律第二十二号)第十一条第一項において、「第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務・・・に従事する

者・・・を定めなければならない」とされており、また、同法第十一条第二項において、「前項に定めるもののほか、公益通報者の保護を図るとともに、公益通報の内容の活用により国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るため、第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない」とされている。

四について

一、三、五及び六について述べたとおり、現在、経済産業省においては、電気事業法第六十六条第三項の規定に基づき、原子力規制委員会においては、原子炉等規制法第六十七条第一項の規定に基づき、それぞれ中部電力株式会社に対し、御指摘の「当該事案」の原因等についての報告を求めているところであり、また、同委員会において、原子力規制検査を通じ、お尋ねの「当該指摘」を含めた詳細な事実関係の把握を行っているところであるため、現時点において、お尋ねの「当該指摘を行った者に対し、不利益な取扱い(配置転換、降格、解雇等)がなされていないか」については把握しておらず、また、「今後の調査の必要性」について、現時点でお答えすることは困難である。

七及び九について

一、三、五及び六について述べたとおり、現在、経済産業省においては、電気事業法第六十六条第三項の規定に基づき、原子力規制委員会においては、原子炉等規制法第六十七条第一項の規定に基づき、それぞれ中部電力株式会社に対し、御指摘の「当該事案」の原因等についての報告を求めているところであり、また、同委員

会において、原子力規制検査を通じ、御指摘の「当該指摘」を含めた詳細な事実関係の把握を行っているところ、お尋ねの「内部通報制度の運用状況に関する点検又は指導」及び「内部通報制度及び公益通報者保護制度の実効性確保」については、その結果も踏まえて検討すべきものであると考えているため、現時点において、予断をもってお答えすることは差し控えたい。

八について

お尋ねについては、公益通報者保護法第二条第一項において、公益通報とは、労働者等が「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、当該各号に定める事業者・・・又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員(中略)、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、・・・当該通報対象事実について処分・・・若しくは勧告等・・・をする権限を有する行政機関(中略)に通報すること」と定められており、お尋ねの「通報者」が「経済産業省や原子力規制委員会」に対して公益通報を行うことは、現行法の下においても可能である。その上で、同法第十三条第二項において、「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関・・・は、前項に規定する措置の適切な実施を図るため、第三条第二号及び第六条第二号に定める公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない」と定められているところ、経済産業省及び原子力規制委員会においては、同項の規定を踏まえ、外部の労働者等からの通報を受け付ける窓口を設けている。また、原子炉等規制法第六十六条第一項に基づ

き、原子力事業者が原子炉等規制法又は原子炉等規制法に基づく命令の規定に違反する事実がある場合において、原子力事業者の従業員がその事実を同委員会に申告することができる制度が整備されている。

浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不適切事案に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年四月八日

参議院議長 関口 昌一殿

石垣のりこ

浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不適切事案に関する質問主意書
経済産業省及び原子力規制委員会は令和八年一月、中部電力株式会社(以下「中部電力」という。)に対し、浜岡原子力発電所の地震動の評価に当たって不適切な方法で実施をしていた事案(以下「当該事案」という。)について報告を求めた。これを受け、中部電力は令和八年三月三十一日、「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案に関する報告書」(以下「報告書」という。)を提出した。

報告書によれば、遅くとも平成二十四年頃以降には「審査会合での説明内容と異なる手法で解析を実施していた」、平成三十年以降には「意図的な方法で解析が実施されていた」とされている。また、平成三十年以降、内部から前記の手法・方法を問題視する指摘が複数回なされていたにもかかわらず、改められなかったことも明らかとなっている。

地震動の評価に係るデータの改ざんとも言える当該事案について、山中伸介原子力規制委員会委員長は令和八年四月一日の記者会見において、「もしそれが事実ならば、事業者として(略)失格」との認識を示した。また、同年三月二十五日の記者会見においては、規制上の対応をするには時間がかかる、令和八年夏頃には判断したい旨発言した。

当該事案は、原子力規制の根幹である安全審査の前提データに係る重大な問題であり、原子力規制行政の信頼性にも直結するものである。

一 当該事案について、政府はどのような手法及び手続により事実関係の確認を行うか、具体的に示されたい。

二 報告書の内容について、政府として独自に事実確認を行うか示されたい。事実確認を行う場合、法的根拠及び具体的内容を示されたい。

三 前記二の事実確認に当たり、関係者への聴取、資料の提出命令、立入検査等をどの程度実施する予定か、現時点での方針を示されたい。

四 当該事案において、「審査会合での説明内容と異なる手法」、「意図的な方法」で解析を実施したことは、どのような規制に違反するか示されたい。

五 当該事案が長期間にわたり継続し、内部から問題視する指摘があったにもかかわらず是正が図られなかったことについて、中部電力の組織的関与の有無に係る政府の見解を示されたい。

六 当該事案に関し、原子力規制委員会が取り得る規制上の措置を示されたい。また、当該事案に実際に適用される可能性及びその判断要素を併せて示されたい。

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に

関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)に規定する発電用原子炉の設置許可の取消しについて、どのような事実関係及び要件を認めた場合に適用されるか、過去の事例も踏まえ、具体的な判断基準を示されたい。また、当該事案は、設置許可取消しの検討対象となり得るか、政府の見解を示されたい。

八 山中原子力規制委員会委員長の令和八年夏頃には判断したい旨の発言について、その判断に至るまでのスケジュール及び主な検討プロセスを示されたい。

九 当該事案のような不正を長期間見抜けなかったことについて、現行の審査・検査体制に問題があったと認識しているか、政府の見解を示されたい。また、同様の事案を防止するための制度改正又は運用改善について、検討している事項を示されたい。

十 中部電力以外の電力会社においても基準地震動策定に係る不適切事案が存在する可能性について、政府の認識を示されたい。また、当該事案と同様に、中部電力以外の電力会社に対して、データ改ざんの有無の点検、データの再検証等の横断的調査を実施する考えはあるか示されたい。現時点で調査を実施する考えがない場合、その理由及び根拠を示されたい。

右質問する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不適切事案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不適切事案に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「独自に」の具体的に意味するところが必要しも明らかではないが、政府としては、現在、御指摘の「当該事案の」事実関係について、「報告書の内容」も含め、詳細な「確認」を行っているところ、当該確認のお尋ねの「手法及び手続」、「法的根拠及び具体的内容」及び「事実確認に当た」つての「関係者への聴取、資料の提出命令、立入検査等」については、中部電力株式会社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号。以下「法」という。第六十七条第一項の規定に基づく「当該事案」の報告及び電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第百六条第三項の規定に基づく「当該事案」の報告(以下「当該事案」報告という。)を求めているほか、法第六十一条の二第二項の規定に基づく「原子力規制検査(以下「原子力規制検査」という。)」による、同条第三項各号に掲げる事務所又は工場若しくは事業所への立入り、「帳簿、書類その他必要な物件の検査」、「関係者に対する質問」及び「核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出・・・をさせること」を組み合わせるにより、現在、御指摘の「事実関係」の詳細な「確認」を行っているところであるが、現時点で、中部電力株式会社から「当該事案」報告の求めに対して、一部のみが報告されている段階であり、お尋ねの「どのような規制に違反するか」及び「中部電力の組織的関与の有無」については、今後の追加の報告や原子力規制検査の実施状況等を踏まえ、明らかになるものと考えている。

現時点で、中部電力株式会社から「当該事案」報告の求めに対して、一部のみが報告されている段階であり、お尋ねの「どのような規制に違反するか」及び「中部電力の組織的関与の有無」については、今後の追加の報告や原子力規制検査の実施状況等を踏まえ、明らかになるものと考えている。

六及び七について

お尋ねの「原子力規制委員会が取り得る規制上の措置」及び「発電用原子炉の設置許可の取消しについて、どのような事実関係及び要件を認めた場合に適用されるか」については、令和八年一月十四日に開催された令和七年度第五十一回原子力規制委員会の資料一「中部電力株式会社の不作為に対する今後の対応」の参考二「今後取り得る規制措置について」において、「一、設置変更許可申請が許可基準に適合していると認められない場合の処分として、「設置変更許可申請が、法第四十三条の三の六第一項各号に掲げる基準に適合していると認められない場合は、設置変更許可申請の許可をすることができない」とし、並びに「二、事業者の活動が保安規定に違反している場合の処分」である、「(一)保安活動に対する措置命令」として、「品質マネジメントシステムに基づく事業者の活動が十分ではない場合、保安のために必要な措置を命じることができ。(法第四十三条の三の二十三第一項)」と、「(二)保安規定の変更命令」として、「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認める場合、保安規定の変更を命じることができる。(法第四十三条の三の二十四第三項)」と、及び「(三)法第四十三条の三の五第一項の許可の取消し等」として、「保安規定に違反したとき、又は上記(一)若しくは

(二)の命令に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。(法第四十三条の三の二十第二項)としておりである。このうち、御指摘の「設置許可の取消し」に関しては、これまで、法第四十三条の三の二十第二項の規定に基づき、発電用原子炉の設置の許可を取り消した事例はないことから、お尋ねのように「過去の事例も踏まえ、具体的な判断基準を示す」とは困難である。

また、お尋ねの「実際に適用される可能性及びその判断要素」及び「設置許可取消しの検討対象となり得るか」については、一から三までについてでお答えしたとおり、現時点で、中部電力株式会社から「当該事案」報告の求めに対して、一部のみが報告されている段階であり、今後の追加の報告や原子力規制検査の実施状況等を踏まえ、明らかになるものと考えている。

八について
お尋ねの「検討プロセス」については、一から三までについてでお答えしたとおり、現在、中部電力株式会社から「当該事案」報告を求めているほか、令和八年一月十四日に開催された令和七年度第五十一回原子力規制委員会の資料「中部電力株式会社の不正行為に対する今後の対応」に記載のとおり、「原子力規制検査のうち基本検査として、審査資料作成作業に係る品質管理に対する保安規定の遵守状況を確認」しており、今後、「本事案に係る検査結果、重要度評価と深刻度評価」をとりまとめ、その結果を踏まえた規制上の措置等を判断することになるものと考えているが、一から三までについてでお答えしたとおり、現時点で、中部電力株式会社から「当該事案」報告の求めに対して、一部のみが報告されている段階であることから、お尋ねの「スケジュール」について、具体的にお示

しすることは困難である。
九について

御指摘の「審査・検査」を、原子力規制委員会が行う新規制基準「法及び法の規定に基づく原子力規制委員会規則等に定める基準をいう。以下同じ。」に係る適合性審査(以下「適合性審査」という。)及び原子力規制検査と解すれば、現行の「審査・検査体制」において、前者は、原子力施設の安全確保の第一義的な責任を有する原子力事業者において、適切な品質の管理を行う体制により、妥当性及び信頼性が確保されたデータ等を作成することを前提として作成された申請書に基づき、例えば、その申請書の記載内容である、原子力施設を設置する敷地において想定される地震による地震動の評価の方針、方法等に関して、科学的・技術的な観点から、新規制基準に適合しているかを審査するものであり、後者は、当該原子力事業者において当該データ等に基づき実施する原子力施設の保全や運転等に関して、例えば、法第四十三条の三の九に規定する設計及び工事の計画の認可を受けた機器等の検査の実施状況や、法第四十三条の三の二十四に規定する保安規定の遵守状況といった、保安のための活動を確認するものであり、いずれにおいても、御指摘の「当該事案」のように原子力事業者により申請書等に用いるデータそのものに「不正」があったか否かについて把握することは必ずしも容易ではなく、御指摘のように「現行の審査・検査体制」自体に問題があったとは必ずしも考えていないが、今後、「当該事案」報告の求めに対する追加の報告や原子力規制検査の実施状況等も踏まえつつ、御指摘のように「同様の事案を防止するための制度改正又は運用改善」を行うことも含め、原子力規制委員会が行う適合性審査及び原子力規

制検査の在り方について必要な検討をしてまいりたい。
十について

御指摘の「中部電力以外の電力会社」を、中部電力株式会社以外の原子力事業者と解すれば、「当該事案」は、データそのものに、九で御指摘の「不正」があったという極めて例外的なものと考えており、また、これまで、原子力規制委員会に対し、中部電力株式会社以外の原子力事業者に関して、法第六十六条第一項の規定に基づく申告を含め、「当該事案」と類似の事案の申告等はなされていないことから、中部電力株式会社以外の原子力事業者において、御指摘のような「基準地震動策定に係る不適切事案」があるとは考えておらず、現時点で「横断的調査を実施する考え」はない。

日本国国章損壊罪の制定に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
令和八年四月十日

参議院議長 関口 昌一殿
高良 沙哉

日本国国章損壊罪の制定に関する質問主意書

国章損壊罪の制定に係る議論が活発化しつつある。選挙中の日章旗等の損壊について報道されたが、日章旗が他者の所有物である場合、刑法(一九〇七年法律第四十五号)第二百六十一条に規定する器物損壊等として処罰が可能である。日章旗が自身の所有物である場合、政治的メッセージや表現の一種として日本国憲法第二十一条で保障される表現の自由の範疇と捉えることが可能と考え

る。また、日本国憲法第十九条において思想・良心の自由が保障されている我が国において、思想に踏み込んだ処罰要件の制定は問題と考える。そこで、国旗及び国歌に関する法律(一九九九年法律第二百七十七号。以下「国旗国歌法」という。)第一条に規定する日章旗と国章損壊罪の議論に関する政府の姿勢を確認すべく、以下質問する。

一 二〇二五年十月二十日の「自由民主党・日本維新の会連立政権合意書」では、二〇二六年通常国会において「日本国国章損壊罪」を制定することが合意された。同罪の立法事実及び具体的な必要性について、政府の認識を示されたい。

二 刑法第九十二条は、外国国章の損壊等について規定している。同条の法益は「外交上の国家利益を守るためのもの」との指摘もあるが、同条の法益に係る政府の見解を示されたい。また、日章旗を損壊する罪を制定する場合の法益について、政府の見解を示されたい。

三 国旗国歌法第一条は、「国旗は、日章旗とする。」と規定しているが、国章に係る規定はないと承知している。報道によれば、日本国国章損壊罪の制定に関する議論は日章旗を対象としているようであるが、現行の法律上、国章に係る規定はあるか示されたい。ある場合、国章の指す具体的な内容を示されたい。

四 国旗国歌法の制定過程である一九九九年六月二十九日、小渕恵三内閣総理大臣(当時)は衆議院本会議において、「法制化に伴い、国旗に対する尊重規定や侮辱罪を創設すること」、「国旗の掲揚等に関し義務づけを行うこと」は考えていないと答弁した。また、政府は同年七月二十一日の衆議院内閣委員会において、「国民が掲揚の義務を課されたり、あるいは斉唱の義務を課されるということは一切ない」と答弁した。これは、思想・良心の自由及び表現の自由を制

約しないための答弁であつたと考えるが、これらの政府見解に変更がないか示されたい。

五 前記四の政府見解に変更がある場合、憲法上の権利を脅かす可能性があり問題と考えるが、政府の認識を示されたい。政府見解に変更がない場合、日章旗に対する思想・良心の自由及び表現の自由を侵害するおそれのある法整備が進められることは、主権者に不利益であり、政府見解にも反すると考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

令和八年四月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員高良沙哉君提出日本国国章損壊罪の制定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高良沙哉君提出日本国国章損壊罪の制定に関する質問に対する答弁書

一、二の後段及び五について

御指摘の「日本国国章損壊罪」については、「自由民主党・日本維新の会連立政権合意書」において提起され、現在、自由民主党及び日本維新の会において、議論が行われている事柄であると承知していることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

二の前段について

刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十二条第一項は、外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する旨規定しているが、同条は、同法第二編第四章の「国交に関する罪」の中に置かれており、我が国の外交作用の

円滑、安全等を考慮して、かかる行為を処罰することとしたものと考えられる。

三について

我が国の現行の法律において、「国章」という文言を使用しているものは刑法のみである。同法第九十二条第一項における「国章」については、一般に、国家を象徴する物件であり、陸海空軍の軍旗等がこれに当たると解されていると承知している。

四について

御指摘の「思想・良心の自由及び表現の自由を制約しないための答弁であつた」の意味するところが明らかではないが、平成十一年六月二十九日の衆議院本会議において、小渕内閣総理大臣(当時)が「今回の法制化の趣旨は、これまで長年の慣行により、国民の間に広く定着している国旗と国歌を成文法で明確に規定するものでありますことから、法制化に伴い、国旗に対する尊重規定や侮辱罪を創設することは考えておりません。」及び「御指摘の政府の見解は、政府としては、今回の法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務づけを行うことは考えておらず、したがって、国民の生活に何らの影響や変化が生ずることとはならないと考えている旨を明らかにしたものであります。」と、また、同年七月二十一日の衆議院内閣委員会において、大森内閣法制局長官(当時)が「ただいま御審議いただいております法律案、これは、二条立てで、極めてシンプルでございます。『国旗は、日章旗とする。』『国歌は、君が代とする。』こういうことでございまして、この法律自体から生ずる効果といたしましては、国民が掲揚の義務を課されたり、あるいは斉唱の義務を課されるということは一切ないわけでございます。」と答弁しているところ、これらの答弁の内容について変更はない。

